



MEDICINOVA

2019年4月26日

2019年年次総会招集通知

メディシノバ・インク株主各位

デラウェア州の会社であるメディシノバ・インク（以下「当社」といいます。）の年次株主総会（以下「本年次株主総会」又は「2019年年次株主総会」といいます。）を、2019年6月10日（月曜日）午後2時30分（太平洋夏時間）から、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート150、エグゼクティブ・スクエア4225において、以下に掲げる目的のために開催しますのでここに通知いたします。

1. 2022年年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するとき（それ以前に、死亡若しくは辞任した場合又は解任された場合は、そのとき）までを任期とするクラスⅢの取締役2名（指名・企業統治委員会の提言を受けて、取締役会が指名）の選任
2. 監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2019年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所を選任することの承認
3. 2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013年プラン」といいます。）に基づき発行可能な普通株式数を増やすための2013年プランの変更の承認
4. 勧告的決議としての、本参考書類において開示される当社のNEO（Named Executive Officers）の報酬の承認
5. 勧告的決議としての、当社のNEOの報酬に関する株主の皆様による勧告的決議の望ましい頻度の承認
6. 本年次株主総会に適式に提案されたその他の事項の審議

本年次株主総会又はその延会の招集通知を受け取り議決権を行使できるのは、2019年4月11日の営業終了時において名義登録されている株主の皆様に限られます。本年次株主総会において議決権を行使できる株主の皆様全員の名簿は当該総会開催前の10日間、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275所在の当社にて閲覧することができます。

本年次株主総会における皆様の議決権行使は非常に重要です。皆様が2019年年次株主総会に出席される予定でありましても、皆様の議決権が2019年年次株主総会において皆様の指図どおりに行使されることを確保するため、できるだけ早く皆様の議決権を行使し又は委任状をご提出くださいますようお願いいたします。電話やインターネットによる議決権行使も可能です。議決権行使に関する詳しい説明については、委任状参考資料又は委任状用紙のインターネット入手に関するお知らせをご参照ください。2019年年次株主総会に実際に出席し、自ら議決権を行使される場合、その際に委任状を取り下げただけでも可能です。

本招集通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://medicinova.jp/ir/library/proxy>) に掲載しております。

- ① 連結財務書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ② 連結財務書類の「連結キャッシュ・フロー計算書」
- ③ 連結財務書類の「連結注記表」
- ④ 参考書類の「第3号議案 授権株式数の増加に関する2013年エクイティ・インセンティブ・プランの変更の承認」のうち、「報酬委員会の報告書」、「取締役会の監査委員会の報告書」、「その他の事項」、「年次報告書」

取締役会の命により

岩城裕一 M.D.、Ph.D.
代表取締役社長兼CEO

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
2019年4月26日

【株式会社証券保管振替機構からのお知らせ】

株式会社証券保管振替機構の定める外国株券等保管振替決済制度に従い、株主の権利は、原則として、2019年4月11日現在において確定された実質株主の指示により、当社が行使しますので、皆様におかれましては、添付の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折返しご返送ください。

また、日本における実質株主の皆様による議決権の行使方法については、本書に記載の内容と異なる点がありますので、ご注意ください。

なお、米国カリフォルニア州ラ・ホイヤにおいて開催される株主総会に直接出席したうえで、議決権の行使を希望する実質株主につきましては、別途手続きが必要となりますので、詳細はメディンバ・インク（電話：03-3519-5010）又は株式会社証券保管振替機構振替業務部外国株式担当（電話：03-3661-3994）までお問い合わせください。

営業報告

概況

当社は米国市場に商業的な重点をおき、まだ十分に有効な治療法がない深刻な疾患の治療を目的とする革新的な新規低分子医薬品の取得及び開発に特化する医薬品企業です。現在、進行型多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、化学療法誘発性末梢神経障害（抗がん剤による末梢神経障害）、変性性頸椎椎症、グリオブラストーマ（神経膠芽腫）及び薬物依存（メタンフェタミン（覚醒剤）、オピオイド、アルコールなど）など中枢神経系疾患の治療を適応とするMN-166（イブジラスト）、NASH（非アルコール性脂肪性肝炎）、IPF（特発性肺線維症）など線維症疾患の治療を適応とするMN-001（タイペルカスト）の開発に経営資源を集中させています。さらに当社のパイプラインには、喘息急性発作の治療を適応とするMN-221（ベドロドリン）、固形がんの治療を適応とするMN-029（デニブリン）があります。

MN-166（イブジラスト）

当社は現在、複数の異なる中枢神経系疾患治療を適応としてMN-166（イブジラスト）を開発しています。

進行型多発性硬化症：

当社は、米国国立衛生研究所（NIH）の支部である国立神経疾患脳卒中研究所（NINDS）により設立された共同臨床治験ネットワーク・NeuroNEXTのパートナーとして一次/二次進行型多発性硬化症を適応とするMN-166のフェーズ2b臨床治験（SPRINT-MS）を実施しました。2015年に当初の予定患者数250名を超えた255名の進行型多発性硬化症患者の登録及び無作為割り当てを完了しました。2017年10月に当社は本臨床治験（SPRINT-MS）に関し、良好なトップラインデータ結果を発表しました。本臨床治験において2つのプライマリーエンドポイント（第一次的評価項目）である全脳萎縮進行抑制及びMN-166（イブジラスト）の安全性と認容を達成しました。MN-166群は脳実質分画（Brain Parenchyma Fraction）法を用いたMRI検査による評価で全脳萎縮進行度をプラセボ群と比較して48%抑制し（ $p=0.04$ ）また重篤な副作用反応、副作用の発生頻度はプラセボ群と比較し違いはみられませんでした。また2018年2月には当社はセカンダリーエンドポイント（二次的評価項目）の一つである、継続する身体障害進行リスクに関して良好な結果を得たことをお知らせしました。MN-166治療群ではExpanded Disability Status Scale（EDSS 総合障害度スケール）で評価する継続する身体的障害進行のリスクがプラセボ群と比較し26%低下（Hazard Ratio=0.74）したことが認められました。本臨床治験（SPRINT-MS）の概要や結果については、2018年8月、総合医学雑誌“New England Journal of Medicine”に掲載されました。また、当社はMN-166（イブジラスト）に対し進行型多発性硬化症の適応で米国食品医薬品局（FDA）よりファストトラック（優先承認審査制度）の指定承認を受けております。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

2014年下半年に当社は、MN-166（イブジラスト）の新しい適応症として筋萎縮性側索硬化症（ALS）治療を目的としたフェーズ2臨床治験を開始し、2017年下半年に本臨床治験を完了しました。2017年12月には、本臨床治験において良好なトップラインデータが得られたことをお知らせしました。本臨床治験

におけるプライマリーエンドポイントである安全性と許容を達成しました。さらにMN-166（イブジラスト）群ではプラセボ群と比較し、ALS患者の生活の質を評価するALSAQ-5スコアへの治療反応者の比率は増加しました。ALSAQ-5スコアは患者自身が身体的可動性、日常生活の自立的活動性、食事・飲料などの経口摂取のレベル、コミュニケーションや情緒反応などを評価するものです。又、2018年3月、当社は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）を適応とするフェーズ2臨床試験の上肢発症型・麻痺症発症型患者を対象としたサブグループのアドホック解析データを発表しました。2018年9月には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）を適応とするMN-166のフェーズ3臨床試験に関してFDA（米国食品医薬品局）からフィードバックを受領しました。2019年1月当社は、MN-166（イブジラスト）とリルゾール併用療法に関して、筋萎縮性側索硬化症（ALS）及び、その他の神経変性疾患を適応として出願中の特許に対し、米国特許庁から承認を受けました。

また、当社は現在、ALSバイオマーカー臨床試験と称する臨床試験をハーバード大学マサチューセッツ総合病院と共同で行っています。ALS患者における脳のミクログリア活性抑制へのMN-166（イブジラスト）の効果を、新規造影剤を使用し画像検査にて評価するものです。本臨床試験では画像評価以外に、複数の臨床症状への効果も評価します。2018年7月、当社は、ALSバイオマーカー臨床試験に関して、患者登録が完了したことをお知らせしました。当社はMN-166（イブジラスト）に対しALS治療の適応でFDAよりファストトラック（優先承認審査制度）及びオーファンドラッグの指定承認を受けております。なお、本指定により、FDAからの新薬承認後、市場において7年間の排他的先発販売権を付与されます。さらに、2016年12月に欧州委員会がALS治療を適応としてMN-166（イブジラスト）をオーファンドラッグに指定しました。

依存症：

当社は2013年にUCLAと共同でメタンフェタミン依存症治療を適応として、米国国立薬物濫用研究所（NIDA）から資金供与を受け、フェーズ2臨床試験を開始しました。本臨床試験は2017年12月に患者登録を完了し、2018年3月にプライマリーエンドポイントを満たさなかった試験結果を発表いたしました。また、2017年11月にはオレゴン保健科学大学と共同でメタンフェタミン依存患者を対象にMN-166（イブジラスト）の効果を画像検査で評価するバイオマーカー試験を開始することをお知らせしました。この臨床試験は現在進行中です。

また、オピオイド依存症に関しては、NIDAの資金供与を受けたオピオイド離脱症を適応とするMN-166（イブジラスト）のフェーズ1b/2a臨床試験がコロンビア大学で完了しています。その後、コロンビア大学で、再度NIDAの資金供与を受けたオピオイド処方薬およびヘロイン依存症患者に対する離脱症状へのMN-166（イブジラスト）の効果を検証する、プラセボ対照二重盲検フェーズ2臨床試験が実施されました。2016年3月にコロンビア大学の試験責任医師と当社は、Behaviour Biology and Chemistry年次総会のシンポジウムにおいて、本臨床試験のポジティブな結果について発表しました。

2013年8月には、アルコール依存症治療に対するMN-166（イブジラスト）の効果を検証する臨床試験に対し、UCLAの試験責任研究者が米国国立アルコール濫用/依存症研究所（NIAAA）から研究費の供与を受け、試験を行いました。当該臨床試験は完了し2015年12月、第54回米国神経精神薬理学会年次総会において試験結果の発表がありました。2018年5月には、新たに米国国立薬物濫用研究所（NIDA）から資金供与を受け、UCLAと共同でMN-166（イブジラスト）のアルコール摂取障害及び離脱症を適応とした臨床

治験を開始することをお知らせし、本臨床治験は現在進行中です。2018年8月には、新たに米国国立アルコール濫用/依存症研究所（NIAAA）から助成金を受けた、別のアルコール摂取障害を対象とするフェーズ2bの臨床治験をUCLLAと共同で、開始することをお知らせしました、この臨床治験は現在進行中です。

化学療法誘発性末梢神経障害：

当社は、2018年3月にMN-166（イブジラスト）の化学療法誘発性末梢神経障害の治療効果を評価するための治験を開始することをお知らせしました。本治験は、オーストラリア、シドニー大学コンコルド癌センターから治験研究費をサポートされて現在進行中です。

変性性頸椎脊椎症（Degenerative Cervical Myelopathy, DCM）：

当社は、2018年8月、ケンブリッジ大学の研究者らと、変性性頸椎脊椎症（Degenerative Cervical Myelopathy, DCM）を対象とするMN-166（イブジラスト）の共同臨床治験を開始することをお知らせしました。本臨床試験は、英国国立疾患病研究センターNational Institution for Health Research（NIHR）から研究助成金をうけて実施され、2019年の半ばに被験者の登録開始を予定しております。

グリオブラストーマ（神経膠芽腫）：

当社は再発性グリオブラストーマ（神経膠芽腫）を適応とするMN-166（イブジラスト）フェーズ2臨床治験を開始しました。2017年6月に、MN-166（イブジラスト）による治療効果の可能性を評価したグリオブラストーマ動物モデルスタディから得た良好な実験結果をお知らせしました。このスタディ結果は2017年度米国臨床腫瘍学会総会（ASCO）で発表されました。2018年5月、当社はMN-166（イブジラスト）のグリオブラストーマ（神経膠芽腫）を適応とするIND申請に対しFDAより承認通知を受けました。2018年10月には、FDAがMN-166（イブジラスト）をグリオブラストーマ（神経膠芽腫）を適応としてオーファンドラッグに指定したことをお知らせしました。2019年1月、再発性グリオブラストーマ（神経膠芽腫）を適応とするMN-166（イブジラスト）とTMZ（テモゾロミド）の併用療法の臨床治験の患者登録がボストンのダナ・ファーバー癌研究所で開始されたことをお知らせしました。

MN-001（タイペルカスト）

当社はMN-001（タイペルカスト）を、非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）、特発性肺線維症（IPF）などの線維症疾患の治療薬として開発中です。

非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）：

2014年、当社は2つの重症度の異なるNASHマウスモデルスタディのポジティブな結果を発表し、米国においてNASHを適応とする臨床開発を行う準備を開始し、2015年にIND（臨床試験実施申請）が、FDAから承認されました。その後FDAはMN-001（タイペルカスト）を肝線維化を認めるNASH治療適応に対しファストトラックに指定しました。

2015年7月には、FDAから高中性脂肪血症を伴うNASH患者を適応とするMN-001（タイペルカスト）の臨床治験プロトコルに対する承認を受け、2015年11月、高中性脂肪血症を伴うNASH適応の臨床治験を開始し、後にプロトコルが変更され、高中性脂肪血症を伴う非アルコール性脂肪性肝疾患（NAFLD）の患者も登

録可能になりました。2018年4月には、本臨床治験の中間解析において、MN-001（タイペルカスト）が血中中性脂肪値を有意に減少させる効果が確認され、本治験を早期に終了することを決定したことをお知らせしました。又、本治験の中間解析結果に関するポジティブなデータは2018年4月にパリで開催された国際肝臓会議2018/第53回欧州連合肝臓研究会年次総会で発表されました。

2016年1月には、MN-001及びMN-002に関して、肝線維化を伴う進行型NASHを適応とする特許が米国特許商標庁から承認されたことをお知らせしました。2016年3月には、MN-001及びMN-002に関して、高中性脂肪血症、高コレステロール血症及び高リポタンパク血症治療を適応とする特許が米国特許庁より承認されております。さらに2016年7月には、MN-001及びMN-002の“線維症・線維化疾患”（諸原因による、様々な臓器や組織における線維症、線維化疾患）を適応とする特許が米国特許庁より承認されております。2018年6月にはMN-001及びMN-002に関して、高中性脂肪血症、高コレステロール血症及び高リポタンパク血症治療を適応とする特許が日本特許庁より承認されております。2019年1月MN-001及びMN-002の“線維症・線維化疾患”（諸原因による、様々な臓器や組織における線維症、線維化疾患）を適応とする特許が日本特許庁より承認されております。2019年4月にはMN-001に関して、高中性脂肪血症、高コレステロール血症及び高リポタンパク血症治療を適応とする特許が中国国家知識産権局より承認されております。

特発性肺線維症（IPF）：

2014年6月に、IPFのマウスモデルスタディのポジティブな結果を発表し、IPFを適応とする臨床開発の準備を開始しました。その後の2014年10月、FDAはIPF治療を適応とするMN-001をオーファンドラッグに指定する決定を下しました。本決定により、MN-001（タイペルカスト）がIPF適応において承認を受けた場合、7年間の市場独占期間が加算されます。さらに2015年9月には、FDAから、IPF治療を適応とするファストトラック指定を受けました。その後の2015年10月に、ペンシルバニア大学において中等度から重度のIPF患者を対象とするフェーズ2臨床治験を開始しました。本臨床治験は現在実施中で、患者登録も引き続き行われています。また、MN-001（タイペルカスト）に対し、2016年7月には米国特許商標庁から、2019年には日本特許庁から線維症・線維化疾患一般に対する特許の承認を受けました。

その他の化合物

MN-221（ベドラドリン）に関しましては、救急施設における喘息急性発作患者を対象とするフェーズ2b臨床治験を完了し、2012年10月に、FDAとの間でエンド・オブ・フェーズ2ミーティングを行いました。当該ミーティングにおいて、FDAは、MN-221のリスク/ベネフィットを検討の上、主治験の主要評価項目を入院率の減少などの臨床的に有益な結果とすべきであると提言しました。すでに完了済みのフェーズ2a臨床治験では、MN-221が喘息急性発作による入院を削減する可能性が示唆されておりました。当社は、MN-221の開発において、主治験を開始する前に、用量感受性治験及び喘息急性発作での臨床治験デザインの最適化治験を実施することが必要であると考えています。現在は、開発をさらに進める前に、資金的なサポートを求めてパートナーを探している段階です。

当社は、進行型多発性硬化症、ALS、さまざまな依存症、NASH、IPF、喘息の急性発作、固形がんなどの治療のための臨床開発を目的として、MN-166、MN-001、MN-221、MN-029の4つの化合物を開発するライセンスを保持しております。

当社の戦略

当社のゴールは、まだニーズが満たされていない深刻な疾患治療のためにさまざまな医薬品を開発することによって、持続可能なバイオ医薬品事業を展開することです。そのためには、以下の戦略がキーとなっています。

主として、希薄化を伴わない資金調達によって、多様な適応に対するMN-166（イブジラスト）の開発を目指すこと。

当社は、MN-166の多様なプログラムを治験責任医師が主導して行う医師主導型臨床治験、政府機関などからの助成金を受けた臨床治験などを組み合わせて進めていく予定です。ただし、治験薬の供給と安全性に関する薬事関連のサポートを行うことに加え、当社はコンソーシアムからの資金供与による臨床治験にも一定の割合の資金を負担する場合があります。たとえば、当社は、一次進行型及び二次進行型の多発性硬化症を適応とするMN-166のフェーズ2治験プログラムであるNeuroNEXTによるSPRINT-MSスタディ（NIHの助成金により実施開始）に対する治験費用を一部提供したほか、ALSを適応症として、カロライナ・ヘルスケアシステムの神経科学研究所、神経筋/ALS・MDAセンターで行われた臨床治験への治験費用を一部提供しました。また、当社はMN-166（イブジラスト）の臨床開発に関して、さらに戦略的提携先を模索していきます。

NASH、IPFなど線維症疾患を適応としてMN-001（タイペルカスト）を開発していくこと。

当社はMN-001（タイペルカスト）の開発プログラムについては、当社が資金負担による開発に限らず、助成金を受けて行う臨床治験、治験責任医師が主導して行う医師主導型治験など、さまざまな開発形態を組み合わせて進展させていく予定です。

一社以上の主要医薬品企業と戦略的提携を結び、後期段階の製品開発及び商品化を実現すること。

当社は、医薬品治療分野のキー・オピニオン・リーダーとの関係を構築、維持していきます。MN-166、MN-001、MN-221、MN-029などのような後期開発段階の製品候補を探している他の主要医薬品企業とは、ヒトでの安全性と有効性の確認・検証を行うフェーズ2臨床治験の完了後直ちに、戦略的提携関係を築く準備があります。

当社の沿革

当社は、岩城裕一（M. D.、Ph. D.）及び清泉貴志（M. D.、Ph. D.）により、日本の医薬品会社である田辺製薬株式会社が過半数所有する子会社として、2000年9月に設立されました。しかし、当社の経営は、現在、田辺製薬株式会社（現田辺三菱製薬株式会社）から完全に独立しております。

当社は、アメリカ合衆国92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクウェア4275に、主たる事務所を有します。当社の電話番号は、+1-（858）373-1500です。

主要な経営指標等の推移

以下の主要な経営指標等の推移は、当社の監査済連結財務書類からの抜粋であり、将来の経営成績を表示するものではありません。以下の主要な経営指標等の推移は、当社の連結財務書類及び連結注記表並びに「経営方針、財政状態及び経営成績の分析」の項に記載されている情報とともにお読みください。以下の数字の単位は、株式数及び一株当たりの数値を除き、千米ドルです。

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
損益計算書のデータ:			
営業費用:			
研究開発及びパテント費	\$ 5,626	\$ 4,224	\$ 3,519
一般管理費	9,961	8,803	7,363
営業費用合計	15,587	13,027	10,882
営業損失	(15,587)	(13,027)	(10,882)
その他の費用 (純額)	(23)	(26)	(47)
受取利息	940	146	67
税引前当期純損失	(14,670)	(12,907)	(10,862)
法人所得税収益 (費用)	(5)	1,744	(4)
当社株主に帰属する当期純損失	\$ (14,675)	\$ (11,163)	\$ (10,866)
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失	\$ (0.36)	\$ (0.32)	\$ (0.33)
基本及び希薄化後一株当たり当期純損失の計算に 使用した株式数 (株)	41,124,909	35,137,028	32,986,740
	12月31日現在		
	2018年	2017年	2016年
貸借対照表のデータ:			
現金及び現金同等物	\$ 62,313	\$ 27,992	\$ 24,118
運転資本	60,566	25,447	23,074
資産合計	77,223	43,419	39,813
累積欠損	(356,131)	(341,456)	(330,293)
株主資本合計	73,108	38,642	34,532

経営方針、財政状態及び経営成績の分析

以下の経営方針、財政状態及び経営成績の分析については、本年次報告書に記載する「主要な経営指標等の推移」並びに連結財務書類及び関連する連結注記表と併せてお読みいただく必要があります。下記に記載する内容には、リスクと不確実性を伴う将来予想に関する記述が含まれていますが、様々な要素により、当社の実績が、将来予想に関する記述において明示的又は黙示的に示された内容とは著しく異なる結果となる可能性があります。

事業及び業績の概要

背景

当社は、米国市場に商業上の重点を置き、まだ十分に有効な治療法がない重篤な疾患に対する治療のために新規の低分子医薬品の獲得及び開発に特化する、生物医薬品企業です。当社は、2000年9月にデラウェア州で設立されました。

当社は、設立以来多額の純損失を負ってきました。2018年12月31日に終了した事業年度における当社の純損失は、14.7百万米ドルでした。設立以降、2018年12月31日時点で、当社の累積赤字は356.1百万米ドルです。当社は、特定の既存の製品開発プログラムの開発を継続することにより今後数年間、また、研究開発プログラムの拡張、並びに当社の製品、技術及び事業を補完するような製品、技術及び事業の取得又はライセンスの導入が実施された場合には長期間にわたり、相当な純損失を計上することを見込んでおります。

当社は現在、進行型多発性硬化症（MS）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、化学療法誘発性末梢神経障害（CIPN）、変性性頸椎脊椎症（DCM）及びグリオブラストーマ（神経膠芽腫）並びにメタンフェタミン（覚醒剤）、オピオイド（麻薬）及びアルコール依存症といった薬物依存症・中毒の神経系疾患治療を適応とするMN-166（イブジラスト）、並びに非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）や特発性肺線維症（IPF）をはじめとする線維症の治療を適応とするMN-001（タイベルカスト）の開発に重点を置くことを戦略としています。また、当社のパイプラインには、この他にも気管支喘息急性発作の治療を適応とするMN-221（ベドラドリン）及び固形癌の治療を適応とするMN-029（デニブリン）が含まれます。

当社は、人での安全性と有効性を検証するフェーズ2臨床治験の完了後、後期段階の製品候補を必要とする大手の製薬会社又はバイオテクノロジー企業と戦略的提携についての協議に入り、更なる臨床開発及び製品の商品化を進める予定でおります。当社は、更なる臨床開発の実施に関して下す決定に応じて、追加的な資本調達を要する可能性があります。当社はまた、潜在的なパートナーシップ及び米国外の市場における当社プログラムのライセンスの導出先を模索する可能性があります。

当社は、2011年9月27日付けで、浙江医药股份有限公司（Zhejiang Medicine Co., Ltd.）及び北京美福润医药科技股份有限公司Beijing Medfron Medical Technologies Co., Ltd.（旧Beijing Make-Friend Medicine Technology Co., Ltd.）との間で合弁会社の設立に関する契約を締結しました。かかる合弁事業契約は、中国においてMN-221（ベドラドリン）の開発及び商品化を行うとともに、更なる開発対象の化合物を模索するための合弁会社である浙江森迈医药生物技术有限公司（Zhejiang Sunny Bio-Medical Co., Ltd.）（以下「Zhejiang Sunny」という。）について定めたものでした。2017年7月24日、当社と北京美福润医药科技股份有限公司は、中国政府の承認を得ることを条件にZhejiang Sunnyを解散させることで合意し、この承認を2017年12月11日に得ました。2017年12月31日現在、当社の連結貸借対照表上には、Zhejiang Sunnyに対する投資額に損益の持分割合相当額を加減した額が長期資産として計上されています。2018年4月、当社は本合弁事業の解散および投資の清算に伴い、0.6百万米ドルの手取金を受領しました。なおこれに伴い計上した利得に重要性がないことから、2018年12月31日に終了した事業年度の損益計算書において、その他の費用（純額）に含めています。

収益及び営業収益原価

当社は、2018年、2017年及び2016年の12月31日に終了した各事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

2011年10月、当社は、キッセイ薬品工業株式会社（以下「キッセイ薬品」という。）との間で、2.5百万米ドルの払戻不能の前払金を対価として、MN-221（ベドラドリン）に関連する研究開発業務を行う契約を締結いたしました。かかる契約に基づき、当社は、かかる業務の実施において生じたか又は今後生じる一切の費用を負担します。2.5百万米ドルの前払金は、当初は繰延収益に計上され、うち0.8百万米ドルが第一回臨床試験の完了に伴い2013年までに認識されました。なお第二回臨床試験の実施時期につきましては、2018年12月31日時点で未定であります。2018年、2017年及び2016年には、キッセイ薬品との契約に関する収益は計上されませんでした。

研究開発及びパテント費

当社の研究開発及びパテント費は、主に当社の製品候補に関するライセンス料、給与及び関連従業員手当、当社の製品開発プログラムの前臨床及び臨床開発に関連する費用、並びに薬事申請等の非臨床活動及び商品化に先立つ製造開発活動にかかる費用から構成されております。当社は、臨床治験並びに当社の製品候補の前臨床及び臨床開発に関して行われる業務の大部分において使用される当社の化合物の製造を、外部業務提供業者に委託しております。研究開発及びパテント費には、当社の知的財産に関する法律業務、特許及び特許出願に伴う顧問報酬及び費用を含む、顧問、委託研究機関、委託製造業者その他外部業務提供業者に支払われる外部費用が含まれます。内部の研究開発費用には、研究開発人員に支払う報酬その他費用、備品、設備費用及び減価償却費が含まれます。研究開発及びパテント費は、発生の都度、費用に計上されており、当社は開発プログラムの進展に伴い、2019年にかかる費用が増加することを見込んでいます。

下表は、当社の各製品開発プログラムに関する当社の研究開発及びパテント費を下記期間についてまとめたものです。人件費を含む費用が特定の製品開発プログラムに割り当てられない場合、当該費用は、「その他の研究開発費」の項目に含まれます。

（単位：千米ドル）

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
外部開発費：			
MN-166（イブジラスト）	1,993	1,055	707
MN-001（タイベルカスト）	278	420	364
MN-221（ベドラドリン）	35.00	12.00	6.23
MN-029（デニブリン）	2	3	3
外部開発費合計	2,308	1,490	1,080
研究開発人員の費用	2,818	2,264	1,951
研究開発設備費用	47	57	57
パテント費	284	311	369
その他の研究開発費	169	102	62
研究開発及びパテント費合計	5,626	4,224	3,519

当社は、まだ十分に有効な治療法がない重篤な疾患に対する高付加価値な治療分野における差別化された製品の開発の成功によって、持続可能な生物薬剤事業を構築することを目標としております。当社の戦略の主要な要素は以下のとおりです。

- ・ *非希薄化の資金援助を受けての、複数の潜在的適応疾患に関するMN-166（イブジラスト）の開発の推進*

当社は、治験責任医師から資金援助を受けた臨床治験、政府の助成金又はその他の助成金を通じて資金援助を受けた治験及び当社の資金供与による治験の組み合わせにより、多様なMN-166（イブジラスト）プログラムを前進させるつもりです。当社は、医薬品の供給及び規制上の支援の提供に加えて、共同事業体から資金援助を受けたいくつかの治験の一部に対し資金を提供しました。例えば、当社はこれまで、米国立衛生研究所（NIH）が主に資金供与を行った進行型多発性硬化症治療薬としてのMN-166（イブジラスト）の多発性硬化症二次進行型・一次進行型イブジラスト・NeuroNEXT治験（SPRINT-MS）フェーズ2b臨床治験を財政的にサポートしてきました。また、ALS治療薬としてのMN-166（イブジラスト）の進行中の臨床試験及びALS／バイオマーカーに関する研究も財政的にサポートしてきました。当社は、MN-166（イブジラスト）の更なる臨床開発をサポートするため、新たな戦略的提携を推進することを企図しています。

- ・ *NASH及びIPF等の線維症その他の疾病に関するMN-001（タイペルカスト）の開発の推進*

当社は、助成金による資金調達の有無を問わず治験責任医師から資金援助を受けた治験及び当社の資金供与による治験を含む様々な手段により、MN-001（タイペルカスト）の開発を前進させることを企図しています。

- ・ *後期段階の製品開発の完了及び当社の製品の商品化の成功に向けた大手製薬会社との戦略的提携の検討*

当社は、医薬品業界をリードする製薬会社と関係を築き、それを維持してきました。当社は、人での安全性と有効性を検証するフェーズ2臨床治験の完了後、更なる臨床開発及び製品の商品化を進めるべく、MN-166（イブジラスト）、MN-001（タイペルカスト）、MN-221（ベドロドリン）及びMN-029（デニブリン）等の後期段階の製品候補を求めている大手製薬会社と戦略的提携関係の構築に向けた協議を行う予定であります。

一般管理費

当社の一般管理費は、主に給与、手当、当社の総務、財務、人事、事業開発、法務、情報システムなどのサポート機能に関して顧問及び専門職に支払う費用、施設費並びに保険料から構成されております。一般管理費は、発生の都度、費用に計上されます。

当社の製品開発プログラムが成功し当社のインフラストラクチャーを拡張する必要がある場合、並びに当社の製品開発プログラムを支援するために資金を調達する際、又は当社の提携、ライセンス導入若しくは製品処分に関連して増加する事業開発活動に関連して、当社の一般管理費が将来的に増加する可能性があります。

その他の費用（純額）

その他の費用は主に、合併事業に係る持分割合に応じた投資損失（純額）及び外貨建仕入債務に係る為替差損（純額）で構成されています。

受取利息

受取利息は、現金及び現金同等物に係る利息により構成されています。

重要な会計方針及び見積り

当社の財政状態及び経営成績の分析は当社の連結財務書類に基づいており、これらは米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されております。連結財務書類の作成にあたって、当社は見積り及び仮定を行う必要がありますが、これらの見積り及び仮定は、計上された資産、負債、収益及び費用の額並びに関連する偶発債務の開示に影響を与えます。当社は、当社の多額の見越し額に関連するものも含め、継続的に当社の見積りを見直しております。当社の見積りはこれまでの経験、及び当社が状況に応じて合理的であると判断するその他仮定に基づいており、これが資産及び負債の簿価に関する判断の基礎となります。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の重要な会計方針は、本年次報告において別の場所に記載した連結財務書類に対する注記1に記載しております。当社の最も重要な会計の見積りは、運営費用及び未払債務に影響を与える研究開発及びパテント費、運営費用に影響を与える株式報酬費用、並びにのれん及び取得無形資産を含んでおります。当社は、見積り及び仮定を定期的に見直しており、かかる見直しの結果を、見直しが必要と認められる期間について反映しております。下記の会計方針は、当社の連結財務書類の作成にあたり使用された判断及び見直しを理解する上で必要不可欠です。

研究開発及びパテント費

研究開発及びパテント費は、実施された作業の見積り、達成された目標、患者の登録及び同様の契約経験など契約上の一定の要因に基づき、発生都度、費用に計上されます。見越し額は、実際の費用が計上された時点で調整されます。これまでのところ、当社の未払いの研究開発及びパテント費と実際の負担費用との間に大幅な差異は見られません。

株式報酬費用

当社は、2013年ストック・インセンティブ・プランに基づき、当社の従業員及び取締役に対し、当社の普通株式を購入するオプションを付与しております。更に当社は、当社の修正及び改訂後2004年ストック・インセンティブ・プランに基づいて付与した発行済のストック・オプションも有しています。当社の2007年従業員株式購入プランに基づき、フルタイムの従業員は、募集期間の開始時現在の公正価値の85%又は6カ月間の各募集期間の終了時現在の公正価値の85%のいずれか低い金額で、給与天引きにより普通株式を購入することができます。これらすべてのプランに基づく給付金の支給においては、ストック・オプション、従業員株式購入制度等の従業員に発行されたエクイティ証券報奨としての株式報酬費用を、連結財務書類上の費用として認識することが義務付けられます。かかる報酬の費用は、付与日における公正価値により測定され、従業員がかかる報酬に対応する役務を提供しなければならない期間（一般的には権利確定期間）につき定額法にて計上されます。当社は、従業員業績連動型ストック・オプションを発行し、その権利確定は、後に一定の企業目標の達成に関する当社取締役会の判断に基づき行われます。取締役会がかかる判断を下した日が、かかる報酬の付与日となります。付与日までの期間において、かかる報酬の費用は、各報告日現在の公正価値により測定されます。

当社のストック・オプション付与の査定条項は、見積変動率及び予想寿命等、一部の変数についての見積りを、当社に対して義務付けるものです。仮に当社の見積りに変化が生じた場合、かかる変化が、当社が認識する株式報酬費用額に重大な影響を及ぼす可能性があります。

のれん及び買入無形資産

のれんは、買収に関して支払われる対価が、取得した事業に関して識別された有形固定資産及び無形資産の純額の公正価値を上回る場合に計上されます。買収における購入価格の割当においては、購入価格を、それぞれの公正価値に基づいて、取得した識別可能な有形固定資産及び無形資産並びに引受負債に割り当てるために広範な会計上の見積り及び判断を用いることが要求されます。加えて、企業結合において、購入価格の一部はのれんにのみ割り当てることができるため、当社は、取得した事業体を事業とみるか、純資産の集合とみるかについて決定しなければなりません。

のれん及び仕掛研究開発費（以下「IPR&D」という。）のように耐用年数が確定できないとみなされる無形資産は償却されませんが、年1回の減損テストの対象となります。耐用年数が有限の無形資産の金額及び耐用年数の評価には、見積りの使用及び判断の行使が必要となります。かかる判断は、当社の営業損益（純額）に重要な影響を及ぼす可能性があります。のれん及びIPR&Dは耐用年数が確定できないため、取得原価で計上されます。2018年及び2017年12月31日現在、当社はそれぞれ9.6百万米ドル及び4.8百万米ドルののれん及びIPR&Dを有しています。

当社は、少なくとも年1回第4四半期に、又は減損の兆候がある場合にはより頻繁に、のれん及び耐用年数が確定できない買入無形資産の減損テストを実施いたします。減損評価は、当社が単一の事業セグメント及び報告ユニットにより事業を展開していることを前提に実施されます。減損が生じた場合、のれんの簿価は公正価値まで切り下げられます。のれん減損テストでは、報告ユニットの公正価値が50%超の確率でその簿価を下回るかの判断にあたり定性的な情報を検討しています。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、当該帳簿価額と公正価値の差額（無形資産の帳簿価額を上限とする）がのれんの減損損失として計上されます。表示されたいずれの報告期間についても、のれんの減損は生じておりません。

当社はまた、当社の長期性資産の簿価及び見積耐用年数を定める上で用いた当初の前提及び根拠を定期的に再評価いたします。こうした評価の基準には、資産が将来的に営業利益及びポジティブ・キャッシュ・フローを生み出す継続的な能力、並びに当社の経営目標における無形資産の戦略的重要性に関する経営陣による見積りが含まれます。資産の減損が生じたときとみなされる場合、認識された減損は、かかる資産の簿価とかかる資産の公正価値との差額となります。

新会計基準の公表

新会計基準の公表による影響についての詳細は、連結注記表の「1 組織及び重要な会計方針の概要」に記載しています。

業績

2018年12月31日に終了した事業年度と2017年12月31日に終了した事業年度の比較

（収益）

当社は、2018年及び2017年12月31日に終了した各事業年度のいずれにおいても、収益を計上していません。

（研究開発及びパテント費）

2018年12月31日に終了した事業年度の研究開発及びパテント費は、2017年同期と比べて1.4百万米ドル

増加しました。これは主に、MN-166（イブジラスト）の臨床治験にかかる費用が増加したこと並びに業績目標に対する達成度に基づく（研究開発にかかわる）役職員への株式報酬の評価額が上昇し、費用計上額が増加したことによるものです。

（一般管理費）

2018年12月31日に終了した事業年度の一般管理費は、2017年同期と比べて1.2百万米ドル増加しました。これは主に、業績目標に対する達成度に基づく（一般管理業務にかかわる）役職員への株式報酬の評価額が上昇し、費用計上額が増加したことによるものです。

（その他の費用（純額））

2018年及び2017年12月31日に終了した各事業年度のその他の費用は、それぞれ約23千米ドル及び約26千米ドルでした。その他の費用は、合弁事業について、持分法に基づき当社の持分割合に応じて計上された損失（純額）、支払利息及び外貨建仕入債務に係る為替差損（純額）により構成されています。

（受取利息）

2018年12月31日に終了した事業年度の受取利息は、2017年同期の受取利息が146千米ドルであったのに対し、約940千米ドルとなりました。受取利息は、現金及び現金同等物に係る利息により構成されています。

流動性及び資本の源泉

当社は、2018年、2017年及び2016年12月31日に終了した各事業年度について、それぞれ14.7百万米ドル、11.2百万米ドル及び10.9百万米ドルの損失を計上しました。2018年12月31日現在、当社の累積欠損は356.1百万米ドルです。今日まで当社の営業損失は主に、自己株式の買戻しを控除し、当社株式の私募、当社普通株式の公開、長期借入金、提携先との開発契約及び創業者のワラントの行使により賄われてきました。

下表は、12月31日に終了した各事業年度に関する当社のキャッシュ・フローをまとめたものです。

（単位：千米ドル）

	2018年	2017年	2016年
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	△9,114	△6,924	△6,546
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	626	—	△84
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	42,809	10,797	8,666
合計	34,321	3,873	2,036

エクイティ・ファイナンス

当社は、2015年5月22日付けで、MLV & Co. LLC（以下「MLV」という。）との間でAt-The-Market新株販売代理契約（以下「ATM契約」という。）を締結しました。同契約により、当社はMLVを通じ、当社普通株式を発行価格総額30.0百万米ドルを上限として随時売却することができます。MLVを通じて普通株式を売却する場合には、1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布されたRule415における定義上で「市場を通じた」株式発行とみなされるあらゆる方法にて売却が実施されます。これらの方法には、NASDAQその他の既設の普通株式の売買市場で直接売却する方法、並びに、マーケットメーカーへの売却及びマーケットメーカーを通じた売却方法が含まれます。また、当社の事前承認を前提に、MLVは普通株式を相対取引で売却することもできます。当社は、MLVに対して手数料として、同契約に基づき

売却された普通株式による手取金総額の4.0%を上限として支払うことに合意しました。当社の手取金は、MLVに売却される当社普通株式の数及び各取引における1株当たりの購入価格に左右されます。当社は、同契約上、株式を売却するいかなる義務も負わず、また、いつでも書面通知により同契約を解約できます。

当社は2015年8月24日付けで、買取引受方式により、1株当たり3.50米ドルで当社普通株式5,000,000株の公募増資を完了し、これにより総額で17.5百万米ドル、純額で約16.0百万米ドルの手取金を受領しました。手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。

当社は2016年9月16日付けで、ATM契約に対する修正契約第1号をMLVと締結し、FBR Capital Markets & Co.（以下「FBR」という。）を販売代理人に加えしました。

2018年12月31日に終了した事業年度に、当社は当社普通株式200,000株を1株当たり7.81米ドルで売却し、総額で1.6百万米ドル、純額で1.5百万米ドルの手取金を受領しました。2017年12月31日に終了した事業年度には、当社普通株式1,689,436株を1株当たり5.30米ドルから6.98米ドルまでの間の価格で売却し、総額で10.3百万米ドル、純額で9.9百万米ドルの手取金を受領しました。

公募増資

当社は、2018年2月12日付けで、買取引受方式により、1株当たり9.05米ドルで当社普通株式4,419,890株の公募増資を完了し、これにより総額で40.0百万米ドル、純額で約37.4百万米ドルの手取金を受領しています。なお、手取金の純額は、手取金の総額から引受ディスカウント・手数料及び公募費用を控除した額です。これに加え、当社は、最大で662,983株の普通株式を公募価格で追加購入できる30日間のオーバーアロットメント・オプションを引受会社に付与していましたが、2018年2月21日に、引受会社がこのオプションを一部行使したことにより、追加で当社普通株式126,038株を売却し、総額で1.1百万米ドルの手取金を受領しました。

ワラント

2018年及び2017年12月31日に終了した各事業年度において、ワラントの行使により当社普通株式がそれぞれ750,000株及び119,047株発行され、総額でそれぞれ2.4百万米ドル及び0.4百万米ドルの手取金を受領しました。

将来的な財政状態及び流動性に影響を及ぼす可能性のある要素

2018年12月31日現在、当社は、62.3百万米ドルの利用可能な現金及び現金同等物と、60.6百万米ドルの運転資本を有しています。当社は、本書の日付現在当社が有する運転資金が、2020年末までの事業運営の資金需要を充足すると考えています。

当社の将来的な必要資本額は、下記を含む多くの要素に左右されます。

- ・ 将来の臨床治験及びその他の研究開発の経過及び費用
- ・ 当社の製品開発プログラムの範囲、優先順位及び数量
- ・ 臨床治験、薬事承認又は商取引上の事由に関し目標を達成した場合、マイルストーンを支払わなければならないという、ライセンス契約上の当社の義務

- ・ ライセンス付与その他の協定等を含む戦略的提携を確立・維持し、更なる製品候補を取得する当社の能力
- ・ 薬事承認の取得のタイミング及び費用
- ・ 当社の製品候補の臨床治験用生産又は商業生産に要する製造準備を確保するための費用
- ・ 当社の経営陣、人員、システム及び設備を拡充するために必要な費用
- ・ 訴訟に関する費用
- ・ 当社が取得する可能性のある事業の運営又は縮小に関する費用
- ・ 特許権その他の知的財産権の出願、侵害の告発、行使及び防御に関する費用
- ・ 当社の製品候補の販売について薬事承認を取得した場合に、営業及びマーケティング能力並びに商品化活動の構築又はそれらに係る契約に要する費用

その他の重要な契約に基づく債務

下表は2018年12月31日現在の、当社の将来的な流動性に影響を与える可能性がある、長期的な契約に基づく債務予想をまとめたものです。

(単位：千ドル)

契約に基づく債務	支払期限までの期間				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年超
オペレーティング・リース	480	183	296	1	—
研究開発債務（注1）	2,351	—	2,351	—	—
合計（注2）	2,831	183	2,647	1	—

注記

- (1) 2011年10月、当社は、キッセイ薬品との間で、2.5百万米ドルの払戻不要な前払金を対価として、MN-221（ベドロドリン）に関連した研究開発を実施する契約を締結いたしました。当社は、これらの役務の実施において生じる一切の費用を負担します。上表には今後行わなければならない全ての役務の実施にあたり発生が見込まれる費用が含まれています。
- (2) 当社はまた、臨床治験の実施、当社の製品候補の製造、データ収集及び分析、並びに当社の製品開発プログラムに関連するその他業務のため第三者と契約を締結します。これらの契約に基づく当社による支払債務は、当社の製品開発プログラムの進捗に依存するため、当社がこうした契約に基づき負担することになる将来的な費用を現時点で見積ることはできません。

オフバランス取引

2018年12月31日現在、当社は、オフバランス取引や、その他のより狭められ若しくは限定された契約上の目的の実現を容易にするために設立される、ストラクチャード・ファイナンスの変動持分事業体（VIE）若しくは特別目的事業体（SPE）などと呼ばれる非連結の事業体又は金融上のパートナーシップとの関係を有しておりません。更に当社は、非取引所取引に係る取引活動は行っておりません。従って、当社はそのような関係を有していた場合に生じる資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク又は信用リスクにはさらされておられません。当社はまた、本書において開示するものを除き、当社又は当社の関連事業者との非独立的な関係により利益を得るような個人又は事業体と、関係及び取引を有しておりません。

市場リスクについての定量的及び定性的な開示

該当事項はありません。

独立登録会計事務所の監査報告書

(翻訳)

カリフォルニア州ラ・ホイヤ
メディシノバ・インク
取締役会及び株主 御中

連結財務書類に関する意見

私どもは、添付のメディシノバ・インクの2018年及び2017年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2018年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記（これらを総称して、連結財務書類という）について監査を行った。私どもの意見では、連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、メディシノバ・インクの2018年及び2017年12月31日現在の連結財政状態、並びに2018年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

私どもはまた、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制－統合的枠組み」（2013年改訂版）に基づき、2018年12月31日現在のメディシノバ・インクの財務報告に係る内部統制について、米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）の基準に準拠して監査を行い、2019年2月13日付の私どもの報告書において、無限定意見を表明した。

意見表明の基礎

これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務書類に対する監査意見を表明することにある。私どもは、PCAOBに登録している会計事務所であり、米国連邦証券法、並びにそれに関連した米国証券取引委員会及びPCAOBの規則に準拠して、会社に対して独立した存在であることを求められている。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、連結財務書類に誤謬や不正に起因した重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

私どもの監査は、連結財務書類について誤謬や不正に起因した重要な虚偽表示が起こるリスクを評価する手続を実施すること、また、それらのリスクに対応する手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、連結財務書類における金額及び開示に関する証拠を試査によって検証することを含んでいる。私どもの監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な見積りの評価も含め、連結財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

BDO USA, LLP

私どもは、2015年より会社の監査を行っている。
カリフォルニア州サンディエゴ市
2019年2月13日

1 【連結財務書類】

(1) 連結貸借対照表

	2018年12月31日現在 米ドル	2017年12月31日現在 米ドル
資産		
流動資産：		
現金及び現金同等物	62,313,418	27,991,743
前払費用及びその他の流動資産	444,942	336,580
流動資産合計	62,758,360	28,328,323
のれん	9,600,240	9,600,240
仕掛研究開発費 (IPR&D)	4,800,000	4,800,000
JV投資	—	616,657
有形固定資産 (純額)	53,134	62,886
その他の長期資産	10,958	10,958
資産合計	77,222,692	43,419,064
負債及び株主資本		
流動負債：		
買掛債務	616,753	1,520,225
未払債務	1,575,161	1,360,744
流動負債合計	2,191,914	2,880,969
長期繰延賃料及びリース負債	27,211	—
繰延税金負債	201,792	201,792
長期繰延収益	1,694,163	1,694,163
負債合計	4,115,080	4,776,924
契約債務及び偶発債務		
株主資本：		
普通株式 額面0.001米ドル		
授権株式数		
2018年及び2017年12月31日現在 100,000,000株		
発行済株式数	42,081	36,453
2018年12月31日現在 42,081,306株		
2017年12月31日現在 36,452,893株		
払込剰余金	429,289,968	380,156,510
その他の包括損失累計額	△93,150	△94,623
累積欠損	△356,131,287	△341,456,200
株主資本合計	73,107,612	38,642,140
負債及び株主資本合計	77,222,692	43,419,064

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

(2) 連結損益及び包括利益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
	米ドル	米ドル	米ドル
営業収益	—	—	—
営業費用：			
研究開発及びパテント費	5,625,814	4,223,746	3,519,172
一般管理費	9,961,012	8,803,347	7,362,662
営業費用合計	15,586,826	13,027,093	10,881,834
営業損失	△15,586,826	△13,027,093	△10,881,834
その他の費用（純額）	△22,894	△25,601	△47,038
受取利息	939,909	145,508	66,647
税引前当期純損失	△14,669,811	△12,907,186	△10,862,225
法人所得税収益（△は費用）	△5,276	1,744,050	△3,754
当社株主に帰属する当期純損失	△14,675,087	△11,163,136	△10,865,979
基本及び希薄化後1株当たり当期純損失	△0.36	△0.32	△0.33
基本及び希薄化後1株当たり当期純損失の計算に 使用した株式数	41,124,909株	35,137,028株	32,986,740株
当社株主に帰属する当期純損失	△14,675,087	△11,163,136	△10,865,979
その他の包括利益（税引後）：			
為替換算調整勘定	1,473	1,377	6,765
包括損失	△14,673,614	△11,161,759	△10,859,214

添付の連結財務書類の注記を参照のこと。

メディシノバ・インク
92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275
2019年6月10日付け年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

【本書類の概要】

本書類は、デラウェア州の会社であるメディシノバ・インクの、2019年6月10日（月曜日）午後2時30分（太平洋夏時間）に開催予定の年次株主総会における議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類（以下「参考書類」といいます。）です。本書類には、委任状用紙が同封されております。本書類及び委任状用紙は、2019年4月26日頃に株主の皆様様に郵送されております。

本書類において当社を指す場合には、「当社」又は「メディシノバ」といいます。

【本書類を受領する方】

本書類を受領するのは、当社の年次株主総会の基準日（以下「基準日」といいます。）である2019年4月11日の営業終了時に名義登録されている株主の皆様に限られます。当社は、年次株主総会において、一定の事項について議決権を行使する委任状の提出を勧誘するために、本書類及び委任状用紙をお送りしております。

【年次株主総会の日付及び場所並びに出席することができる方】

年次株主総会は、2019年6月10日（月曜日）午後2時30分（太平洋夏時間）、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート150、エグゼクティブ・スクエア4225において開催される予定であり、当該年次株主総会の延会も同所で開催されます。株主の皆様、その委任状の保有者及び当社の招待客のみが年次株主総会に出席することができます。株式の名義が、ブローカー、銀行その他の名義人の仲介人名義である場合には、当社が、年次株主総会の登録受付にて株主の皆様様の株主としての地位を確認し入場を許可することができるよう、2019年4月11日現在の保有を示す取引明細書の写しをご持参ください。また、安全上の理由から、入場の際に写真付の身分証明書の提示を求める場合があります。当該年次株主総会にご提案のある場合は、その旨を92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275メディシノバ・インク「InvestorsRelations」宛てにてご連絡ください。

【議決権の代理行使の概要並びに本書類の作成及び委任状提出の勧誘費用の負担】

議決権の代理行使とは、1株当たりの額面金額0.001米ドルの当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）の持分について投票する際に法的に代理人を指名することです。また、株主の皆様様の代理人を指名する文書は委任状と呼ばれます。

本参考書類及び委任状の作成及び郵送を含む、勧誘に関する一切の費用は当社が負担いたします。

【委任状の勧誘を行う者及び委任状勧誘の報酬】

皆様の委任状は、取締役会により、またその代理人により、勧誘が行われます。委任状を郵送する方法に加えて、当社の役員、取締役及び従業員並びにアドバンテージ・プロキシが直接面会する、又は個人面接、電話、Eメール、ファクシミリ送信若しくはその他の通信手段により、委任状の勧誘を行うことがあります。当社の役員、取締役及び従業員が追加の報酬を受領することはありませんが、勧誘に関して個人が負担した経費の払戻を受ける場合があります。アドバンテージ・プロキシは、4,500米ドルの手数料及び最大で1,000米ドルの勧誘のための経費の払戻を受領します。当社はまた、カスタディアン、名義人及び受託者に対して、実質株主に議決権の代理行使の勧誘のための書類を送付する際に要した費用を支払う場合があります。

【年次株主総会において議決権を行使することができる方】

本年次株主総会において議決権を行使できるのは、基準日現在に当社の普通株式を保有する株主の皆様に限られます。基準日の営業終了時現在、当社普通株式の発行済株式数は43,061,161株でした。

【議決権の数及び累積投票の可否】

株主の皆様は、基準日現在保有する当社普通株式の株式1株につき1議決権を行使することができます。累積投票を行うことはできません。

【定足数要件】

有効な年次株主総会を開催するためには、株主の定足数が必要となります。年次株主総会において決議がなされるためには、定足数が満たされなければなりません。議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主が自ら出席するか又は委任状により代理される場合、定足数が満たされることとなります。基準日現在、議決権を有する発行済当社普通株式の株式数は43,061,161株でした。従って、定足数を満たすためには、少なくとも普通株式21,530,581株の保有者が年次株主総会に自ら出席するか又は委任状により代理されなければなりません。

株主の皆様の株式は、株主の皆様が有効な委任状を提出する（又はブローカー、銀行若しくはその他名義人が皆様の代理として提出する）又は年次株主総会に自ら出席する場合にのみ、定足数に数えられます。棄権及びブローカー未行使議決権は定足数要件に数えられません。定足数が満たされなかった場合、年次株主総会に自ら出席するか又は委任状により代理される普通株式の過半数の保有者は、年次株主総会を別の日に延期することができます。

【議決権行使の方法】

2019年4月11日現在、当社の名義書換代理人であるアメリカン・ストック・トランスファー・アンド・トラスト・カンパニー・エルエルシーにご自身の名義で株式が直接登録されている株主の皆様が、名義登録された株主とみなされます。名義登録された株主の皆様は、以下に記載するとおり、インターネット、電話又は（郵送により委任状用紙を受領した場合）郵送により議決権を行使することができます。また、年次株主総会に自ら出席し、議決権を行使することもできます。銀行又はブローカーを通じて株式を保有されている場合には、銀行又はブローカーから転送された委任状用紙、通知書その他の情報を参照し、利用可能な議決権行使の方法についてご確認ください。

- ・インターネットによる議決権行使は、郵送された通知書又は委任状に記載のインターネットによる議決権行使に関する説明に従い、www.proxyvote.com上で行うことができます。インターネットによる議決権行使は、2019年6月7日午後11時59分（東部標準時）まで、24時間利用可能です。分かりやすい手順に従って議決権を行使し、指図が正しく登録されたかを確認することができます。
- ・電話による議決権行使は、郵送された通知書又は委任状に記載の電話による議決権行使に関する説明に従い、1-800-454-8683に電話することにより行うことができます。電話による議決権行使は、2019年6月7日午後11時59分（東部標準時）まで、24時間利用可能です。分かりやすい音声ガイドに従って議決権を行使し、指図が正しく登録されたかを確認することができます。
- ・郵送による議決権行使は、通知書に記載されるとおり、委任状用紙の請求、記入及び郵送により行うことができます。いずれの方法により議決権を行使するかによって、皆様が自ら年次株主総会に出席した場合に皆様の議決権を行使する権利が制限されることはありません。

【投票の議案】

株主の皆様は、以下の議案について議決権を行使することとなります。

- ・指名・企業統治委員会により指名の提言を受け、それが取締役会により承認された、クラスⅢの取締役2名の選任
- ・監査委員会が、BDO USA・エルエルピーを、2019年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所に選任することの承認
- ・2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を増やすための変更の承認
- ・勧告的決議としての、本参考書類において開示された当社のNEOの報酬の承認
- ・勧告的決議としての、当社のNEOの報酬に関する株主の皆様による勧告的決議の望ましい頻度の承認
- ・年次株主総会に適式に提案されたその他の事項

【年次株主総会におけるその他の事項；年次株主総会の議事進行】

現在のところ、上述の議案以外に年次株主総会において決議される議案はございません。デラウェア州法及び当社の準拠書類に基づき、株主が当社に適式に通知を行った場合を除いて、手続的な事項以外のいかなる事項も年次株主総会において提起することはできません。その他の事項が適式に提起された場合、株主の皆様の代理人は、その最善であるとの判断に従って投票することができます。その他の事項としては、年次株主総会の延会も含まれます。

当社は、年次株主総会の決議が規律正しく適時に行われるように、年次株主総会の実施について広範囲の権限を有しております。当社は、年次株主総会における討論、コメント及び質疑について合理的な規則を制定する広範囲の裁量を有しております。

【株式の名義がブローカーの仲介人名義である際の議決権の行使】

株主の皆様が、名義がブローカーの「仲介人名義」である株式の実質株主である場合、ブローカーが登録株主となります。しかしながら、ブローカーは、株主の皆様の指図に従い当該株式についての議決権を行使しなければなりません。株主の皆様がブローカーに指図を行わなかった場合、ブローカーは、通常事項について任意に議決権を行使することができますが、「非通常」事項について任意に議決権を行使することはできません。非通常事項については、ブローカーが議決権を行使することのできない株式はブローカー未行使議決権としてみなされ

ます。本年次株主総会においては、第2号議案（監査委員会による2019年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所としてのBDO USA・エルエルピーの選任の承認）のみが通常事項であり、ブローカーが任意に議決権を行使することができます。

【議決権の代理行使の方法】

委任状にその氏名が記載されている者が、委任状に明記される方法に従い議決権の代理行使を行います。株式の名義が仲介人名義でない場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、議決権行使の指図を行わなかった場合には、代理人として指名されている者が、当該議決権につき、(i) 指名・企業統治委員会により指名の提言を受けて取締役会により承認された、2022年年次株主総会が開催され、かつ後任者が適式に選任され資格を有するまで（又は、それ以前に、当該取締役が死亡し、辞任し又は解任されるまで）を任期とするクラスⅢの取締役候補者2名の選任に賛成を投じ、(ii) 監査委員会が、2019年12月31日に終了する事業年度につき、BDO USA・エルエルピーを当社の独立登録会計事務所を選任することの承認について賛成を投じ、(iii) 2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を増加させるための変更の承認に賛成を投じ、(iv) 勧告的決議としての、本参考書類において開示される当社のNEOの報酬の承認に賛成を投じ、(v) 勧告的決議としての、当社のNEOの報酬に関する株主の皆様による勧告的決議の望ましい頻度を3年に1度とすることの承認に賛成を投じることとします。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第1号議案：クラスⅢの取締役の選任」、「第3号議案：2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を増加させるための変更の承認」、「第4号議案：当社の執行役の報酬の勧告的承認」及び「第5号議案：当社の執行役の報酬に関する勧告的決議の頻度に関する勧告的決議」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、皆様の株式について議決権は行使されず、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

株式の名義が仲介人名義である場合で、かつ、株主の皆様が委任状を返送したものの、「第2号議案：独立登録会計事務所の選任の承認」について議決権行使の指図を行わなかった場合には、銀行、ブローカーその他の名義人が、株主の皆様の議決権を行使する権限を有します。この議案について、銀行、ブローカーその他の名義人が議決権を行使しない場合、同株式は、該当する議案について「ブローカー未行使議決権」となります。

当社といたしましては、議決権行使の指図を行うよう株主の皆様にお勧めしております。これにより、株主の皆様は、年次株主総会において確実に皆様の望まれる方法により行使されます。

【各議案の承認に必要な投票数】

2019年4月、取締役会は、無競争での取締役の選任に関して過半数表決を採用するため、修正及び改訂後付属定款を承認しました。したがって、本年次株主総会において、取締役は、当該取締役に関する投票の過半数により選任されます。つまり、クラスⅡの取締役の候補者に対する「賛成」票の数は、当該取締役に対する「反対」票の数を上回らなければなりません。棄権及びブローカー未行使議決権は、当該議案に対する議決権行使とはみなされず、取締役の選任にいかなる影響も及ぼしません。

当社はまた、無競争での選任において在職の取締役候補者が投票の過半数を獲得できなかった場合に適用される、取締役の辞任に関する方針を導入しました。更なる情報については、後記「第1号議案 — 取締役の選任」をご参照ください。取締役会は、すべての取締役に関して「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

BDO USA・エルエルピーを2019年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所に選任することの承認が決定されるには、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株式の過半数の保有者による「賛成」票が必要となります。株主の皆様が投票を「棄権」した場合には、「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権がある場合、これはいかなる影響も及ぼしません。

2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を増やすための変更の承認が決定されるには、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株式の過半数の保有者による「賛成」票が必要となります。株主の皆様が投票を「棄権」した場合には、「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権はいかなる影響も及ぼしません。

本参考書類において開示される当社の執行役の報酬に対する勧告的承認が決定されるには、本年次株主総会における投票の過半数の「賛成」票が必要となります。棄権は、当該議案に対する賛成票にも反対票にも数えられず、したがって、投票結果にいかなる影響も及ぼしません。ブローカー未行使議決権は、定足数に数えられますが、当該議案が承認されたか否かを判断する目的においては一切数に含められません。但し、当社の執行役の報酬に対する承認は、勧告的で拘束力のない性質のものであり、当社の取締役会が行う決定を覆すことはできません。

当社のNEOの報酬に関する株主の皆様による勧告的決議の望ましい頻度を勧告的に承認する議案については、1年毎、2年毎又は3年毎の選択肢のうち株主の皆様から最も多い票数を得たものが、株主の皆様により選択された当社の執行役の報酬に関する勧告的決議の頻度となります。棄権は、当該議案におけるいずれの選択肢への投票にも数えられず、したがって、投票結果にいかなる影響も及ぼしません。ブローカー未行使議決権は、定足数に数えられますが、当該議案におけるいずれの選択肢への投票にも数えられず、したがって、投票結果にいかなる影響も及ぼしません。但し、これは勧告的な決議であり当社の取締役会に対して拘束力を有しないため、当社の取締役会は、執行役の報酬に関する勧告的決議を株主の皆様により承認された選択肢よりも多い又は少ない頻度で行うことが株主の皆様及び当社にとって最善の利益となるとの決定を下す場合があります。

【委任状の撤回】

株主の皆様は、株主総会で最終的な議決権の行使がなされるまでは、随時委任状を撤回することができます。皆様が保有株式の登録株主である場合、以下のいずれかの行為により委任状を撤回することができます。

- ・年次株主総会に自ら出席し議決権を行使すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、書面による委任状の撤回通知を当社に提出すること。
- ・年次株主総会以前に又は年次株主総会において、先の委任状の日付より後の日付の適式に作成された別の委任状を提出すること。

皆様の最新の委任状が、有効な委任状となります。

皆様の株式が名義人又は代理人としてのブローカー又は銀行によって保有されている場合は、かかるブローカー又は銀行の指示に従ってください。

【投票の機密性】

株主の皆様による投票は極秘に扱われます。当社は引き続き、すべての株主による投票の機密性を保持してまいります。株主による投票は、以下の場合を除いて、当社の取締役、役員、従業員又は代理人に開示されることはありません。

- ・ 該当する法的要件を満たすために必要な場合。
- ・ 委任状及び投票の正当性に関する紛争が生じた場合。
- ・ 委任状の勧誘について異議が唱えられていて、委任状の勧誘を行う他方当事者が機密投票の方針に従うことに同意しない場合。
- ・ 株主が、委任状においてコメントした場合、又は経営陣に投票を伝達した場合。

【年次株主総会における投票結果】

仮の投票結果は、株主総会にて発表されます。さらに最終的な投票結果は、当社が、米国法に基づき年次株主総会后4営業日以内に提出する予定である様式8-Kの最終報告において公表されます。

【インターネット上で閲覧可能な参考書類】

参考書類及び様式10-Kによる年次報告書（英語版）が<https://materials.proxyvote.com/58468P>にて閲覧可能です。

【当社普通株式の取引場所】

当社の普通株式は、ナスダック・グローバル市場（以下「ナスダック」といいます。）において「MNOV」として、東京証券取引所JASDAQ市場においてコード「4875」として、売買されています。

重要

当社は、本参考書類及び当社年次報告書のハードコピーを各株主の皆様宛てに郵送する代わりに、これらの書類を主としてインターネット上で開示いたします。当社は2019年4月26日までに、株主の皆様に対して（i）本参考書類、委任状用紙及び当社年次報告書の写し又は（ii）本参考書類及び当社年次報告書にアクセスしこれらを確認する方法に関する説明を含む通知書（以下「通知書」といいます。）を郵送する予定です。通知書には、インターネットや電話による委任状の提出方法についても記載されます。通知書を受け取った方で参考書類のハードコピーを希望される方は、通知書に記載される参考書類の請求方法に従ってください。

年次株主総会における検討事項
第1号議案
クラスⅢの取締役の選任

【概要】

現在当社の取締役会は、3つのクラスに分割される5名の取締役により構成されており、各クラスの実任取締役は、3年間の任期として、それぞれ異なる期間、その職務を果たします。

- ・ クラスⅠの任期は、2020年開催予定の株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅡの任期は、2021年開催予定の株主総会にて満了し、
- ・ クラスⅢの任期は、本株主総会にて満了します。

クラスⅢの実任取締役は本年次株主総会において選任される予定です。指名・企業統治委員会は、現職の実任取締役である小林温氏及び石坂芳男氏を、本年次株主総会においてクラスⅢの実任取締役に選任することを提言し、取締役会は同氏を指名しました。本年次株主総会において選任された場合、クラスⅢの実任取締役の任期は、当該取締役が辞任し又は解任されない限り、2022年の年次株主総会が行われ、かつその後任者が適式に選任され資格を与えられるまでの期間となります。クラスⅢの実任取締役候補者のいずれかが年次株主総会の開催時点において取締役の任務を務めることができない場合又はこれを辞退した場合には、委任状に基づく票は、かかる欠員を補充するために指名・企業統治委員会の提言（もしあれば）を考慮に入れた上で取締役会が指名する候補者の選任につき、賛成に投じられます。

【経歴】

2020年の年次株主総会まで任期を有するクラス I の取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
ジェフ・ヒマワン Ph. D.	54	2006年1月より取締役及び2007年3月より取締役会会長。2001年エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ・エルピー入社、同社マネージング・ディレクター。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ及びその関連会社は当社の発行済普通株式の約2.8%を保有。エセックス・ウッドランド・ヘルス・ベンチャーズ入社前は、シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシーのマネージング・ディレクター及び共同創立者。シード・ワン・ベンチャーズ・エルエルシー以前は、学術及び産業分野において科学者として活動。2007年から、ホライゾン・セラピューティクス・ピーエルシー（ナスダック：HZNP）の取締役。2002年から2007年までアイオマイ・コーポレーションの取締役。マサチューセッツ工科大学においてB.S.（生物学）、ハーバード大学においてPh. D.（生物化学及び分子薬理学）を取得。ヒマワン氏の企業金融及び資金調達分野での経験、並びにバイオテクノロジー産業における幅広い経験に基づき、取締役会は、ヒマワン氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。
長尾秀樹	65	2017年11月に当社取締役に就任。40年にわたる、日本の金融機関における財務及び会社法に関する経験によって取締役会を補完している。日本開発銀行に入社後、2006年に日本政策投資銀行新産業部長就任。2008年からSGホールディングス株式会社、2009年に佐川フィナンシャル株式会社代表取締役社長、2012年に佐川グローバルロジスティクス株式会社取締役、2013年にSGアセットマックス株式会社代表取締役社長を務めた。現在、佐川アドバンス株式会社及びSGシステム株式会社の監査役を務めている。東京大学法学部において学位取得。過去には2004年から2010年まで当社取締役を務めた。

2021年の年次株主総会まで任期を有するクラスⅡの取締役候補者の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	69	2000年9月当社を共同設立、設立当初より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。岩城氏の医療分野での経験、日本の主要なバイオテクノロジー企業との関わり、並びに教授及び製薬会社の顧問としての幅広い経験に基づき、取締役会は、岩城氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

本年次株主総会まで任期を有するクラスⅢの取締役の経歴は、以下のとおりです。

氏名	年齢	主な職歴
小林温	55	2013年10月より取締役。20年以上のビジネス経験を有する。様々な企業のコンサルタント又は特別顧問を歴任。さらに、2001年に日本の参議院議員に選出され、2007年に再選。2005年には、日本の経済産業大臣政務官。早稲田大学を卒業。ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係論大学院特別研究員。日本の議会におけるリーダーシップ経験及び幅広いビジネス経験に基づき、取締役会は、小林氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。
石坂芳男	79	2014年4月より取締役。トヨタ自動車株式会社のマーケティング及び製品開発において50年の経験を有する。海外経験には、日本、ヨーロッパ及び米国における任務が含まれる。一橋大学法学部を卒業後、トヨタ自動車株式会社に入社。1986年から1990年まで、米国トヨタ自動車販売の上席副社長及びCCOを務め、レクサス部門の開発に尽力。1990年に、トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部門のジェネラルマネージャーに就任し、ヨーロッパにおいて統合的かつ地域に密着した組織の構築に貢献。1992年に、トヨタ自動車株式会社の取締役に就任。1996年から1999年まで、米国トヨタ自動車販売の社長。1999年に日本に戻り、海外担当専務取締役に就任。2001年に、トヨタ自動車株式会社（海外部門統括担当）副社長に就任。2005年に、トヨタ自動車株式会社取締役会の相談役に就任。米国内外でのマーケティング及び製品開発における幅広い経験に基づき、取締役会は、石坂氏が当社の取締役を務めるにふさわしい一連のスキルを有していると考えている。

【必要な投票数】

取締役は、無競争での取締役の選任における投票の過半数によって選任されます。したがって、無競争での取締役の選任（すなわち、取締役会が推薦する候補者が唯一の候補者となる場合の選任）において、当社の各取締役は、当該候補者に対する賛成票が当該候補者に対する反対票を上回った場合にのみ選任されます。

当社はまた、無競争の投票において在職の取締役候補者に対する賛成票が投票の過半数に満たなかった場合に適用される、取締役の辞任に関する過半数表決方針を導入しました。再選に立候補する各取締役は、取締役会会長に対し、(i) 本年次株主総会において必要な票数を獲得することができず、かつ(ii) 取締役会が辞表を受理した場合に限り有効となる、取消不能かつ条件付きの辞表を書面により提出しなければなりません。取締役候補者が再選に必要な票数を獲得することができなかった場合、当社の指名・企業統治委員会又は取締役会（当該取締役を除く。）は、当該取締役の取消不能かつ条件付きの辞表を受理すべきか否かの判断を優先的に行い、かかる勧告を取締役に提出し、取締役会はこれを速やかに検討します。指名・企業統治委員会及び取締役（当該取締役を除く。）は、当該取締役の辞表を受理するか否かの決定にあたり、関連性があるとみなしたあらゆる要素を検討します。なお、当該方針は、対立候補のある取締役の選任の場合には適用されません。クラスⅢの取締役候補者は、選任された場合には職務を果たすことに合意しています。当社の経営陣は、各候補者がその職務を果たすことができると考えております。

取締役会は、小林氏及び石坂氏をクラスⅢの取締役として選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

【取締役の独立性】

ナスダック上場基準において要求されているとおり、上場会社の取締役会のメンバーの過半数は「独立」していると取締役会により判断されなければなりません。取締役会は、当社の外部顧問と協議し、取締役会の判断が「独立」の定義に関する関連の上場基準、証券その他の関連法令（ナスダック上場基準に規定されるものを含みます。）と一致するよう努めています。

このような判断と一致して、各取締役又はその家族と当社、当社の上級経営陣及び当社の独立登録会計事務所との間のあらゆる取引又は関係について再検討を行った結果、取締役会は、ヒマワン氏、長尾氏、石坂氏及び小林氏が適用されるナスダック上場基準の意味における独立取締役であると判断しました。このような判断を行うにあたり、取締役会は、上記取締役のいずれも当社との間で重大な又はその他の不適切な関係を有していないと判断しました。当社の社長兼CEOである岩城氏は、当社との現在の雇用関係によりナスダック規則における独立取締役には該当しません。

【取締役の指名】

取締役会は、その構成員が多様な経験、視野及び技能を有する経験豊富かつ仕事熱心な個人から成ることを目標としています。指名・企業統治委員会は、適格候補者の指名又は選任のために、取締役会に対して当該適格候補者の選定、評価、募集、及び推薦を行う責任を負います。指名・企業統治委員会は、個人の性格、判断力、経験の多様性、事業に対する洞察力、及び株主全員のために行動する能力に基づいて取締役選任の候補者を選定します。これらの基準の充足度は、指名・企業統治委員会及び取締役会による取締役及び候補者の継続的な検討を通じて実施・評価されます。これらの活動、並びに取締役会及び取締役候補者の現在の構成の検討に基づき、指名・企業統治委員会及び取締役会は、これらの基準が充足されていると考えています。

指名・企業統治委員会は、取締役候補者が、経営又は会計・財務の経験等の関連した経験、会社にとっても取締役会にとっても有用である産業・科学技術等の知識、人的にもプロフェッショナルとしても高い倫理、取締役としての業務を効果的に実行するために十分な時間をささげるだけの意欲と能力を持つべきであると考えています。取締役会のメンバーが異なる視野及び背景を示すことができるような、取締役会の多様性に貢献する専門的経験、技能並びにその他個人の資質及び特性の多様性は、候補者の選定にあたり指名・企業統治委員会が一般的に考慮し、かつ重要視する要素の一つです。

指名・企業統治委員会は、取締役会の過半数の委員がナスダック市場規則の「独立取締役」の定義を満たすことが適切であり、さらに、当社社長及びチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）が取締役会の構成員として任務を遂行することが有益であると考えています。

各年次株主総会開催に先立ち、指名・企業統治委員会は、まず、当該年次株主総会において任期が終了する現職の取締役で、継続して任務を遂行する意思のある取締役を評価することによって、取締役の候補者を決定します。かかる候補者は、上述の基準と併せて、かかる候補者の取締役としての従前の業務並びに取締役会が要求する取締役としての能力及び経験により評価されます。取締役がその任務の継続を希望せず、指名・企業統治委員会が、取締役を再指名しないことを決定した場合、又は取締役の退任、取締役の増員、若しくはその他の事由により取締役会に欠員が生じた場合には、指名・企業統治委員会は、指名・企業統治委員会の構成員、その他取締役会構成員、経営陣構成員、指名・企業統治委員会が依頼した管理職専門の人材斡旋会社、株主等が指名する候補者を含む様々な候補者を検討します。指名・企業統治委員会が候補者を選任した場合、当該候補者を取締役会全体に推薦し、取締役会は年次株主総会で選任される当該候補者として指名するか否か決定します。

指名・企業統治委員会は、取締役、経営陣その他の者が指名する候補者を評価するのと同じように、株主が推薦する候補者を評価します。取締役会の候補者を指名することを希望する株主は、指名・企業統治委員会の構成員に対し、適切と考える資料を添えて書面によりご通知ください。当該書面は、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275に所在するメディシノバ・インク本社にご送付ください。

さらに、当社の修正及び改訂後付属定款（以下「付属定款」といいます。）には、株主が、年次株主総会において、ある個人を取締役選任の候補に指名することができる手続を規定した条項が定められています。株主による候補者の推薦にあたっては、当該株主は当社に対し書面により適時にご送付いただく必要がありますが、その他、付属定款の規定に基づいてご指名ください。推薦書には、以下の情報を必ず記載してください。(a)株主が取締役選任の候補に指名しようとする各人について、(i)氏名、年齢、勤務先の住所及び自宅の住所、(ii)主な職業、(iii)実質的に保有する当社株式資本の種類、シリーズ及び株式数、(iv)市民権に関する記述、並びに(v)証券取引所法第14項及び同条項において定められる関連規定に基づき取締役選任に関する委任状の勧誘において開示されることが要求されているその他の情報です。また、(b)指名を行う株主について、(i)氏名及び登録住所、並びに(ii)実質的に保有する当社株式資本の種類、シリーズ及び株式数です。さらに、指名・企業統治委員会は、かかる候補者に対し、かかる候補者が取締役として務める適格性を有することを判断するために合理的な範囲でその他の情報の提供を要求する場合があります。推薦状は、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275 メディシノバ・インク 指名・企業統治委員会宛てにご送付ください。付属定款の写しをご覧になりたい場合には、上記の当社の住所宛てに書面にてご請求ください。

【取締役会のリーダーシップ構造及び取締役会のリスク監視機能】

取締役会は、経営陣を独立して監視すべく、最適なリーダーシップ構造を評価・決定することが、自身の主要な責任の一つであると認識しています。取締役会は、取締役会がリーダーシップを発揮するための一般に妥当する唯一のアプローチというものは存在しないこと、及び状況に応じて取締役会のリーダーシップ構造が変化することを理解しています。当社取締役会のリーダーシップ構造は現在、取締役会を監視し取締役会関連事項につきチーフ・エグゼクティブ・オフィサーと密接に仕事をする独立した取締役会会長から成っています。取締役会の独立性を高めるため、当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーである岩城氏は、当社取締役会長を兼ねてお

りません。取締役会の各委員会は、異なる取締役が委員長を務めており、委員会による活動及び決定について取締役会に報告を行います。当社は、会長とチーフ・エグゼクティブ・オフィサーとが役割を分担し、また様々な取締役が各委員会の委員長を務めるというこのリーダーシップ構造が、当社取締役間での効率的な意思決定及び意思伝達の促進に役立つと考えています。

取締役会による積極的な監視を前提として、当社の経営陣は主に、当社が通常の事業運営過程で直面するリスクの管理に対する責任を負います。当社取締役会は、経営陣から執行及び戦略的な提案（当社事業に対する主要なリスクについての検討結果を含みます。）を受けます。さらに取締役会は、その各委員会に一定のリスク監視機能を委託しています。監査委員会は、資金管理、株主資本管理及び契約方針等、特定の領域に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。監査委員会はまた、開示に関する統制及び手続の体制（system of disclosure controls and procedures）並びに財務報告に関する当社の内部統制体制についてレビューし、経営陣と討議します。報酬委員会は、当社の報酬方針及び制度、並びに従業員確保の問題に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。指名・企業統治委員会は、適用される証券関連法令及び証券取引所規則を確実に遵守するため、倫理規約及び事業活動規約の定期的な検討を含む重要な法令遵守事項に関するリスク監視機能について取締役会を支援しています。当社は、このようなリーダーシップ構造が、当社事業について当社の監視機能を果たす際の効率を高め、取締役会、各委員会及び当社経営陣間におけるリスク管理監視責任の分離を促進すると考えています。

【株主の皆様との連絡手段】

株主の皆様が取締役会と連絡をお取りになりたい場合には、92037カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート300、エグゼクティブ・スクエア4275 メディシノバ・インク 取締役会会長宛てに書面にてご連絡ください。取締役会会長は、受領したすべてのご連絡を、その内容に基づき、適切な取締役又は取締役会内の委員会に回送します。かかる書面通知によるご連絡には、貴殿のお名前及びご住所並びに当社の株主であるか否かを記載してください。

【倫理規約及び事業活動規約】

当社は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）及び取締役会に指定された主要管理職従業員に適用される、「シニア・オフィサーに対する倫理規約」を採用しております。当社は、また、従業員、コンサルタント、代理人、役員、取締役に適用される「事業活動規約」も定めております。「シニア・オフィサーに対する倫理規約」及び「事業活動規約」はいずれも当社のウェブサイト www.medicinova.jp の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」に掲載されております。(i) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が（執行役又は取締役に對して）放棄された場合、又は(ii) 「シニア・オフィサーに対する倫理規約」若しくは「事業活動規約」のいずれかの規定が変更された場合には、当社のウェブサイトに掲載いたします。

取締役会及び委員会

【取締役会及び委員会】

取締役会は、2018年12月31日に終了した年度において7回の会議を開催しました。各取締役は、昨事業年度のうち当該取締役が取締役又は委員会の委員を務めた期間において、取締役会及び各自が所属する委員会の全会議の75%以上に出席しました。当社は、取締役に対し、年次株主総会への出席を推奨していますが、これを義務付けてはいません。1名の取締役が2018年の年次株主総会に出席しました。

【独立取締役及び監査委員会】

監査委員会の構成員は、米国の証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）及びナスダックによって定められた監査委員会に関する独立基準を満たしています。監査委員会の各構成員は、経営実績、当社の財務状態及び営業成績の開示、財務報告に関する当社の内部統制及び当社の独立登録会計事務所の監督並びに当社の財務書類の分析、評価を行う資格を十分に有し、かつ、その他ナスダック市場規則の適用ある要件を満たしているという判断のもとで取締役会により選任されています。取締役会は、当社監査委員会の委員長である石坂氏が、少なくとも監査委員会の構成員のうち一人は過去の財務若しくは会計分野での業務経験、会計に関する所定の専門資格又はその他これらと同等の経験若しくは経歴を有し、それにより財務知識を有する人物でなければならない、というナスダック市場規則5605(c)(2)の要件を満たすものと考えています。取締役会はまた、石坂氏が、豊富な財務及び業務経験により、適用あるSEC規則に定義される「監査委員会財務専門委員」の資格を有しており、また、ナスダック上場基準において要求される財務の洗練性及び必要な経験を有しているものと判断しています。

【取締役会の委員会及び委員会規則】

取締役会には、監査委員会、報酬委員会及び指名・企業統治委員会の3常任委員会があります。指名・企業統治委員会は、これらの委員会の構成を決定します。当社の委員会のすべての構成員は、適用されるSECの規則及びナスダック上場基準で定められた独立取締役であります。すべての委員会は、取締役会により承認された書面による委員会規則によって統治されています。各委員会規則は、当社ホームページ (<http://www.medicinova.jp>) の「株主・投資家情報」ページの「コーポレート・ガバナンス」でご覧いただけます。各委員会の構成員数、現構成員の氏名、直近の事業年度における開催会議数、及び機能は、以下のとおりです。

監査委員会

構成員数	3名
構成員	石坂氏（委員長） ヒマワン氏 小林氏
開催した 会議数	4

機能 監査委員会は、当社の独立登録会計事務所が提供した業務を承認し、当社の連結財務書類及び財務報告に対する内部会計統制体制に関する当該会計事務所の報告書を精査することにより、取締役会が当社の会計、監査、財務報告、内部統制及び法令遵守機能に関連する事項についての法律上の義務及び信託義務 (fiduciary obligations) を果たすことを支援します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所の任命、報酬、雇用、監督及び当該会計事務所の経営陣からの独立の確保につき責任を負います。

報酬委員会

構成員数 3名
構成員 ヒマワン氏 (委員長)
石坂氏
小林氏

開催した
会議数 1

機能 報酬委員会は、当社の総合的な報酬に関する方針及び取扱いを定めます。報酬委員会はまた、当社の執行役に支払われる報酬パッケージを審査・承認し、かかる審査に基づき、総合的な執行役の報酬パッケージを取締役に提言します。さらに、報酬委員会は、当社の取締役、執行役、従業員及びコンサルタントに対する株式ベースでの報酬を審査・決定し、当社のストック・インセンティブ・プラン及び従業員株式購入プランを管理します。

報酬委員会のプロセス及び手続 一般的に、報酬委員会は少なくとも年に一度会議を開催し、必要に応じてより頻繁に会議を開催します。各会議の議題は、通常、報酬委員会の委員長がCEOと協議してこれを策定します。報酬委員会は、非公開で会議を開催します。しかしながら、経営陣の複数のメンバー及びその他の従業員並びに外部の顧問又はコンサルタントが報酬委員会により招聘され、プレゼンテーションを行い、財務その他の背景情報若しくは助言を提供し、又は報酬委員会の会議に参加することがあります。CEOは、自らの報酬に関する報酬委員会の審議若しくは決定に参加し、又は同席することはできません。報酬委員会は、報酬委員会規則により、法律、会計その他に関する内部及び外部の顧問及びコンサルタントからの助言及び支援並びに報酬委員会がその職務の履行において必要であるか又は適切であると判断するその他の外部資源を当社の費用負担で入手する権限を付与されています。特に、報酬委員会は、執行役及び取締役の報酬の査定の際に支援を提供する報酬コンサルタントを任用する権限 (コンサルタントの合理的な報酬及びその他の任用条件を承認する権限を含みません。) を単独で有しています。

前事業年度において、報酬委員会は、報酬コンサルタントとして外部コンサルタントを雇用しませんでした。

報酬委員会は、開催される1回又は複数の会議において、年次報酬について重要な調整を行い、賞与及び株式報酬を決定し、さらに新たな業績目標を設定しています。しかしながら、報酬委員会は、新たに雇用された執行役の報酬等の個人の報酬に関する事項、並びに当社の報酬戦略の有効性、当該戦略について生じうる修正及び報酬に関する傾向、計画又は手法等の高度な戦略事項の検討も行っています。一般的に、報酬委員会のプロセスは、当年度についての報酬水準の決定及び業績目標の設定という2つの関連した要素で構成されています。報酬委員会は、CEO以外の執行役について、CEOから査定及び提言を求め、その検討を行っています。CEOについては、CEOの業績の査定は報酬委員会により行われ、報酬委員会が当該報酬の調整及び付与される報酬を取締役に提言します。報酬委員会は、すべての執行役及び取締役について、審議の一環として、財務報告書及び見積もり、運営データ、財務・会計情報、様々な仮定上のシナリオにおいて執行役に支払われる報酬総額を規定した集計用紙、執行役及び取締役の株式保有情報、会社の株式業績データ、過去の執行役の報酬水準及び現在の当社全体の報酬水準の分析、並びに他社における執行役及び取締役の報酬の分析等の資料の精査及び検討を適宜行うことができます。

指名・企業統治委員会

構成員数	3名
構成員	小林氏（委員長） ヒマワシ氏 石坂氏
開催した 会議数	1
機能	指名・企業統治委員会は、取締役の候補者並びに取締役会の規模及び構成に関し、取締役会に提案する責任を有しています。指名・企業統治委員会はまた、当社の企業統治ガイドライン及び企業統治に関する報告を監督し、企業統治に関する事項について取締役会に提案します。

【特定の関係及び関連当事者間取引】

当社の監査委員会は、利益相反の可能性を検討し、すべての関連当事者間取引（適用される連邦証券法に基づき「関連当事者」間取引として開示が義務付けられる取引を含みます。）を検討し承認する責任を負っています。当社の監査委員会は、かかる検討を行うための具体的な手続を採用しておらず、提示される具体的な事実及び状況を考慮して各取引を検討しています。

当社は、各々の執行役及び取締役との間で補償契約を結んでいます。また、当社の執行役及び取締役は、デラウェア州会社法（Delaware General Corporation Law）及び付属定款に基づきデラウェア州法の許容する最大限の範囲で補償されます。当社はさらに、特定の状況において弁護、和解又は判決の支払に関する費用について当社の取締役及び役員に補償を行う、取締役及び役員の損害賠償保険制度を有しています。

第2号議案 独立登録会計事務所の選任の承認

監査委員会は、2019年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所として、BDO USA・エルエルピー（以下「BDO」といいます。）を選定しました。BDOの代表者は、今年次株主総会に出席し、その代表者が希望する場合には意見表明を行い、また適切な質疑に応じることが予定されています。付属定款又はその他の規則は、独立登録会計事務所に関して株主の承認を得ることを義務付けておりませんが、株主の皆様はこの重要な企業決定に参加していただけるよう、当社はBDOの選定を上程いたします。

【主な会計費用及び業務】

以下は、当社が、2018年12月31日及び2017年12月31日に終了した各事業年度に、BDOにより提供された専門的業務に対して支払った費用を示したものです。

	12月31日に終了した事業年度（単位：米ドル）	
	BDO 2018年度	BDO 2017年度
監査費用（1）	217,000	207,000
監査関連費用（2）	25,000	41,000
税金費用（3）	—	—
その他すべての費用	—	—
合計	242,000	248,000

- (1) 監査費用には、当社の年次連結財務書類及び内部統制の監査、並びに当社の様式10-Qに含まれる各四半期連結財務書類のレビューに関する合計費用が含まれる。
- (2) 監査関連費用には、新たな会計基準の採用に関連する会計助言業務のほか、規制上の報告要件を遵守するための追加的な手続（当社の目論見書に関するコンフォート・レターの交付に関連して提供された専門的業務を含む。）が含まれる。
- (3) BDOは、連邦税法、州税法、及び国際税法の遵守又はタックス・プランニングのための専門的業務は提供していない。

【事前承認の方針及び手続】

当社は、当社の独立登録会計事務所により提供されるすべての監査業務及び非監査業務は、監査委員会による事前の承認を得る必要があるという方針を採っております。監査委員会は、SECの規則及びナスダック市場規則により当社の独立登録会計事務所が提供することが禁止されている業務について、当該独立登録会計事務所がかかる業務を行うことを承認しません。監査委員会は、非監査業務に、当社の独立登録会計事務所を利用することを承認するか否かを評価するにあたり、かかる会計事務所の客観性を損なう外観を有する関係が最小限となるよう努

力します。監査委員会は、当社の独立登録会計事務所から提供される非監査業務が効果的又は経済的である場合及び業務の性質によりかかる会計事務所の独立性が損なわれない場合のみ、かかる会計事務所から当該業務の提供を受けることを承認します。2018年12月31日及び2017年12月31日に終了した事業年度において、当社の独立登録会計事務所が行ったすべての監査業務は、監査委員会による事前の承認を得ており、非監査業務は一切行われませんでした。

【必要な投票数】

当社の独立登録会計事務所としてのBDOの選任に関する議案の承認には、自ら又は委任状により年次株主総会に出席して議決権を行使した株式数の、過半数の賛成票が必要です。承認が得られない場合、監査委員会は、将来における当社の独立登録会計事務所の選定を再検討しますが、当社の独立登録会計事務所を別に選定することは義務付けられていません。選定が承認された場合にも、取締役会は、独立会計事務所の変更が当社及び株主の皆様の最善の利益となると判断したときは、翌年中いつでも、自らの裁量により別の独立会計事務所の指名を指示することができます。

取締役会は、当社の2019年12月31日に終了する事業年度における独立登録会計事務所にBDO USA・エルエルピーを選任することに「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

第3号議案

授権株式数の増加に関する2013年エクイティ・インセンティブ・プランの変更の承認

当社取締役会は株主の皆様へ、当社の2013年エクイティ・インセンティブ・プラン（以下「2013年プラン」といいます。）の下で発行可能な当社普通株式数を2,000,000株増加するための2013年プランの変更（以下「本変更」といいます。）を承認されることをお勧めいたします。2019年3月14日、当社取締役会は、株主の皆様による承認を条件として、本変更を承認しました。株式数の増加を除き、本変更によって2013年プランに重大な変更が生じることはありません。

2019年4月11日（基準日）現在、2013年プランの下では、当社普通株式5,745,000株を購入することができるオプションが発行されていました。2019年4月11日現在、2013年プランの下で将来的に付与可能な株式は、322,592株でした。2019年4月11日現在、当社普通株式の公正市場価額（同日のナスダック公表の終値により決定されます。）は、10.34米ドルでした。

当社取締役会は、当社の長期的な健全性には本変更案が必要であると確信しています。当社は、当社の執行役や従業員に対し、株式報酬の形で長期インセンティブを提供しており、当社はかかる長期インセンティブが執行役や従業員の利益と当社株主の利益を適合させ、当社の長期的な健全性及び利益性のための最適な意思決定をもたらす当事者意識を高めると考えています。これと同じくらい重要なこととして、株式報酬は、当社が有能な従業員を継続して呼び込み、繋ぎ止め、その意欲を引き出すために必要不可欠であります。当社のエクイティ・インセンティブ・プログラムの現在の範囲及び構造並びに当社の株式付与の予想レートに基づき、当社の株式付与に関して予想される要件を充足するのに十分な数の株式が、本変更案により、2020年上半年期を通して当社に提供される予定です。2013年プランの下で新たに付与可能となる当社普通株式2,000,000株は、2019年4月11日現在発行済みである当社普通株式総数の約4.65%にあたります。

2013年プランの完全なテキスト（変更案）は本参考書類に別紙Ⅰとして添付されています。株主の皆様は、2013年プランの完全なテキストを参照することで完全なものとなる以下の情報と併せてこれをお読みいただきますようお願いいたします。本参考書類記載の2013年プランの内容と2013年プランの規定との間に矛盾があった場合、又は本参考書類記載の2013年プランの内容がいずれかの点について不正確である場合は、2013年プランの規定が適用されます。

【2013年プランの内容】

当社取締役会は、2013年4月21日に2013年プランを採択し、その後、株主の皆様により承認されました。早期に終了しない限り、2013年プランは、2023年4月21日に終了する予定です。

2013年プランの目的

2013年プランは、当社の従業員、取締役及びコンサルタントに対し、メディシノバ又はその関連会社の成功に最大限の努力を払うためのインセンティブを提供するとともに、適格な受領者に対し、当社普通株式の株価上昇の恩恵を受ける機会を得る手段を提供するように設計されています。

2013年プランの下で付与可能となる報酬の種類

2013年プランは、(i)インセンティブ・ストック・オプション、(ii)非適格ストック・オプション、(iii)株式評価益権、(iv)制限付株式報酬、(v)制限付株式ユニット報酬、(vi)その他株式報酬、及び(vii)現金、株式又はその他の財産により決済される業績連動型報酬の付与について定めています。

報酬の受領資格

当社の従業員、取締役及びコンサルタントは、2013年プランに参加する資格を有しており、これらの者はそれぞれ、インセンティブ・ストック・オプションを除くあらゆる種類の報酬を受領することができます。インセンティブ・ストック・オプションは、当社の従業員（役員を含みます。）に対してのみ付与することができます。

2013年プランの対象株式

2013年プランの下で現在発行可能な当社普通株式の総数は、(i) 5,200,000株及び(ii) 随時利用可能となる返還株式（以下に定義されます。）の合計数（かかる合計数を以下「留保株式」といいます。）に等しい数となっています。「返還株式」とは、当社の2004年エクイティ・インセンティブ・プランの下で付与された未行使の報酬の対象株式であって、2013年プランの発効日以降、何らかの理由により行使前若しくは決済前に期間満了となるか若しくは終了し、当該株式を権利確定がなされずに失効し、当初発行価格で買い戻され、又はその他当該報酬に関連する源泉徴収若しくは購入価格に係る義務を履行するために再取得若しくは留保されるものをいいます。

2013年プランの下で付与された株式報酬が、何らかの理由により行使前若しくは決済前に期間満了となるか若しくは終了するか、株式報酬の対象となる株式が、権利確定がなされずに失効するか、当初発行価格で買い戻されるか、又はその他当該報酬に関連する源泉徴収若しくは購入価格に係る義務を履行するために再取得若しくは保留された場合、期間満了となるか、又は失効となるか、買い戻されるか又は税金に係る義務を履行するために留保された当該株式は、2013年プランの下で再び発行可能となります。

かかる案に記載される本変更が承認された場合、留保株式は、(i) 7,200,000株及び(ii) 随時利用可能となる返還株式の合計数まで増加することになります。

2013年プランの運用

2013年プランは、当社取締役会によって運用されており、一方で取締役会は、同プランを運用する権限を一つ以上の委員会に委任することができます。取締役会は、2013年プランを運用する併存的な権限を報酬委員会に委任しましたが、過去に同委員会に委任した権限の一部又は全部をいつでも取締役会に返還させることができます。取締役会及び報酬委員会はそれぞれ、プラン運用者とみなされ、2013年プラン及び同プランの下で付与される報酬の運用、理解及び解釈に関して広範な権限を有しています。プラン運用者は、とりわけ、付与される報酬の受領者、数及び種類、並びに報酬の条件（行使可能期間及び権利確定期間を含みます。）を決定することができます。プラン運営者はまた、後述する制限を条件として、2013年プランの下で付与される株式報酬に適用される公正市場価額、並びにストック・オプション及び株式評価益権の行使価格を決定します。プラン運営者が誠意を持って決定、理解及び解釈はすべて、最終的で、拘束力を有し、かつ確定的なものとされます。プラン運営者はまた、1人以上の役員に対し、特定の株式報酬を受領する従業員（役員を除きます。）及びかかる株式報酬の対象株式数を指定する権限を委任することができます。かかる委任に関して、プラン運営者は、かかる役員により付与される株式報酬の対象とすることができる当社普通株式の総数を指定します。なお役員は、役員自身に株式報酬を付与することはできません。

【報酬の種類】

2013年プランの下で付与される報酬は、当社と報酬の受領者との間の契約書により証明されます。当該契約書には、具体的な報酬の条件が記載されます。

ストック・オプション

2013年プランの下では、ストック・オプションをストック・オプション契約に基づき付与することができます。プラン運用者は、各ストック・オプションの対象となる株式数及び各ストック・オプションの対象となる1株当たりの行使価格を決定しますが、かかる1株当たりの行使価格は、当社普通株式のストック・オプションの付与日現在の公正市場価額を下回ってはなりません。プラン運用者は、その後、株主の承認を得ることなく、オプションの行使価格を減額することはできません。

2013年プランの下で付与されるオプションの期間は、以下に記載するとおり、10年、及び一部の場合においては5年を上回ってはなりません。

2013年プランの下で付与されるストック・オプションは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれかとなります。インセンティブ・ストック・オプションは、1986年内国歳入法（その後の改正を含め、以下「内国歳入法」といいます。）及び適用ある規制に定められる様々な制限や要件に服し、(i)当社普通株式の保有率が10%を超える従業員に付与されるインセンティブ・ストック・オプションの1株当たりの行使価格は、当社普通株式のストック・オプションの付与日現在の公正市場価額の110%を下回ってはならず、また、当該オプションの満了期限は、付与日から5年以内に到来しなければならないこと、及び(ii)ある暦年に最初に行使可能となる参加者が保有するすべてのインセンティブ・ストック・オプションの対象となる当社普通株式の公正市場価額の総額（付与の時点で決定されます。）は、100,000米ドルを超えてはならないことが含まれます。

2013年プランの下でのストック・オプションの行使による当社普通株式の購入に関して認められる対価の形態は、プラン運用者によって決定され、(i)現金、小切手、銀行手形若しくは郵便為替、(ii)連邦準備制度理事会により公表されたレギュレーションTに従い策定された制度に基づく支払い、(iii)参加者が既に保有している普通株式、又は(iv)上記の方法の組み合わせが含まれることがあります。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約の条件に、より早いか又は遅い満了期限が定められている場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が就業不能又は死亡により終了した（又は参加者が雇用終了後の一定期間（もしあれば）内に死亡した）場合、当該参加者又はその受取人若しくは遺産管理人（場合によります。）は、権利確定済みのストック・オプションを、当該参加者の就業不能により雇用関係が終了した日付の12ヶ月後まで、又は当該参加者の死亡日の18ヶ月後まで行使することができます。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約に別途明示的に定められる場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が「正当な理由による」解雇により終了した場合、当該参加者は、正当な理由による解雇の日付現在権利確定済み及び権利未確定の一切のオプションに係る権利を放棄し、かかる日付後いかなるストック・オプションも行使することができます。

参加者のストック・オプション契約又はその他当社との契約に別途明示的に定められる場合を除き、参加者と当社又は当社の関連会社との雇用関係が就業不能、死亡又は正当な理由による解雇を除くその他の理由により終了した場合、当該参加者は、権利確定済みのストック・オプションを、雇用関係が終了した日付の3ヶ月後まで行使することができます。

参加者が適用される期間内にそのストック・オプションを行使しない場合、当該ストック・オプションは自動的に終了します。

参加者は通常、遺言若しくは相続・遺産分配法によるか、又は家族関係関連規則若しくは正式な離婚協議書に基づく場合を除き、2013年プランの下で付与されたストック・オプションを譲渡することはできません。但し、参加者は、取締役役会又は正式な権限を有する役員による承認を条件として、当該参加者の死後にストック・オプションを行使可能な受取人を指定することができます。

株式評価益権

2013年プランの下では、株式評価益権を株式評価益権契約に基づき付与することができます。各株式評価益権は、相当数の普通株式により表示されます。各株式評価益権の行使価格は、プラン運用者によって決定されますが、いかなる場合にも、付与日における当該株式評価益権の対象株式の公正市場価額の100%を下回ってはなりません。プラン運用者はまた、株式評価益権の権利確定に関して、適切とみなした制限や条件を課することができます。株式評価益権は、当社普通株式、現金、現金及び株式の組合わせ、又はプラン運用者が承認し、株式評価益権契約に定められるその他の適格な形態の対価による支払いが可能です。株式評価益権は、2013年プランに基づくストック・オプションと同様の、継続雇用の終了に関する条件及び譲渡制限に服します。

制限付株式報酬

2013年プランの下では、制限付株式報酬を制限付株式報酬契約に基づき付与することができます。制限付株式報酬は、当社宛ての現金、小切手、銀行手形若しくは郵便為替、受領者の当社若しくはその関連会社に対する業務の遂行、又はプラン運用者が認めるその他の適法な形態の対価による付与が可能です。制限付株式報酬に関して発行される当社普通株式は、プラン運用者が決定し、制限付株式報酬契約に定められる権利確定スケジュールに基づく失効の対象となります。2013年プランの下では、制限付株式報酬に関して、当該報酬の対象となる制限付株式について支払われる配当は、関連する制限付株式報酬の対象株式に適用されるものと同様の権利確定及び失効に関する制限に服するものと定めることができます。制限付株式報酬に基づき当社普通株式を取得する権利は、制限付株式報酬契約に定められる条件に従ってのみ譲渡可能となります。適用ある制限付株式報酬契約に別段の定めがある場合を除き、参加者の継続雇用が終了した場合、当社は、失効に関する条件又は買戻権により、かかる終了日現在権利未確定の株式の一部又は全部を、制限付株式報酬契約の条件に基づき受領することがあります。

制限付株式ユニット報酬

2013年プランの下では、制限付株式ユニット報酬を制限付株式ユニット報酬契約に基づき付与することができます。購入価格は、プラン運用者が認めるあらゆる適法な形態により支払うことができます。制限付株式ユニット報酬は、プラン運用者が決定する権利確定スケジュールに基づく権利確定の対象となります。制限付株式ユニットは、当社普通株式の交付、現金、現金及び株式の組合わせ、又はプラン運用者が決定し、制限付株式ユニット報酬契約に定められるその他の形態の対価により決済されます。2013年プランの下では、制限付株式ユニット報酬の対象となる当社普通株式に関して配当相当額を与え、プラン運用者の単独の裁量により、これを当該制限付株式ユニット報酬の対象となる追加的な当社普通株式に転換することができます。適用ある制限付株式ユニット報酬契約に別段の定めがある場合を除き、権利未確定の制限付株式ユニットは、何らかの理由による参加者の継続雇用の終了時に失効します。

業績連動型報酬

また、2013年プランは、当社による、現金及び株式による業績連動型報酬の付与も認めています。

業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、業績期間における所定の業績目標の達成に応じて付与、権利確定又は行使若しくは支払いを行うことができる株式報酬です。業績連動株式報酬はまた、一定期間の継続的な役務の完了を必要とします。業績期間の長さ、業績期間に達成されるべき業績目標並びに当該業績目標が達成されたか否か及びその程度についての基準は、報酬委員会によって決定されます。加えて、適用法及び報酬契約により許容される範囲で、取締役会（又は、場合に応じて、報酬委員会）は、業績連動株式報酬の支払いの際に現金を用いることを決定することができます。

業績連動現金報酬

業績連動現金報酬は、業績期間における所定の業績目標の達成に応じて支払われる株式報酬です。業績連動現金報酬はまた、一定期間の継続的な役務の完了を必要とします。業績期間の長さ、業績期間に達成されるべき業績目標並びに当該業績目標が達成されたか否か及びその程度についての基準は、報酬委員会によって決定されます。取締役会（又は、場合に応じて、報酬委員会）は、業績連動現金報酬の支払いの形式（現金又はその他の財産）を特定するか、又は業績連動現金報酬若しくは取締役会（又は、場合に応じて、報酬委員会）が指定するその一部を、すべて又は部分的に現金又はその他の財産により受領する選択肢を参加者に与えることができます。

【2013年プランの一般規定】

業績目標及び歳入法第162条(m)に基づく検討

歳入法第162条(m)により、報酬対象従業員（後記「【特定の米国連邦所得税に関する情報】」に定義されます。）に関して年間に税額控除が可能な報酬額は、1,000,000米ドルがその上限とされています。

2018年以前の課税年度については、連邦所得税法上、歳入法第162条(m)及び関連規制に定められる一定の業績連動型報酬は、かかる税額控除に関するルールの適用を除外されていました。現在のところ、当社は、多額の純損失の繰越を有しており、また、近い将来に法人所得税を支払う見込みもないため、執行役の報酬の税金控除は、当社の報酬プログラムの仕組みを決定する際の重要な要素ではありません。2013年プランは、現在はいかかる適用除外は廃止されており、業績連動型報酬の免除の対象となる現金及び株式ベースの業績報酬を当社が付与することができるよう設計されていましたが、そのように企図されていない報酬を当社が付与することを制限するものではありませんでした。当社は、近年、業績連動型報酬として認められると考えるストック・オプションを付与しました。

2017年11月2日以前に2013年プランの下で対象者に付与された報酬のうち、業績連動型報酬として認められるものは、一定の場合においては引き続き業績連動型報酬として認められ、したがって、当社はこれを全額控除することができます。かかる日付より後に付与される報酬は、一般的な第162条(m)に基づく税額控除に関するルールの対象となるため、当社はこれを全額控除することができない可能性があります。

2013年プランに定められた、ある年度に付与される第162条(m)に基づく業績連動型報酬として認められることが企図されている報酬に関する1人当たりの上限は、以下のとおりです。

	<u>1事業年度当たりの上限</u>
株式報酬	200,000株
現金による報酬	300,000米ドル

なお、上記の第162条 (m) に基づく年間の株式報酬の上限は、2013年プランの規定により第162条 (m) に基づく業績連動型報酬として認められることが企図されている報酬のみを対象に適用されるものであり、当社の取締役会又は報酬委員会の、株式報酬（ストック・オプションを含みます。）であって業績連動型報酬として認められることが企図されていないものを当該上限を超えて付与する能力を制限するものではありません。

2013年プランには、報酬委員会の定める業績条件が規定されています。これには、以下に挙げる業績条件が含まれます。(1)利益（1株当たり利益及び純利益を含みます。）、(2)支払利息・税金・減価償却前利益、(3)支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益、(4)株主還元率、(5)株主資本利益率、(6)使用総資本利益率、(7)株価、(8)マージン（グロス・マージンを含みます。）、(9)（税引前又は税引後）利益、(10)営業利益、(11)税引後営業利益、(12)税引前利益、(13)営業キャッシュ・フロー、(14)売上目標、(15)収益又は製品収益の増加、(16)費用削減目標、(17)運転資本の水準の改善又は達成、(18)経済付加価値（又は相当する測定基準）、(19)市場占有率、(20)キャッシュ・フロー、(21)1株当たりキャッシュ・フロー、(22)株価実績、(23)負債削減、(24)プロジェクト又はプロセスの実施又は完了、(25)顧客の満足度、(26)株主資本、(27)設備投資、(28)負債の水準、(29)営業利益又は純営業利益、(30)従業員の多様性、(31)純利益又は営業利益の増加率、(32)請求、(33)臨床目標、並びに(34)資金調達目標。報酬委員会は、2013年プランの下で、上記に含まれない業績条件に基づいて報酬を付与することもできます。

業績目標は、1つ又は複数の事業単位、部門、関係会社、区分に関する会社全体の基準に基づく場合があり、また、絶対的又は1つ又は複数の比較会社の業績若しくは1つ又は複数の関連指標の業績との比較によって設定されます。2013年プランにおいて、報酬が付与された時点での報酬契約又は業績目標が設定された時点での業績目標を規定するその他の文書において報酬委員会又は取締役会が別途定める場合を除き、報酬委員会（又は、歳入法第162条 (m) の遵守が要求されない場合、取締役会）は、業績期間における業績目標の達成の計算方法について、以下のとおり適切な調整を実施します。(1)再編及び／又はその他の経常外費用の除外、(2)米ドル建てではない業績目標についての為替レートの影響の除外、(3)一般会計原則に対する変更の影響の除外、(4)法人税率に対する法定調整の影響の除外、並びに(5)一般会計原則において規定される「特別項目」の影響の除外。加えて、報酬委員会（又は、取締役会）は、業績目標の達成により支払われる報酬又は経済的利益を減らすか又は解消し、当該業績期間について選択された業績条件の計算方法を定義する裁量を保持します。

資本構成の変更

資本化による調整が行われる場合、プラン運用者は、(i)2013年プランの対象となる有価証券の種類及び最大数、(ii)インセンティブ・ストック・オプションの行使に伴い発行される有価証券の種類及び最大数、(iii)ある事業年度にいずれかの者に付与される有価証券の種類及び最大数、並びに(iv)未払いの株式報酬の対象となる有価証券の種類及び数並びに1株当たりの価格、を適切かつ比例して調整します。かかる調整はプラン運用者によって行われ、その決定は、最終的で拘束力を有し、決定的なものです。

企業間取引;支配権の変更

一定の企業間取引（2013年プランに定義されます。）の際には、プラン運用者は、企業間取引の締結又は完了に伴い、未払いの株式報酬に関して以下の措置のうち1つ又は複数の措置を講じる裁量を有しています。

- ・ 存続企業若しくは買収企業（又はその親会社）による株式報酬の引受け、継続又は置換を手配すること

- ・ 株式報酬に従い発行された当社普通株式についての再取得権又は買い戻し権の存続企業若しくは買収企業（又はその親会社）に対する譲渡を手配すること
- ・ 株式報酬の終了後の株式報酬の権利確定及び行使可能性を加速させること
- ・ 株式報酬に従い発行された当社普通株式についての再取得権又は買い戻し権の失効を手配すること
- ・ 企業間取引の効力発生日前に権利が確定していない又は行使されていない範囲で、現金対価（もしあれば）と引き換えに、プラン運用者がその単独の裁量により適切だと判断する株式報酬を取り消す又は取消しを手配すること
- ・ (2) 株式報酬の保有者が株式報酬の行使に関連して支払う行使価格に対する(1)当該保有者が株式報酬の行使に伴い受領するであろう財産の価額の超過分と等価の金額の支払いと引き換えに、株式報酬を引き渡すよう手配すること

プラン運用者は、各報酬について同じ措置を講じる必要はありません。

株式報酬契約又は当社と参加者との間のその他の契約書に規定されるとおり、株式報酬は、支配権の変更（2013年プランに定義されます。）の後に、権利確定及び行使可能性がさらに加速される可能性があります。但し、かかる規定がない場合にはいかなる加速も行われません。

プランの変更又は終了

プラン運用者は、2013年プランを何時でも変更又は終了することができます。2013年プランに別段の規定がある場合を除き、2013年プランのいかなる変更又は終了も、参加者から書面による同意を得た場合を除いて、未払いの報酬における参加者の権利を著しく損なうことはありません。当社は、適用法及び上場要件による要求に従い、2013年プランの変更について株主の承認を取得します。プラン運用者が早期に終了した場合を除き、2013年プランは、2023年4月21日に自動的に終了します。

準拠法

2013年プランは、カリフォルニア州法に準拠します。

【特定の米国連邦所得税に関する情報】

以下は、当社及び2013年プランの下で報酬を受領した米国の参加者への米国連邦所得税（以下「連邦所得税」といいます。）の影響に関する概要です。連邦所得税は、改正されることもあり、どの参加者への連邦、州及び地方税の影響も各人の状況に応じて変動します。特定の個人に対する税金の影響も異なります。この概要は、全てを網羅するものではなく、参加者の死亡における税金の影響又は地方、州若しくは他国の所得税については触れません。当社は、2013年プランに基づく報酬を受領した場合の税金に関する事項については各参加者が各自の税アドバイザーに相談されることを勧めます。

インセンティブ・ストック・オプション

連邦所得税に関連し、インセンティブ・ストック・オプションの保有者には、これが付与されたとき又はこれを行行使した時点では課税通常所得は発生しません。当該保有者が、ストック・オプションが付与されたときから、同オプションに基づき取得した普通株式を少なくとも2年、又はストック・オプションを行行使してから1年間普通株式を保有し続けている場合は、その後当該普通株式を売却して売却益を得た場合、当該売却益には長期キャピ

タル・ゲイン又はロスとして課税されます。参加者が、ストック・オプションが付与されてから2年経過する前に、又はストック・オプションを行使後1年が経過する前に、同オプションを行使したことにより取得した株式を処分した場合は、当該行使日現在の株式の行使価格と公正市場価格の差額に等しい金額による通常所得を稼得したものとみなされます。これらの期間以降に株式を処分したことから認識された追加のゲイン又はロスは、一般的に、参加者が当該株式を1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされます。インセンティブ・ストック・オプションの行使日における株式のオプション行使価格と公正市場価格の差額は、保有者の代替最低課税所得を計算する上での調整額となり、当該税額が参加者の1年の通常所得税を超えた場合は、代替最低課税の対象になることがあります。

非適格ストック・オプション

一般的に、非適格ストック・オプションが付与された参加者には、当該オプションが付与された時点では課税所得は発生しませんが、これを行使したときに、オプション行使価格と行使日の株式の公正市場価格の差額に等しい通常所得が発生します。参加者が、オプションを行使して取得した株式をその後売却した場合の追加のゲイン又はロスは、参加者が当該株式を1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされません。

株式評価益権

一般的に、参加者に株式評価益権が付与された時点では、課税所得は発生しません。当該権利を行使したときに、参加者には、受領した現金に受領した株式の公正市場価値を加えた金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。参加者が、オプションを行使して取得した株式をその後売却した場合の追加のゲイン又はロスは、参加者が当該株式を権利の行使後1年以上保有したか否かにより、短期又は長期キャピタル・ゲインとみなされます。

制限株式

一般的に、参加者には、歳入法第83条(b)の選択を行わない限り、帰属しない制限株式が付与された時点では、課税所得は発生しません。その代わりに、制限株式が帰属したときに、参加者には、各帰属日の株式の公正市場価値又は受領した現金から、株式に支払われた金額を控除した金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。

制限株式ユニット

一般的に、参加者には、帰属しない制限株式ユニットが付与された時点では、課税所得は発生しません。制限株式ユニットが帰属して決済されたときに、参加者には、帰属した株式ユニットの下で受領した支払額の金額に等しい通常所得が発生したものとみなされます。

源泉徴収義務；当社の法人税に対する影響

参加者が通常所得として認識しておく必要のある報酬は、インセンティブ・ストック・オプション対象株式の不適合処分の際に認識する通常所得に関する場合を除き、一般的に、所得税及び給与税の源泉徴収義務の対象となります。一般的に、当社は、2013年プランに基づく報酬に関して、参加者が通常所得を認識したときに（参加者が非適格ストック・オプションを行使したとき等）、認識された通常所得に等しい金額分の税控除を受けられません。

歳入法第162条(m)の制限

2018年度に税法の改正が施行される前まで、歳入法第162条(m)に基づき、当社の主な執行役員及びその他最も高い報酬が支払われている役員3名（最高フィナンシャル・オフィサーを除きます。）について、当社が1事業年度において控除することができる報酬額に関する1,000,000ドルの上限には、業績連動型報酬に関する適用除外が設けられていました。かかる控除の上限に関する適用除外の撤廃により、2018年以降、当社の主な執行役員、最高フィナンシャル・オフィサー及びその他特定の執行役に支払われる報酬は、かかる税額控除に関するルールの対象となり、業績連動型報酬の除外は不可になりました。報酬がかかるルールの対象となる執行役を、以下「対象従業員」といいます。

歳入法第409条A

歳入法第409条Aは、特定の種類の非適格報酬制度に対する連邦所得税法の適用について定めています。一般的に、歳入法第409条Aの要件に違反すると、繰り延べることが意図された所得を認識する時期が前倒しされ、従業員にその納付するべき所得税に加え、20%の連邦消費税並びに場合によっては追徴税及び利息が課されることとなります。歳入法第409条Aが適用される報酬制度の種類は広範であり、2013年プランに基づく特定の報酬（制限株式ユニット等）にも適用される場合があります。2013年プラン（同プランに基づき付与される報酬を含みます。）は、歳入法第409条Aの要件の適用を除外され、又は適用されうる限度まで、歳入法第409条Aの要件に服することが意図されています。歳入法第409条Aで要求されるとおり、当社は、特定の従業員に対する特定の繰延報酬の支払を当該従業員が退職後7ヶ月経過するまで据え置く場合があります。

【現行のプランに基づく利益】

以下の表は、2019年4月11日（基準日）現在の2013年プランに基づき付与されたストック・オプションの対象となる株式数を記載したものです。この株式数には、キャンセル又は行使されずに満了したオプションの影響を考慮しておらず、2013年プランに基づき参加者に付与されたその他の種類の報酬の対象となる株式数も反映していません。

氏名及び役職	オプションの対象となる株式数
岩城祐一 M. D. Ph. D.、代表取締役社長兼CEO	2,360,000
カーラ・ライエス CPA、チーフ・フィナンシャル・オフィサー	—
松田 和子 M. D. Ph. D.、チーフ・メディカル・オフィサー	1,520,000
ジェフリー・オブライエン J. D.、M. B. A.、ヴァイス・プレジデント	1,065,000
全現執行役員	4,945,000
全非従業員取締役	260,000
全従業員（全執行役員を除きます。）	540,000

(1) セルホーン氏は、2018年6月1日付けで当社チーフ・フィナンシャル・オフィサーを退任しました。

【株式報酬制度に基づき発行可能な有価証券】

当社には、適格従業員、取締役及びコンサルタントに当社の普通株式を発行することができる(i)2004年プラン及び(ii)2013年プランからなる2つの株式報酬制度があります。以下の表は、2018年12月31日現在有効であった当社の各株式報酬制度に関する情報を示したものです。

プランの種類	発行済みオプション、ワラント及びライツの行使時に発行される有価証券 (a)	発行済みオプション、ワラント及びライツの加重平均行使価格 (b)	株式報酬制度に基づき将来発行可能な有価証券の残数 (a)欄の有価証券を除きます。 (c)
株主に承認された株式報酬制度	6,609,647	\$ 4.61	1,494,592
株主に承認されていない株式報酬制度	-	-	-
合計	6,609,647	\$ 4.61	1,494,592

当社の取締役会は、2013年4月に2013年プランを承認し、その後、当社の株主に承認されました。

2013年プランは、現金、株式又はその他の資産をもって決済することが可能なインセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、株式評価益権、制限株式報酬、制限株式ユニット報酬、その他の株式報酬及び業績報酬について定めています。2018年12月31日現在、2013年プランの下で、当社普通株式5,156,000株を購入することができるオプションが発行されていました。

当社の取締役会及び株主は2004年プランを承認しました。当社の2013年プランが株主に承認された後は、2004年プランに基づく更なる報酬は付与されていません。2004年プランに基づき発行されているオプションは、現行の条件で運用され続けます。2018年12月31日現在、2004年プランの下で、当社普通株式1,453,647株を購入することができるオプションが発行されていました。

【必要な投票数】

2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な当社普通株式数を2,000,000株増加するための変更案の承認には、年次株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ、当該議案について議決権を行使することのできる株主の過半数の賛成票が必要となります。棄権票は、当該議案への「反対」票と同様の効果を有します。ブローカー未行使議決権は、影響を及ぼしません。

取締役会は、メディシノバ・インク2013年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき発行可能な普通株式数を2,000,000株増加することの変更案の承認に「賛成」の投票をされることをお勧めいたします。

第4号議案

2018年12月31日に終了した年度に関する当社の執行役の報酬の勧告的承認

SEC規則に従い、株主の皆様には、本参考書類において開示される2018年12月31日に終了した年度に関する当社のNEOの報酬を、拘束力のない勧告として承認いただきますようお願いいたします。この議案は、一般的に「Say on Pay」と称されるものです。当社はこれまで、執行役の報酬に関する勧告的決議を3年毎に行っており、直近では2016年にかかる勧告的決議を行いました。この議決は、報酬の特定の項目について検討するのではなく、当社のNEOの総合的な報酬並びに本参考書類に記載される考え方、方針及び慣行について検討することを意図するものです。

この「Say on Pay」の議決は勧告的なものであり、したがって、当社の報酬委員会又は取締役会に対して拘束力を有しません。しかしながら、当社の取締役会及び報酬委員会は、株主の皆様のご意見を尊重し、当社の執行役の報酬に関するプログラムを評価するにあたり、投票結果を慎重に検討し、考慮に入れます。

【勧告】

取締役会は、以下の決議に賛成の投票をされることをお勧めいたします。

「決議：メディシノバ・インクの株主は、勧告的決議として、証券取引委員会の報酬の開示に関する規則に基づき2019年年次株主総会の参考書類（「執行役の報酬」の項を含む。）において開示される当社のNEOの報酬を承認する。」

【必要な投票数】

定足数が満たされている場合、勧告的決議としての当社のNEOの報酬を承認する議案は、本年年次株主総会における投票の過半数の「賛成」票を要します。棄権及びブローカー未行使議決権は、いずれも定足数に数えられますが、当該議案に対する賛成票又は反対票とはみなされず、したがって、投票結果には影響を及ぼしません。

取締役会は、当社の執行役の報酬の承認に「賛成」の投票をされることを全会一致でお勧めいたします。

第5号議案

当社の執行役の報酬に関する勧告的決議の頻度（1年、2年又は3年）に関する勧告的決議

証券取引所法セクション14Aに従い、株主の皆様へ、当社が執行役の報酬に関する勧告的決議（一般的に「Say on Pay」議案と称され、本年の第4号議案の議題となるものです。）を1年毎、2年毎又は3年毎のいずれの頻度で行うべきかについて議決権を行使いただきますようお願いいたします。株主の皆様による当該勧告的決議は、一般的に「say-when-on-pay」と称されるものです。

証券取引所法セクション14Aにより、当社は、株主の皆様によるこのような性質の勧告的決議を少なくとも6年に1度行うよう求められています。当該議案は、株主の皆様に対し、当社が将来の株主総会の参考書類にSay on Pay議案をどのような頻度で含めるべきかに関する意向を表明していただくための勧告的決議の機会を提供するものです。株主の皆様は、当該議案に投票することによって当社がSay on Payに関する議決を1年毎、2年毎又は3年毎のいずれの頻度で行うべきかについて意向を表明することができ、又は、投票を棄権することができます。

【勧告】

2013年度の年次株主総会以来、当社は、3年毎に執行役の報酬に関する勧告的決議を行ってきました。当社の取締役会は、執行役の報酬に関する勧告的決議の頻度として、「3年毎」が当社及びその株主の皆様の最善の利益となると考えております。これは、かかる頻度が、株主の皆様に対して当社の執行役の報酬に関する方針及び慣行に関する意見を表明する機会を与えると同時に、当社に対して株主の皆様と協議し、株主の皆様から得た意見を検討するための適切な時間を与えるものであるためです。

この議決は勧告的なものであるため、当社の報酬委員会又は取締役会に対して拘束力を有しません。本第5号議案に関する取締役会の勧告及び株主の皆様による投票結果にかかわらず、取締役会は、将来において、勧告的決議をより多い又は少ない頻度で行う旨の決定する場合があるほか、株主の皆様との協議や報酬プログラムに関する重大な変更の採用といった要因により、慣行を変更する場合があります。「Say on Pay」の議決を行う頻度に関する当社の決定は、SECの定めにより様式8-Kにおいて開示されます。選択肢のうち最も得票数の多かった頻度が、株主の皆様による勧告的決議とみなされます。棄権及びブローカー未行使議決権は、選択肢のうち最も得票数の多かった頻度を決定する上で計算に含まれず、当該議案の結果に直接的な影響を及ぼしません。

取締役会は、当社の執行役の報酬に関する勧告的決議の頻度として「3年毎」に投票されることをお勧めいたします。

執行役

以下は、本参考書類の日付現在における当社の執行役に関する経歴の概要です。

氏名	役職	年齢	主な職歴
岩城裕一 M. D.、Ph. D.	社長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	68	当社の設立者であり、2000年9月の設立時より2007年3月まで取締役会会長。2005年7月にエグゼクティブ・チェアマン、2005年9月にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）代行、2006年3月に社長兼CEOにそれぞれ就任。2013年11月から2014年4月8日にかけて、チーフ・フィナンシャル・オフィサー代行。2001年9月から2007年1月にかけて、資金調達取引及び事業開発活動に関する当社の相談役。1994年から2008年までアヴィジェン・インク（以下「アヴィジェン」という。）の取締役。南カリフォルニア大学医学部泌尿器科学、外科学及び病理学の3分野の教授を務め、1992年以来、同大学移植免疫及び免疫遺伝学研究室ディレクター。東邦大学医学部客員教授。南カリフォルニア大学医学部教員として勤務する以前の1989年から1991年にかけて、ピッツバーグ大学医学部教授（外科学及び病理学）。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得。査読論文200本超及び書籍40章超を執筆。過去30年にわたり、製薬会社及びベンチャー・キャピタル・ファンドに対し、研究及び投資戦略についての助言を行い、バイオテクノロジー企業数社の取締役。
岡島正恒	ヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表	50	2006年9月よりヴァイス・プレジデント兼東京事務所代表。当社に入社する前は、2002年より大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）で次長。1999年から2002年まで、大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社で課長代理。1996年から1999年まで、住友キャピタル証券株式会社で部長代理。1991年から1996年まで、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）において様々な職務にあたる。東京理科大学理工学部においてB. S. を取得。

松田和子 M. D.、Ph. D.、MPH	チーフ・メ ディカル・オ フィサー	52	2011年9月1日にチーフ・メディカル・オフィサーに就任。2010年4月から2011年9月まで、当社の臨床開発部門ヴァイス・プレジデント。当社の臨床開発すべてについて責任を負う。2008年8月から2009年11月まで、南カリフォルニア大学のカーク医科大学にて助教授。2005年8月から2008年7月まで、ロサンジェルスの小児病院の臨床研究員。ミシガン州立大学にて内科及び小児科の研修期間を開始し、ロマ・リンダ大学にて小児科の研修期間を完了。日米両国の小児科医師免許を有する。札幌医科大学においてM. D. 及びPh. D. を取得し、ハーバード大学公衆衛生学部においてMPHを取得。
ジェフリー・オブ ライアン J. D.、M. B. A.	ヴァイス・プ レジデント	49	2009年から事業開発担当ディレクター、2012年から事業開発及び戦略計画担当上級ディレクターを務めた後、2013年10月にヴァイス・プレジデントに昇進。当社に入社以前は、2004年から2008年にかけてヴァイス・プレジデントとして、UBS証券、野村證券及びバンク・ゾーガルを含む複数のインベストメント・バンクにおいて製薬企業及びバイオテクノロジー企業を対象とする株式リサーチ・アナリストを務めた。ドナルドソン・ラフキン・ジャンレット／クレディ・スイス・ファースト・ボストンでは、医療分野専門のインベストメント・バンカーを務めた。大学院入学前に、ザ・リポソーム・カンパニーにおいてバイオテクノロジー商品の開発に成功。デラウェア大学において優秀な成績で化学専攻の理学士を取得。バンダービルト大学ロースクールで法学士を、さらにバンダービルト大学オーウェン経営学大学院においてMBAを同時に取得。
カーラ・ライエス MBA/CPA	チーフ・フィ ナンシャル・ オフィサー	46	会計サービス企業であるシグニチャー・アナリティックス・エルエルシーに在籍しており、2018年6月1日付けでチーフ・フィナンシャル・オフィサーに就任。2018年5月にシグニチャー・アナリティックスに入社。2013年8月から2018年5月までサンディエゴ・ラディ小児病院のアカウントティング・マネージャーを務め、財務報告、助成及び契約並びに慈善活動経理を担当した。それ以前には、2009年5月から2013年8月までワイヤレス・サービス事業者であるクリケット・コミュニケーションズのシニア・マネージャーを務めた。また過去には、SAIC、ネクストウェブ及びクエスト・ソフトウェアにおいて会計及び一般開示に関する役職を務めた。サンディエゴ大学において会計学士及びMBAを取得。

・報酬委員会の報告、取締役会の監査委員会の報告書、その他の事項、年次報告書等の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://medicinova.jp/ir/library/proxy>) に記載しております。

メディシノバ・インク

2013年エクイティ・インセンティブ・プラン
(2019年3月14日 取締役会によって改定)

1. 総則

(a) 従前プランの承継版及び継続版

本プランは、メディシノバ改定再表示2004年ストック・インセンティブ・プラン (MediciNova, Inc. Amended and Restated 2004 Stock Incentive Plan) (以下「**従前プラン**」という。)の承継版及び継続版として意図されている。発効日より後に、従前プランの下では、いかなる株式報酬も追加で付与することはできない。未だ割当てがされていない残余株式であって、オプションの行使、又は株式報酬の発行若しくは決済によって発行することができる株式のうち、発効日の午前0時1分(太平洋標準時)の時点までに従前プランの下で付与されなかったものは、同時点をもって従前プランの下で利用できなくなる。同時点より後は、従前プランの下でいかなる株式報酬も付与されない。また、発効日の午前0時1分(太平洋標準時)以降は、従前プランの下で付与される未決済の株式報酬は、従前プランの条件に準拠する。ただし、従前プランの下で付与される未決済の株式報酬に関する株式のうち、(i)行使若しくは決済より前に何らかの理由で失効若しくは終了したものの、(ii)当該株式に関する権利の確定のために必要な事由若しくは条件が満たされなかったことを理由に、没収若しくは消却され、若しくはその他の形で当社に返却されたもの、又は(iii)報酬に関連する源泉徴収義務を履行する目的、若しくは株式報酬の買取価格若しくは行使価格を満たす目的で、再取得若しくは留保された(若しくは発行されなかった)もの(以下「**返却株式**」という。)は、当該株式が返却株式となった時点で、留保株式数(第3項(a)で詳述される。)に加算され、本プランの下で付与される株式報酬に関して発行することができる。発効日の午前0時1分(太平洋標準時)以降に付与された一切の対象株式報酬は、本プランの条件に準拠する。

(b) 報酬を受け取る資格を有する者

報酬を受け取る資格を有する者は、従業員、取締役及びコンサルタントである。

(c) 付与される報酬

本プランの規定に従って付与される種類の報酬は、(i)インセンティブ・ストック・オプション(Incentive Stock Options)、(ii)非適格ストック・オプション(Nonstatutory Stock Options)、(iii)株式評価益権(Stock Appreciation Rights)(SAR)、(iv)制限付株式報酬(Restricted Stock Awards)、(v)制限付株式ユニット報酬(Restricted Stock Unit Awards)、(vi)業績連動型株式報酬(Performance Stock Awards)、(vii)業績連動型現金報酬(Performance Cash Awards)、及び(viii)その他株式報酬(Other Stock Awards)である。

(d) 目的

本プランの意図は、報酬の付与を通じて、報酬を受け取る資格を有する者による役務を確保及び維持すること、当社及び一切の関係会社の成功に向けてかかる者が最大限の努力を尽くすための動機付けを提供すること、並びに普通株式の価額の増価によってかかる者が利益を受け取ることができる方法を提供することである。

2. 管理

(a) 取締役会による管理

取締役会は、本プランを管理する。取締役会は、本項(c)に従い、本プランの管理を委員会に委任することができる。

(b) 取締役会の権限

取締役会は、本プランの明示的な規定に従った上で、かつその制限内で、以下の権限を有する。

- (i) (A) 誰に報酬を付与するか、(B) いつ、どのように各報酬を付与するか、(C) どの種類の報酬を付与するか、(D) 各報酬に課する規定(かかる規定は、全て同一である必要はない。)(対象者が、当該報酬に基づいて普通株式を行使し、又は現金を受け取ることができる時期を含む。)(E) 報酬に関する普通株式の数、又は報酬の価額、並びに(F) 株式報酬に適用される公正市場価格を決定する権限
- (ii) 本プラン及び本プランの下で付与される報酬を解釈する権限、並びに本プラン及び報酬の管理に関する規則を制定及び改廃する権限(なお、かかる権限を行使するにあたって、取締役会は、本プラン又は報酬を完全に有効とする上で必要又は有用と取締役会がみなす方法で、かつその範囲内で、本プラン又は一切の報酬契約の中に存する瑕疵、遺漏又は齟齬を修正することができる。)
- (iii) 本プラン、及び本プランの下で付与される報酬に関する一切の紛議を解決する権限
- (iv) 報酬を行使若しくは付与することができる時期(又は現金若しくは普通株式を発行することができる時期)の全部又は一部を繰り上げる権限
- (v) 本プランをいつでも停止又は終了させる権限(なお、本プラン又は報酬契約に別段定められる場合を除き、本プランが停止又は終了した場合であっても、その時点で参加者が有する未決済の報酬に基づく権利は、当該参加者による書面の承諾がない限り、侵害されない。ただし、下記(viii)で定められる場合を除く。)
- (vi) 本プランのうち、取締役会が必要又は妥当とみなす部分に変更(インセンティブ・ストック・オプション、及び内国歳入法第409A条に基づく特定の非適格繰延報酬に関する変更を採用することによるものを含むが、これに限られない。)を加える権限、並びに/又は適用法上の制限(もしあれば)を受けた上で、本プラン、若しくは本プランの下で付与される報酬をインセンティブ・ストック・オプションの要件に適合させる権限、若しくは本プランの下で付与される報酬を内国歳入法第409A条に基づく非適格繰延報酬の要件から除外し、若しくはかかる要件に適合させる権限(ただし、適用法又は上場要件によって要求される場合(資本化調整に関する第9項(a)で定められる場合を除く。))、当社は、(A) 本プランの下で発行可能な普通株式の数を大幅に増やす目的、(B) 本プランの下で報酬

を受け取る資格を有する個人のクラスを大幅に拡大する目的、(C) 本プランの参加者のために生じる利益を大幅に増やす目的、(D) 本プランの下で株式を発行し、若しくは買い取ることができる価格を大幅に下げる目的、(E) 本プランの期間を大幅に延長する目的、又は(F) 本プランの下で発行可能な報酬の種類を大幅に拡大する目的で、本プランに変更を加えることについて、株主に承認を求める。また、本プラン又は報酬契約に定められる場合(本項(b)(viii)を含む。)を除き、本プランが変更された場合であっても、未決済の報酬に関する参加者の権利は、当該参加者による書面の承諾がな限り、侵害されない。)

(vii) 株主の承認を得るために、本プランの変更((A) 対象従業員に支払われる報酬から会社が控除できる税金の上限額は、業績連動型報酬には適用されないことが規定された内国歳入法第162条(m)、(B) インセンティブ・ストック・オプションに関して規定された内国歳入法第422条、又は(C) 規則16b-3の要件を満たすことが意図された本プランの変更を含むが、これに限られない。)の案を提出する権限

(viii) 本プランの下で使用される報酬契約の様式を承認する権限、又はひとつ以上の報酬の条件に変更(本プランにおける特定の制限のうち、取締役会の裁量が及ばない制限を受けた上で、報酬契約に従前定められた条件よりも、参加者にとってより有利な条件を定める目的での変更を含むが、これに限られない。)を加える権限。ただし、かかる変更があった場合でも、報酬に関する参加者の権利は、(A) 当社が当該参加者の承諾を求め、かつ(B) 当該参加者が書面で承諾しない限り、侵害されない。上述にもかかわらず、(1) 上記の変更によって、参加者の権利が全体的に著しく侵害されないと、取締役会がその独自の裁量で判断する場合、当該参加者の権利は、上記の変更によって侵害されなかったとみなされ、また(2) 適用法上の制限(もしあれば)を受けた上で、影響のある参加者の承諾を得ることなく、(A) 内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして、当該報酬が適格である状態を維持する目的、(B) 当該変更によって、内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして当該報酬が適格である状態が侵害されることを根拠として、当該変更によって当該報酬が侵害されるに至る場合に、インセンティブ・ストック・オプションの条件を変更する目的、(C) 内国歳入法第409A条の適用を除外する方法を明確にする目的、若しくは当該報酬を内国歳入法第409A条に適合させる目的、又は(D) その他の適用法若しくは上場要件を遵守する目的で、報酬の条件を変更することができる。

(ix) 一般に、当社の最善の利益を促進する上で必要又は有用と、取締役会がみなす権限であって、本プラン又は報酬の規定と矛盾しない権限を行使する権限

(x) 従業員、取締役又はコンサルタントのうち、外国籍の者又は米国外で雇用される者が本プランに参加することを認める上で必要又は適切な手続及び下位プランを採用する権限(ただし、関連する海外の法域の法律を遵守するために、本プラン又は一切の報酬契約に小さな修正を加える場合、当該変更を取締役会の承認は要求されない。)

(c) 取締役会への権限委譲

(i) 総則

取締役会は、本プランの管理の一部又は全部をひとつ以上の委員会に委任することができる。本プランの管理がある委員会に委任された場合、当該委員会は、本プランの管理に関連して、その時点まで取締役会が有していた権限であって、当該委員会に委任されたもの(当該委員会が行使する権限を有する管理権限を、当該委員会の分科会に委譲する権限を含む。)を有する(その場合、本プランの下での取締役会に対する言及は、当該委任以降、当該委員会又は当該分科会(場合による。)に対する言及とされる。)。管理権限の一切の委譲は、取締役会又は委員会(場合による。)がその都度可決する決議(本プランの規定と矛盾しないものに限る。)に反映される。委員会は、いつでも分科会を廃止し、及び/又は分科会に委譲された権限を当該委員会に再び戻すことができる。取締役会は、委員会と共同で本プランを管理する権限を保持することができ、また従前に取締役会が委譲した権限の一部又は全部を、いつでも取締役会に再び戻すことができる。

(ii) 内国歳入法第162条(m)、及び規則16b-3の遵守

委員会は、内国歳入法第162条(m)に従い、社外取締役(Outside Director)2名以上のみで構成され、又は規則16b-3に従い、非従業員取締役(Non-Employee Director)2名以上のみで構成される。

(d) 役員への権限委譲

取締役会は、(i) 適用法、及び関連する報酬の条件によって認められる範囲内で、役員以外の従業員を、オプション及びSAR(及び、適用法上許容される範囲内で、その他株式報酬)の受領者に指名する権限、並びに(ii) 役員以外の従業員に付与される株式報酬に基づく普通株式の数を決定する権限のうち、一方又は双方を1名以上の役員に委譲することができる。ただし、かかる委譲に関する取締役会の決議には、当該役員に付与される株式報酬に基づく普通株式の合計数が明記されること、及び当該役員は、自分自身に対して株式報酬を付与することができないことを条件とする。委譲権限を承認する旨の決議に別段定められる場合を除き、一切の株式報酬は、使用可能なものとして委員会又は取締役会が前回は承認した様式による報酬契約に従って付与される。役員のうち、(取締役としての立場ではなく)専ら役員としての立場でのみ行為する者に対して、取締役会は、第13項(w)(iii)に従って公正市場価値を決定する権限を委譲することができない。

(e) 取締役会による決定の効力

取締役会が誠実に行った一切の決定及び解釈は、いかなる者によっても検討されず、全ての者に対して、最終的かつ確定的なものとして拘束力を有する。

(f) 株式報酬の取消及び再度の付与

取締役会又は委員会のいずれも、(i) 本プランの下で未行使のオプション若しくはSARの行使価格、買取価格若しくは権利行使価格を減額する権限、又は(ii) 未行使のオプション若しくはSARのうち、その時点での普通株式の公正市場価値よりも行使価格若しくは権利行使価格が高額なものを取り消し、その代わりに、現金、若しくは本プランに基づくその他株式報酬を付与する権限を有さない。ただし、当社の株式が、上記の行為から遡って12ヶ月以内に、同行為を承認した場合はこの限りではない。

3. 本プランに基づく株式

(a) 留保株式数

- (i) 資本化調整に関する第9項(a)に従い、発効日以降に、株式報酬に関して発行可能な普通株式の総数は、(A) 7,200,000株(1)に(B) 本プランの下でその都度付与することが可能となる返却株式(もしあれば)の数を加算した数とする(上記の(A)及び(B)に記載される株式の総数を、以下「**留保株式数**」という。)
- (ii) 明確性のために付言すると、本項(a)で定められる留保株式数は、本プランの下で発行可能な普通株式の総数である。従って、第7項(a)で定められる場合を除き、本項3(a)は、株式報酬の付与を制限するものではない。また、NASDAQ上場規則(NASDAQ Listing Rule)第5635条(c)、又は(場合によって)NYSE上場会社向け便覧(NYSE Listed Company Manual)第303A.08条、AMEX会社ガイド(AMEX Company Guide)第711条、若しくはその他の適用規則で認められる場合、合併又は吸収に関連して、株式を発行することができる。その場合、かかる発行によって、本プランの下で発行可能な株式の数は減少しない。

- (1) 2018年12月までに取締役会により承認され、本プランの下で留保されている普通株式5,200,000株に加えて、2019年3月14日に取締役会により承認された追加的な普通株式2,000,000株を表している。

(b) 株式の留保株式数への回復

株式報酬又はその一部が、(i) 当該株式報酬に基づく株式全てが発行されることなく、失効若しくはその他の形で終了した場合、又は(ii) 現金で決済された場合(すなわち、参加者が、株式ではなく現金を受け取った場合)、当該失効、当該終了又は当該決済によって、本プランの下で発行可能な普通株式の数は減少せず、又はその他の形で相殺されない。株式報酬に関して発行された普通株式が、当該普通株式に関する権利を参加者のために確定させる上で必要な事由若しくは条件が満たされなかったことを理由に、当社によって没収又は再取得された場合、没収又は再取得された当該普通株式は、本プランの下に回復し、本プランの下で再び発行可能となる。株式報酬の源泉徴収義務を履行する目的で、又は株式報酬の行使価格若しくは買取価格の対価として当社が再取得した株式は、本プランの下で再び発行可能となる。

(c) インセンティブ・ストック・オプションの制限

留保株式数に基づき、かつ資本化調整に関する第9項(a)に従った上で、インセンティブ・ストック・オプションが行使された場合に発行することができる普通株式の総数は、普通株式4,000,000株とする。

(d) 内国歳入法第162条(m)に基づく制限

留保株式数に基づき、かつ資本化調整に関する第9項(a)に従った上で、当社が、内国歳入法第162条(m)の適用規定の適用対象となる時点で、以下の規定が適用される。

- (i) オプション、SAR及びその他株式報酬(当該株式報酬が付与される日の公正市場価値の100%以上の増加のうち、行使価格又は権利行使価格を超える部分を参照して価額が決定されるもの)に関する普通株式は、200,000株を上限として、あらゆる暦年を通じて一切の参加者に付与することができる。上述にもかかわらず、追加のオプション、SAR及びその他株式報酬(当該株式報酬が付与される日の公正市場価値の100%以上の増加のうち、行使価格又は権利行使価格を超える部分を参照して価額が決定されるもの)が、あらゆる暦年を通じて一切の参加者に付与された場合、当該追加の株式報酬の行使によって付与される報酬は、内国歳入法第162条(m)に基づく適格業績連動型報酬とされるための要件を満たさない。ただし、当社の株主が、当該追加の株式報酬を承認する場合はこの限りではない。
- (ii) 業績連動型株式報酬に関する普通株式は、200,000株を上限として、1暦年間にわたって参加者1名に付与することができる。(業績達成期間中に業績目標が達成されることが、権利の付与、確定若しくは行使の条件とされているか否かを問わない。)
- (iii) 業績連動型現金報酬は、300,000米ドルを上限として、1暦年間にわたって参加者1名に付与することができる。

(e) 本プランの下で発行可能な株式

本プランの下で発行可能な株式は、授権普通株式のうち、未発行であり、又は再取得されたもの(当社が、公開市場又はその他の市場で買戻した株式を含む。)とする。

4. 適格性

(a) 特定の株式報酬に関する適格性

インセンティブ・ストック・オプションは、当社の従業員、又は当社の「親法人(parent corporation)」若しくは「子法人(subsidiary corporation)」(いずれの用語も、内国歳入法第424条(e)及び(f)で定義される。)のみに対して、付与することができる。インセンティブ・ストック・オプション以外の株式報酬は、従業員、取締役及びコンサルタントに対して付与することができる。ただし、当社の「親会社」(同用語は、規則405で定義される。)のみに対して継続役務を提供する従業員、取締役及びコンサルタントには、株式報酬は付与されないが、(i) (例えば、スピンオフ取引等の企業取引によって株式報酬が付与されることを理由に)当該株式報酬に基づく株式が、内国歳入法第409A条に基づく「役務受領者株式(service recipient stock)」として取り扱われる場合、又は(ii) 内国歳入法第409A条で定められる分配要件から、当該株式報酬が別段除外されると、若しくは当該株式報酬が同分配要件に適合すると、当社がその法律カウンセルと協議の上、決定した場合は、この限りではない。

(b) 10%株主

10%株主には、インセンティブ・ストック・オプションは付与されない。ただし、当該オプションの行使価格が、当該オプションが付与された日の公正市場価値の110%以上である場合を除く。その場合、当該オプションが付与された日から5日間が経過した場合、当該オプションは行使不可能となる。

5. オプション及び株式評価益権に関する規定

各オプション又は各SARは、取締役会が適切とみなす様式により、かつ取締役会が適切とみなす条件が盛り込まれる。全てのオプションは、当

該オプションが付与された時点で、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションとして個別に指定される。株券が発行される場合、各種のオプションが行使された場合に買い取られる普通株式に関して、個別に株券が発行される。オプションが、インセンティブ・ストック・オプションとして特段指定されない場合、又はオプションがインセンティブ・ストック・オプションとして指定されたが、当該オプションの一部若しくは全部が、適用法上ストック・オプションとしての適格性を欠く場合、当該オプション（又はその一部）は、非適格ストック・オプションとされる。個々のオプション又はSARに関する規定は、全て同一である必要はない。ただし、それぞれの報酬契約は、（当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照用に盛り込むことで）以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(a) 期間

10%株主に関する第4項(b)の規定に従った上で、いかなるオプション又はSARも、当該オプション若しくは当該SARが付与された日から10年間、又は報酬契約に明記されるより短い期間が経過した後は、行使不可能となる。

(b) 行使価格

10%株主に関する第4項(b)の規定に従った上で、各オプション又は各SARの行使価格又は権利行使価格は、当該オプション又は当該SARに関する普通株式の公正市場価値のうち、当該オプション又は当該SARが行使された日における価値の100%以上とする。上述にもかかわらず、企業取引の過程でその他のオプション又は株式評価益権が引き受けられ、又は交換された結果オプション又はSARが付与される場合であって、当該付与が、内国歳入法第409A条、及び（場合によって）内国歳入法第424条(a)の規定に則った方法で行われる場合、当該オプション又は当該SARは、当該オプション又は当該SARに関する普通株式の公正市場価値のうち、当該オプション又は当該SARが行使された日における価値の100%を下回る行使価格又は権利行使価格で付与することができる。各SARは、普通株式同等物の単位で表示される。

(c) オプションの行使価格

適用法上許容される範囲内で、かつ取締役会がその独自の裁量で下す決定に基づいて、オプションの行使によって取得された普通株式の買取価格は、以下の支払方法をどのような形で組み合わせることによっても、支払うことができる。取締役会は、以下の支払方法の全てが認められないオプション（又は特定の支払方法の使用が制限されるオプション）を付与する権限、及び特定の支払方法を用いる上で当該承諾を要するオプションを付与する権限を有する。認められる支払方法は、以下のとおりである。

(i) 現金、小切手、銀行手形又は郵便為替を当社に支払う方法

(ii) 連邦準備制度理事会が公布するレギュレーションT (Regulation T) に従って開発されたプランであって、当該オプションに基づく株式が発行される前に、当社が現金（若しくは小切手）を受領すること、又は売却益の中から行使価格の総額を当社に支払う旨の取消可能な指示を受け取ることとなるようなプランによる方法

(iii) 当社に普通株式を（現物又は証書によって）交付する方法

(iv) （当該オプションが非適格ストック・オプションである場合）ネットでの行使であって、行使価格の総額を超えない公正市場価値の株式の最大総数だけ、行使によって発行可能となる普通株式の数を当社が減少させる方法（ただし、発行価格のうち、発行される株式の総数が上記のとおり減少した後でも満たされない残額の範囲内で、当社は、参加者から現金又はその他の支払いを受ける。その場合、普通株式は、もはやオプションの対象とはならず、また（A）行使によって発行可能となる株式が、ネットでの行使によって、行使価格の支払いに充てられ、（B）かかる行使の結果、参加者に株式が交付され、かつ（C）源泉徴収義務を履行するために、株式が源泉徴収される限り、普通株式は、それ以降行使不可能となる。）

(v) その他あらゆる形の法律上の対価であって、取締役会が認め、かつ適用ある報酬契約に明記されるものによる方法

(d) SARの行使及び支払い

未行使のSARを行使するにあたって、参加者は、当該SARが明示される報酬契約の規定に従って、当該行使の書面通知を当社に提供しなければならない。SARの行使によって支払われる増価益の分配は、（A）当該SARに関する当該参加者の権利が確定する普通株式同等物であって、ある日に当該参加者が当該SARを行使することで付与される普通株式同等物と同数の普通株式の（当該SARが行使される日における）公正市場価値の総額のうち、（B）ある日に当該参加者が当該SARを行使することで付与される普通株式同等物の数の権利行使価格の総額を超過する部分を超えてはならない。増価益の分配は、普通株式による方法、現金による方法、普通株式と現金とを組み合わせた方法、又はその他一切の形の法律上の対価であって、取締役会が決定し、かつ当該SARが明示される報酬契約に定められる方法で、支払うことができる。

(e) オプション及びSARの譲渡性

取締役会は、その独自の裁量で、取締役会の決定に従い、オプション及びSARの譲渡性を制限することができる。取締役会が、上記の決定を別段下さない場合、オプション及びSARの譲渡性に以下の制限が適用される。

(i) 譲渡制限

オプション又はSARは、遺言又は均分相続法によらない限り（かつ本項(e)(i)及び(ii)に従わない限り）、譲渡することができない。オプション又はSARは、参加者の生存期間中に、当該参加者のみが行使することができる。取締役会は、租税及び有価証券に関する適用法によって禁止されない方法で、オプション又はSARを譲渡することを認めることができる。本プラン内で明示的に定められる場合を除き、オプション及びSARを有償譲渡することはできない。

(ii) 家族関係令 (Domestic Relations Order)

取締役会又は適式に授權された役員による承認を得た上で、オプション又はSARは、家族関係令、正式な離婚協議書、又は離婚若しくは別居に関するその他の証書であって、財務省規則第1.421-1条(b)(2)で認められる条件に従って、譲渡することができる。オプションがインセンティブ・ストック・オプションである場合、当該オプションは、上記の譲渡の結果、非適格ストック・オプションとみなされることがある。

(iii) 受益者の指名

取締役会又は適式に授權された役員による承認を得た上で、参加者は、当社（又は指定ブローカー）が承認する様式による書面通知を当社に交付することで、当該参加者が死亡した場合に、それ以降、オプション又はSARを行使する権利、及び普通株式、又は当該行使から生じるその他の対価を受け取る権利を取得する第三者を指名することができる。上記の指名がなされないまま参加者が死亡した場合、当該参加者の遺産に関する遺言執行者及び遺産管理人が、オプション又はSARを行使する権利、及び普通株式、又は当該行使から生じるそ

の他の対価を受け取る権利を取得する。ただし、上記の指名が適用法の規定に適合しないと当社が結論づけた場合を含め、当社は、いつでも、受益者の指名を禁止することができる。

(f) **権利の確定一般**

オプション又はSARに基づく普通株式全てに関する権利は、一定期間ごとの分割方式（1回あたりの数が均一か否かを問わない。）で付与し、及び行使することができる。オプション又はSARは、当該オプション又はSARが行使可能又は行使不可能な時点におけるその他の条件であって、取締役会が適切とみなす条件（業績目標又はその他の基準の達成を前提とする条件を含む。）に準拠することができる。個々のオプション又はSARの権利の確定に関する規定は、それぞれ異なるものとすることができる。本(f)はオプション又はSARを行使することができる普通株式の下限数を定める、オプション又はSARに関する規定に従う。

(g) **継続役務の終了**

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由、及び参加者の死亡又は行為無能力以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した場合、当該参加者は、（i）当該参加者の継続役務が終了してから3ヵ月後（又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間）の日、及び（ii）当該報酬契約に記載されるオプション又はSARの期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に、自身のオプション又はSARを（当該継続役務の終了日の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該SARを行使する権利を有する限りにおいて）行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者が、該当する期限内に、自身のオプション又はSAR（場合による。）を行使しない場合、当該オプション又は当該SARは終了する。

(h) **終了日の繰下げ**

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由、及び参加者の死亡又は行為無能力以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した後に、普通株式の発行が、証券法上の登録要件に違反することのみを理由として、オプション又はSARの行使がある時点で禁止された場合、当該オプション又は当該SARは、（i）当該参加者の継続役務が終了した後における該当する行使期間であって、当該オプション若しくは当該SARが、当該登録要件に違反していない行使期間と、合計の長さが等しい期間（連続する期間である必要はない。）が満了したとき、又は（ii）適用ある報酬契約に記載される当該オプション若しくは当該SARの期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する。また、参加者の報酬契約に別段定められる場合を除き、（終了事由以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した後に、オプション又はSARの行使によって受領される普通株式の売却が、インサイダー取引に関する当社のポリシーに違反することとなる場合、当該オプション又は当該SARは、（i）当該参加者の継続役務が終了した後における該当する行使期間であって、当該オプション若しくは当該SARが、インサイダー取引に関する当社の当該ポリシーに違反していない行使期間と、合計の長さが等しい期間（連続する期間である必要はない。）が満了したとき、又は（ii）適用ある報酬契約に記載される当該オプション若しくは当該SARの期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する。

(i) **参加者の行為無能力**

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、当該参加者が行為無能力となった結果、当該参加者の継続役務が終了した場合、当該参加者は、（i）当該参加者の継続役務が終了してから12ヵ月後（又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間）の日、及び（ii）当該報酬契約に記載されるオプション又はSARの期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に限り、自身のオプション又はSARを（当該継続役務の終了日の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該SARを行使する権利を有する限りにおいて）行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者が、該当する期限内に自身のオプション又はSARを行使しない場合、当該オプション又は当該SAR（場合による。）は終了する。

(j) **参加者の死亡**

適用ある報酬契約、又は参加者と当社との間のその他の契約に別段定められる場合を除き、（i）当該参加者が死亡した結果、当該参加者の継続役務が終了した場合、又は（ii）（死亡以外の理由によって）当該参加者の継続役務が終了した後に、報酬契約に明記される行使可能期間（もしあれば）の最中に当該参加者が死亡した場合、当該参加者の遺産管理人、遺贈若しくは相続によって当該参加者のオプション又はSARを行使する権利を取得した者、又は当該参加者が死亡した場合に当該参加者のオプション又はSARを行使する者として指名された者は、（i）当該参加者が死亡してから18ヵ月後（又は、適用ある報酬契約に明記される、より長い若しくは短い期間）の日、及び（ii）当該報酬契約に記載されるオプション又はSARの期間が満了したときのうち、いずれか早い方に終了する期間内に限り、当該参加者のオプション又はSARを（当該死亡の時点で、当該参加者が当該オプション又は当該SARを行使する権利を有する限りにおいて）行使することができる。継続役務が終了した後に、参加者のオプション又はSARが該当する期限内に行使されない場合、当該オプション又は当該SAR（場合による。）は終了する。

(k) **継続役務の終了事由**

参加者の報酬契約、又は当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約に別段明示的に定められる場合を除き、当該参加者の継続役務が、終了事由によって終了した場合、オプション又はSARは、当該参加者の継続役務の終了をもって、即時に終了する。その場合、当該継続役務の終了時以降、当該参加者は、自身のオプション又はSARを行使することを禁止される。

(l) **非免除従業員 (Non-Exempt Employee)**

従業員のうち、1938年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act of 1938）（改正を含む。）で定められる非免除従業員にオプション又はSARが付与される場合、当該オプション又は当該SARが付与された日から少なくとも6ヶ月後の日まで、当該オプション又は当該SARは行使可能とはならない（ただし、当該日より前に当該オプション又は当該SARの権利を確定させることはできる。）。労働者経済機会法（Worker Economic Opportunity Act）に従い、（i）当該非免除従業員が死亡し、若しくは行為無能力に陥った場合、（ii）当該オプション若しくは当該SARの引受け、継続若しくは交換がなされない企業取引が行われた場合、（iii）支配権の変更があった場合、又は（iv）当該参加者が退職（同用語の意味は、当該参加者の報酬契約、若しくは当該参加者と当社との間のその他の契約で定義され、又は（かかる定義がない場合）その時点における当社のポリシー及びガイドラインに準拠する。）した場合、当該オプション又は当該SARのうち、権利が確定した部分は、それが付与された日から6ヵ月後の日より前に行使することができる。なお、オプション又はSARの行使又は権利の確定に関連して、非免除従業員が生み出した所得が、当該従業員に支払われる通常の給与額から除外されるような形で、上述の規定は効力を生じる。その他一切の株式報酬に基づく株式に関する権利の行使若しくは確定、又はかかる株式の発行に関連して、非免除

従業員が生み出した所得が、当該従業員に支払われる通常の給与額から確実に除外されるようにする目的で、労働者経済機会法を遵守する上で認められ及び/又は要求される範囲内で、本(1)の規定は、全ての株式報酬に適用され、かつ関連する株式報酬契約に参照することにより組み込まれる。

6. オプション及びSAR以外の株式報酬に関する規定

(a) 制限付株式報酬

各制限付株式報酬契約は、取締役が適切とみなす様式により、かつ取締役が適切とみなす条件が規定される。当社の付属定款に適合する範囲内で、制限付株式報酬に基づく普通株式は、取締役会の選択により、(i) 当該制限付株式報酬に関する制限が失効するまでの間、当社の指示に基づき、帳簿記載方式で保持すること、又は(ii) 券面(かかる券面は、取締役会が決定する様式及び方法で保持される。)によって明示することができる。制限付株式報酬契約の条件は、その都度変更することができ、個々の制限付株式報酬契約の条件は、全て同一である必要はない。それぞれの制限付株式報酬契約は、(当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照することにより組み込まれること)以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(i) 対価

制限付株式報酬は、(A) 当社に対する現金、小切手、銀行手形若しくは国際為替の支払い、(B) 過去に当社若しくは関係会社に提供した役務、又は(C) その他あらゆる形の法律上の対価(将来の役務を含む。)であって、取締役会がその独自の裁量で認め、かつ適用法上許容されるものを対価として、付与される。

(ii) 権利の確定

制限付株式報酬契約に従って付与される普通株式は、取締役会が決定する給付スケジュールに従って、当社によって没収されることがある。

(iii) 参加者の継続役務の終了

参加者の継続役務が終了した場合、当社は、継続役務が終了した日の時点で、当該参加者が制限付株式報酬契約に従って保有していた普通株式の一部又は全部を、没収条件又は買戻権に基づいて、受け取ることができる。

(iv) 譲渡性

参加者は、取締役会がその独自の裁量により決定し、制限付株式報酬契約に記載される条件のみに従って、当該制限付株式報酬契約に従って普通株式を取得する権利を譲渡することができる。ただし、制限付株式報酬契約に従って付与される普通株式が、引き続き、当該制限付株式報酬契約に準拠することを条件とする。

(v) 配当

株式の権利確定及び没収に関する制限であって、当該株式に関する制限付株式報酬に基づく当該株式に適用される制限と同一の制限が、制限付株式の配当に適用される旨を、制限付株式報酬契約で定めることができる。

(b) 制限付株式ユニット報酬

各制限付株式ユニット報酬契約は、取締役が適切とみなす様式により、かつ取締役が適切とみなす条件が規定される。制限付株式ユニット報酬契約の条件は、その都度変更することができ、個々の制限付株式ユニット報酬契約の条件は、全て同一である必要はない。それぞれの制限付株式ユニット報酬契約は、(当該契約又はその他の書面に、本プランの規定を参照することにより組み込まれること)以下に掲げる各規定の内容に適合する。

(i) 対価

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、当該制限付株式ユニット報酬に基づく各普通株式の交付に対して、参加者が支払うべき対価(もしあれば)を決定する。制限付株式ユニット報酬に基づく各普通株式に対して、参加者が支払うべき対価(もしあれば)は、あらゆる形の法律上の対価であって、取締役会がその独自の裁量で認め、かつ適用法上許容される形式で支払われる。

(ii) 権利の確定

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、当該制限付株式ユニット報酬に関する権利の確定について、取締役会がその独自の裁量で適切とみなす制限又は条件を課すことができる。

(iii) 支払い

制限付株式ユニット報酬は、普通株式、その現金同等物、普通株式とその現金同等物との組合せ、又はその他あらゆる形の対価であって、取締役会が決定し、かつ制限付株式ユニット報酬契約で定められるものを交付する方法で、決済される。

(iv) 追加の制限

制限付株式ユニット報酬を付与するにあたって、取締役会は、適切とみなす場合、制限付株式ユニット報酬に基づく普通株式(又はその現金同等物)を交付する時期を、制限付株式ユニット報酬に関する権利の確定より後に繰り下げるような制限又は条件を課すことができる。

(v) 配当同等物

配当同等物は、取締役の決定、及び制限付株式ユニット報酬契約の規定に従って、制限付株式ユニット報酬に基づく普通株式に関して貸記することができる。取締役会の独自の裁量により、上記の配当同等物は、取締役会が決定する方法で、制限付株式ユニット報酬に基づく追加の株式に転換することができる。配当同等物を理由として貸記された制限付株式ユニット報酬に係る追加株式は、当該制限付株式ユニット報酬に関する制限付株式ユニット報酬契約の条件全てに従う。

(vi) 参加者の継続役務の終了

適用ある制限付株式ユニット報酬契約に別段定められる場合を除き、制限付株式ユニット報酬のうち、権利が確定していない部分は、参加者の継続役務の終了をもって、没収される。

(c) **業績連動型報酬**

(i) **業績連動型株式報酬**

業績連動型株式報酬は、(第3項(d)(ii)に記載される株式数を超えない数の株式に関する)株式報酬のうち、業績達成期間中に特定の業績目標が達成されることを条件に支払われ(又は付与され、権利が確定し、若しくは行使され)る株式報酬である。指定期間を通じて参加者が継続役務を完遂することを、業績連動型株式報酬の要件とすることもできる(ただし、その必要はない)。業績達成期間の長さ、業績達成期間中に達成すべき業績目標、並びに業績目標が達成されたか否か、及び業績目標の達成度の測定は、委員会(又は、内国歳入法第162条(m)を遵守する上で委員会である必要がない場合は、取締役会)が、その独自の裁量で最終的に決定する。また、適用法及び適用ある報酬契約によって許容される範囲内で、取締役会は、業績連動型株式報酬の支払いに現金が使用できることを決定することができる。

(ii) **業績連動型現金報酬**

業績連動型現金報酬は、(第3項(d)(iii)に記載されるドル価額を超えないドル価額の)株式報酬のうち、業績達成期間中に特定の業績目標が達成されることを条件に付与される株式報酬である。指定期間を通じて参加者が継続役務を完遂することを、業績連動型現金報酬の要件とすることもできる。業績連動型現金報酬の付与にあたって、業績達成期間の長さ、業績達成期間中に達成すべき業績目標、並びに業績目標が達成されたか否か、及び業績目標の達成度の測定は、委員会(又は、内国歳入法第162条(m)を遵守する上で委員会である必要がない場合は、取締役会)が、その独自の裁量で最終的に決定する。取締役会は、業績連動型現金報酬(現金であるか、その他の財産であるかを問わない。)の支払方法を指定することができ、又は参加者の業績連動型現金報酬、若しくはそのうち取締役会が指定する部分であって、その全部若しくは一部が現金若しくはその他の財産で支払われるものに関して、当該参加者がオプションを有することを定めることができる。

(iii) **取締役会の裁量権**

取締役会は、業績目標の達成によって支払われる報酬又は経済上の利益を減額又は排除する裁量権、及びある業績達成期間に関して取締役会が使用することを選択する業績達成基準の計算方法を決定する裁量権を保持する。

(iv) **内国歳入法第162条(m)の遵守**

内国歳入法第162条(m)で定められる「業績連動型報酬」として適格となることが意図されている報酬に関して、内国歳入法第162条(m)を遵守する上で別段許容される場合を除き、委員会は、(A) 該当する業績達成期間の開始から90日後の日、及び(B) 業績達成期間の25%が経過した日のうち、早い方までに、かついかなる場合においても、該当する業績目標の達成が概ね不確実な時点において、当該報酬に適用される業績目標を設定し、かつ当該報酬に基づいて支払われる金額の計算式を定める。内国歳入法第162条(m)で定められる「業績連動型報酬」として適格となることが意図されている報酬の支払いに先立って、委員会は、業績目標、及び当該報酬に関するその他一切の重要な条件が満たされた範囲を証明する(ただし、当該業績目標が、普通株式の価額の増加のみに関連する場合を除く。)。業績目標の達成又は到達にもかかわらず、オプションに関する株式、現金又はその他の利益であって、当該業績目標の達成を根拠に報酬に関して付与され、発行され、保持可能となり、及び/又は権利が確定したものは、委員会がその独自の裁量で決定する将来の対価を基準に、委員会によって減額されることがある。

(d) **その他株式報酬**

その他の形式による株式報酬であって、その全部又は一部が、普通株式を参照して、又は普通株式を基準として評価されるもの(例えば、オプション又は株式引受権であって、その行使価格又は権利行使価格が、それが付与される時点における普通株式の公正市場価額の100%未満のもの等)は、単独で、又は第5項及び第6項に従って付与される株式報酬に加えて、付与することができる。本プランの規定に従った上で、取締役会は、上記のその他株式報酬を付与する相手及び時期、上記のその他株式報酬によって付与される普通株式(又はその現金同等物)の数、並びに上記のその他株式報酬に関するその他一切の諸条件を決定するための単独のかつ完全な権限を有する。

7. **当社による誓約**

(a) **利用可能な株式**

当社は、その時点で未決済の株式報酬を満たす上で合理的に必要な数の普通株式が利用できる状態を常に維持する。

(b) **証券法の遵守**

当社は、株式報酬を付与するために必要な権限、並びに当該株式報酬の行使があった場合に普通株式を発行及び売却するために必要な権限を、本プランを管轄する各規制委員会又は各規制当局から取得するよう努める。ただし、この誓約は、本プラン、一切の株式報酬、又は当該株式報酬に関して発行され、若しくは発行可能となる一切の普通株式を、証券法に従って登録することを当社に要求するものではない。合理的な努力及び合理的な費用負担をもってしても、本プランの下で普通株式を適法に発行及び売却するために必要と当社のカウンセラーがみなす権限を当社が規制委員会及び規制当局から取得できなかった場合、当社は、上記の権限が取得されない限り、当該株式報酬の行使があった場合に普通株式を発行及び売却しなかったことに対する責任から免除される。報酬の付与、又はその後における当該報酬に関する現金若しくは普通株式の発行が、適用ある証券法に違反する場合は、参加者は、当該付与又は当該発行を受ける資格を有さない。

(c) **租税に関する通知の義務又は納税額への影響を最小限に抑える義務の不存在**

当社は、いかなる参加者に対しても、株式報酬を行使する時期又は方法を、当該株式報酬の保有者に知らせる責務又は義務を負わない。また、当社は、報酬の終了若しくは満了が間近であること、又は当該報酬が行使できない可能性のある期間を、当該株式報酬の保有者に警告し、又はその他の形で知らせる責務又は義務を負わない。当社は、報酬に関する納税額への影響(tax consequences)を最小限に抑える責務又は義務を、当該報酬の保有者に対して負わない。

8. 雑則

(a) 普通株式の売却益の使途

株式報酬に関して発行される普通株式の売却益は、当社の通常の資金を構成する。

(b) 報酬の付与を構成するコーポレート・アクション

取締役会が別段決定する場合を除き、コーポレート・アクションのうち、当社が参加者に報酬を付与する行為を構成するものは、当該報酬が明示される証書、券面又はレターが当該参加者に提供され、又は当該参加者によって受領若しくは受理された時期にかかわらず、当該コーポレート・アクションがあった日の時点で完了したものとみなされる。報酬契約又は付与に関する文書を作成する過程で誤記があったため、当社の記録簿（取締役会の承諾、決議又は議事録等）のうち、当該付与を構成するコーポレート・アクションが書面に記録されたものに含まれる条件（行使価格、権利確定スケジュール又は株式数等）が、当該報酬契約又は当該文書の条件と矛盾するに至った場合、当社の当該記録簿が優先する。その場合、当該報酬契約又は当該文書に含まれる不正確な条件に対して、参加者は、法的拘束力のある権利を一切有さない。

(c) 株主の権利

いかなる参加者も、(i) 報酬の行使に関する要件、又は当該報酬に基づく普通株式の発行に関する要件を、当該報酬の条件に従って、当該参加者が全て満たし、かつ (ii) 当該報酬に基づく普通株式の発行が、当社の帳簿及び記録簿に記載されない限り、当該報酬に基づく普通株式の保有者とはみなされず、又は当該報酬に基づく普通株式に関して権利を有するとはみなされない。

(d) 雇用の権利又は役務に関するその他の権利の不存在

本プラン、一切の報酬契約、又は当該報酬契約に従って付与される一切の報酬に基づいて、若しくはそれに関連して締結されるその他の一切の証書におけるいかなる事項も、当該報酬が付与された時点で有効な地位で、引き続き当社又は関係会社に役務を提供する権利を参加者に付与するものではなく、あるいは当社又は関係会社の権利のうち (i) 通知の有無及び終了事由の有無を問わず、従業員を雇用を終了させる権利、(ii) コンサルタントが、当社又は当該関係会社と締結した契約の条件に従って、当該コンサルタントの役務を終了させる権利、(iii) 当社又は当該関係会社の付属定款、及び当社又は当該関係会社（場合による。）が設立された州における会社法の適用規定に従って、取締役の役務を終了させる権利に影響を及ぼすものではない。

(e) 参加者が役務に従事すべき時間の変更

参加者に報酬が付与された日の後、当社及び関係会社において参加者が役務の履行に従事すべき通常の時間のレベルが引き下げられた場合（例えば、当該参加者が当社の従業員である場合であって、当該従業員から常勤の従業員から非常勤の従業員に変更された場合を含むが、これに限られない。）、「取締役会は、その独自の裁量で、(x) 当該報酬のうち、上記の時間のレベルが変更あった日の後に権利が確定し、又は支払われる予定の部分に基づく株式の数又は現金の金額を、当該変更に応じて減少させる権利、並びに (y) 上記の減少に代えて、又は上記の減少と共に、当該報酬に適用される権利の確定又は支払いのスケジュールを延長する権利を有する。上記の時間のレベルが変更あった場合、参加者は、報酬のうち、株式の数若しくは現金の金額が減少し、又は権利付与又は支払いのスケジュールが延長された部分につき、いかなる権利も有さない。

(f) インセンティブ・ストック・オプションの制限

ある暦年中に、（当社及び一切の関係会社全てのプランに従って）オプション保有者が初めて行使することができるインセンティブ・ストック・オプションに基づく普通株式の（当該普通株式が付与された時点での）公正市場価値の総額が、100,000米ドル（若しくは内国歳入法に従って設定されるその他の上限額）を超え、又はインセンティブ・ストック・オプションに適用される規則にその他の形で適合しない場合、当該オプション又はその一部のうち、（それらの付与に関する命令による）上記の上限額を超え、又は上記の規則の適合しないものは、適用あるオプション契約の矛盾する規定にもかかわらず、非適格ストック・オプションとして扱われる。

(g) 投資に関する保証

当社は、参加者が一切の報酬に基づく普通株式を行使又は取得するための条件として、(i) 財務上及び事業上の事項における当該参加者の知識及び経験に関する書面の保証であって当社が満足するものを提供すること、及び/又は財務上及び事業上の事項における知識及び経験が豊富な買収代表者であって、当社が合理的に満足する者を採用すること、並びに当該参加者は、当該報酬を行使する上での利点及びリスクを、単独で、若しくは当該買収代表者と共に評価する能力を有することに關する書面の保証を提供すること、そして (ii) 当該参加者が当該報酬に基づく普通株式を取得するのは、当該参加者自身のみのためであって、当該普通株式を売却又はその他の方法で頒布することをその時点で意図するものではないことが記された書面の保証であって当社が満足するものを提供することを、当該参加者に要求することができる。上記の要求、及び上記の要求に応じて提供された保証は、(A) 当該報酬に基づく普通株式が行使若しくは取得された場合の当該株式の発行が、証券法上の届出書であって、その時点で有効な届出書に従って登録されている場合、又は (B) ある特定の要求について、その時点で適用のある証券法で定められる状況の下で当該要求は満たされる必要がないと、当社のカウンセルが決定した場合には、効力を生じない。当社は、当社のカウンセルの助言に従い、適用ある証券法を遵守する上で必要又は適切と当該カウンセルがみなす表示（普通株式の譲渡を制限する旨の表示を含むが、これに限られない。）を、本プランの下で発行される株券に入れることができる。

(h) 源泉徴収義務

報酬契約の条件によって禁止される場合を除き、当社は、その独自の裁量で、以下の方法のうちいずれかひとつの方法で、又は以下の方法を組み合わせて、報酬に関する連邦税、州税又は地方税の源泉徴収義務を履行することができる。かかる方法とは、すなわち、(i) 参加者に支払いを行わせる方法、(ii) 株式報酬に関連して参加者に発行され、若しくは発行可能となる普通株式から、普通株式を差し引く方法（ただし、いかなる普通株式も、法律上源泉徴収する必要のある粗利益の最低額（若しくは、当該普通株式が、財務会計の目的上負債に分類されることを避ける上で必要な、より少ない金額）を超えて、差し引かれない。）、「(iii) 現金で決済された報酬から、現金を差し引く方法、(iv) 参加者に別に支払われる金額を、支払金から差し引く方法、又は (v) 報酬契約に記載されるその他の方法、である。

(i) **電子的手段による交付**

本プランの下で言及される「書面」契約又は文書には、一切の契約若しくは文書のうち、電子的手段で交付されたもの、<http://www.sec.gov> (若しくはその一切の承継ウェブサイト) で公表されているもの、又は当社のイントラネット (若しくは、当社が管理するその他の共有電子媒体であって、参加者がアクセスできるもの) に掲載されるものが含まれる。

(j) **繰延べ**

適用法上許容される限りにおいて、取締役会は、報酬の全部又は一部の行使、権利の確定、又は決済によってなされる普通株式の交付又は現金の支払いを繰り延べることを、その独自の裁量で、決定すること、並びに参加者が行う繰延べの選択に関する制度及び手続を定めることができる。内国歳入法第409A条に従った上で、参加者が未だ従業員である間、又はその他の形で参加者が当社に役務を継続的に提供している間、当社は分配を行うことができる。取締役会は、報酬を繰り延べる権限、参加者の継続役務が終了した後に、当該参加者が支払い (一括での支払いを含む。) を受け得る時期及びかかる支払いの年率を決定する権限、並びに本プランの規定に則り、かつ適用法に従った上で、その他の条件を履行する権限を有する。

(k) **内国歳入法第409A条の遵守**

本プランの下で付与される報酬に、内国歳入法第409A条が適用されることを取締役会が決定する場合、当該報酬が明示される報酬契約には、内国歳入法第409A条(a)(1)に明記される影響を回避する上で必要な条件が組み込まれる。本プラン及び報酬契約は、適用可能な範囲で、内国歳入法第409A条に従って解釈される。本プランと矛盾する一切の事項にもかかわらず (かつ、報酬契約で別段明示的に定められる場合を除き)、普通株式が上場されている場合であって、かつ内国歳入法第409A条で定められる「繰延報酬 (deferred compensation)」を構成する報酬を保有する参加者が、内国歳入法第409A条における「特定従業員 (specified employee)」に該当する場合、当該参加者が「離職 (separation from service)」(本プランの下での別段の定義に関係なく、内国歳入法第409A条で定義される意味による。) した日又は当該参加者が (離職する前に) 死亡した日から6日後の日までの間は、当該参加者の離職を理由としていかなる金額も分配され、又は支払われない。

(l) **クローバック/回収**

国の証券取引所若しくは証券業協会のうち、当社の証券が上場されているものの上場基準、又はドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) 若しくはその他の適用法に従って当社が採用する必要があるクローバック・ポリシーで定められる請求額減殺 (recoupment) は、本プランの下で付与される一切の報酬に適用される。また、取締役会は、クローバック、回収又は減殺額請求に関するその他の規定であって、取締役会が必要又は適切とみなすもの (終了事由にあたって、従前に取得された普通株式、又はその他の現金若しくは財産を再取得する権利を含むが、これに限られない。) を報酬契約に盛り込むことができる。上記のクローバック・ポリシーに従って報酬が回収された場合であっても、当社の契約に記載される「正当な理由 (good reason)」若しくは「推定解雇 (constructive termination)」(又は同種の用語) に基づいて退職する権利は一切生じない。

9. **普通株式の変更による調整、及びその他の会社関連事由**

(a) **資本化調整**

資本化調整があった場合、取締役会は、(i) 第3項(a)(ii)に従って、本プランの対象となる証券のクラス及び上限数を、(ii) 第3項(c)に従って、インセンティブ・ストック・オプションの行使があった場合に発行される証券のクラス及び上限数を、(iii) 第3項(d)に従って、一切の者に付与することができる証券のクラス及び上限数を、そして (iv) 未決済の株式報酬に基づく証券のクラス及び上限数、及び株式1株あたりの価格を、比例方式で適切に調整する。取締役会がかかる調整の決定を行い場合、かかる決定は、最終的かつ確定的なものとして拘束力を有する。

(b) **解散又は清算**

株式報酬契約に別段定められる場合を除き、当社が解散又は清算した場合、一切の未決済の株式報酬 (既に権利が確定した発行済みの普通株式のうち、没収条件又は当社の買戻権が適用されない普通株式で構成される株式報酬を除く。) は、当該解散又は当該清算が完了する前に、即時に終了する。その場合、当該株式報酬の保有者が継続役務を提供しているという事実にもかかわらず、当社の買戻権又は没収条件が適用される普通株式を、当社は買い戻し、又は再取得することができる。ただし、取締役会は、当社の解散又は清算が完了する前に (ただし、かかる完了を条件に)、その独自の裁量で、株式報酬 (従前に失効又は終了していない株式報酬に限る。) 一部又は全部について、完全に権利を確定させ、行使可能とし、及び/又は買戻し若しくは没収の対象から除外することができる。

(c) **企業取引**

株式報酬契約、若しくは当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約に別段定められる場合、又は株式報酬が付与された時点で取締役が別段明示的に定める場合を除き、取引等があった場合、以下の規定が株式報酬に適用される。取引等があった場合、本プラン内のその他一切の規定にもかかわらず、取締役会は、当該取引等の成立又は完了を条件として、株式報酬に関して以下のいずれかひとつ以上の措置をとることができる。

- (i) 存続会社若しくは取得会社 (又は存続会社若しくは取得会社の親会社) が、当該株式報酬を引き受け、若しくは継続できるよう、又は当該株式報酬を同種の株式報酬 (当該取引等によって当社の株主に支払われる対価と同じ対価を取得できる報酬を含むが、これに限られない。) と交換できるよう、手配すること
- (ii) 当該株式報酬に関して、存続会社若しくは取得会社 (又は存続会社若しくは取得会社の親会社) に発行された普通株式を再取得し又は買い戻す権利であって、当社が有する権利の譲渡を手配すること
- (iii) 当該株式報酬の権利の全部又は一部が確定する時期 (及び (場合によって) 当該株式報酬が行使可能となる時期) を、当該取引等の効力発生時より前の日であって、取締役会が決定する日 (又は、取締役会がかかる日を決定しない場合、当該取引等の効力発生時の5日前の日) に繰り上げること (その場合、当該株式報酬が、当該取引等の効力発生日より前 (場合による) に行使されない場合、当該株式報酬は終了する。) (ただし、当該取引等の効力発生日より前に、行使 (当該行使は、当該取引等が有効であることを条件とする。) に関する通知に必要事項を記入し、それを当社に交付するよう、取締役会は参加者に要求することができる。)
- (iv) 当該株式報酬に関して当社が有する再取得権又は買戻権の全部又は一部を失効させるよう手配すること

- (v) 当該株式報酬のうち、当該取引等の効力発生日より前に権利が未確定若しくは未行使であるものを取り消し、又はかかる取消の手配をし、その代わり、取締役会が、その独自の裁量で適切と考える現金の対価（もしあれば）を付与すること
- (vi) (A) 取引等の効力発生の直前に、株式報酬の行使によって参加者が受け取るべきであった財産の価額のうち、(B) 当該参加者が、当該行使に関連して支払うべき行使価格を超える部分（もしあれば）と同額を、取締役会が決定する方式で支払うこと（なお、明確性のために付言すると、上記の財産の価額が上記の行使価格以下である場合、かかる支払いの金額は0米ドルとなることがある。また、取引等に関連して当社の普通株式の保有者に支払いが行われる時期が、エスクロー（escrow）、アーンアウト（earn out）、支払いの抑制（holdback）、又はその他の事由に起因して、繰り下げられた場合、それと同じ範囲で、本規定に基づく支払いの時期も繰り下げられることがある。）

取締役会は、全ての株式報酬の全部若しくは一部について、又は全ての参加者について、同一の措置をとる必要はない。取締役会は、株式報酬のうち、権利が確定した部分、及び権利が未確定の部分につき、それぞれ異なる措置をとることができる。

(d) **支配権の変更**

株式報酬に関する株式報酬契約の定めに従い、又は当社若しくは関係会社と参加者との間のその他の書面契約の定めに従い、当該株式報酬に関して権利が確定する時期及び行使可能となる時期は、支配権の発生と同時に、又はその後、追加で繰り下げられる場合がある。ただし、上記の定めがない場合、かかる追加の繰り下げは行われない。

10. **本プランの期間、及び本プランの早期終了及び停止**

(a)

取締役会は、いつでも本プランを停止又は終了させることができる。本プランは、(i) 取締役会が本プランを採用した日、又は (ii) 当社の株主が本プランを承認した日のうち、いずれか早い方から10年後の応当日に当然に終了する。本プランが停止している間、又は本プランが終了した後は、本プランの下でいかなる報酬も付与することができない。

(b) **権利の侵害の不存在**

本プランが終了又は停止した場合であっても、本プランが有効である間に付与された報酬に基づく権利及び義務は、影響のある参加者による書面の承諾がある場合、又は本プランによって別段許容される場合を除き、侵害されない。

11. **本プランの発効日**

本プランは、発効日に効力を生じる。

12. **準拠法の選択**

本プランの解釈及び効力を巡る一切の疑義は、カリフォルニア州の抵触法に関係なく、同州の法律に準拠する。

13. **定義**

本プランで使用される限りにおいて、以下に列挙される頭文字が大文字の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

- (a) 「**関係会社**」とは、関係会社としての地位を定める時点における、当社の「親会社（parent）」又は「関係会社（subsidiary）」（いずれもの用語も、規則405で定義される。）をいう。当社は、「親会社」又は「関係会社」としての地位が上記の定義に従って定まる時期を決定する権限を有する。
- (b) 「**報酬**」とは、株式報酬又は業績連動型現金報酬をいう。
- (c) 「**報酬契約**」とは、当社と参加者との間の書面契約であって、報酬の条件が明示されているものをいう。
- (d) 「**取締役会**」とは、当社の取締役会をいう。
- (e) 「**資本化調整**」とは、（財務会計基準審議会の会計基準編纂書第718号（Statement of Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification Topic 718）（又はその承継文書）の中で使用される意味において）発効日より後に、当社が何ら対価を受け取ることなく、本プラン若しくは株式報酬に基づく普通株式に加えられる変更、又はかかる普通株式に関して発生するその他の事由であって、合併、統合、組織再編、資本再編、再設立、株式の配当、現金以外の財産の配当、一度限りの大規模な現金配当、株式分割、留保株式の分割、清算配当、株式の併合、株式交換、会社構成の変更、又はその他同様の資本再編取引を通じて、なされるものをいう。上述にもかかわらず、当社の転換可能証券の転換は、資本化調整とはみなされない。
- (f) 「**終了事由**」は、参加者と当社との間の書面契約であって、同用語が定義される契約の中で同用語に与えられる意味を有する。かかる書面契約がない場合、同用語は、ある参加者に関して、(i) 米国又は一切の州の法律に基づく詐欺、不正行為若しくは背徳的行為（moral turpitude）が絡む犯罪若しくは重罪を、当該参加者が犯したこと、(ii) 当社に対する詐欺若しくは不正行為を、当該参加者が犯そうとして、若しくはそれに関与したこと、(iii) 当該参加者と当社との間の契約若しくは合意、若しくは当社に負う義務に、当該参加者が故意に若しくは著しく違反したこと、(iv) 当社の秘密情報若しくは企業秘密を、当社が不正に使用若しくは開示したこと、又は (v) 当該参加者が重大な違法行為を犯したことのうち、いずれかの事由が発生したことをいう。終了事由をもって、又は終了事由なくして参加者の継続義務を終了させる旨の決定は、当社が、その独自の裁量で下す。参加者が保有する未決済の報酬を目的として、終了事由をもって、又は終了事由なくして参加者の継続義務を終了させる旨の決定が当社によって下された場合でも、その他一切の目的における当社又は当該参加者の権利又は義務に関する決定は、何ら影響を受けない。
- (g) 「**支配権の変更**」とは、単発の取引、又は一連の関連取引の過程で、以下に掲げる事由のうち、いずれかひとつ以上が発生したことをいう。
- (i) 合併、統合又は同様の取引以外の理由によって、証券取引所法関係者が、その時点で既発の当社の証券に付着する議決権全体の50%超に相当する当社の証券の、直接的又は間接的な所有者になったこと（上述にもかかわらず、(A) 当社の証券を当社から直接取得したことを理由として、(B) 投資家、その関係会社、若しくはその他一切の証券取引所法関係者のうち、持分証券の発行によって

当社のために資金を調達することが主たる目的とされる取引若しくは一連の関連取引の過程で当社の証券を取得する者から、当社の証券を取得したことを理由として、又は (C) 当社が議決権付証券を再取得し若しくは買い戻した結果、発行済株式の数が減少し、証券取引所法関係者（以下「**対象関係者**」という。）が保有する所有比率のレベルが、既発の議決権付証券に関する指定の下限率を超過したことのみを理由として、支配権の変更があったとはみなされない。ただし、当社が議決権付証券を取得した結果、（本規定の効力によらずに）支配権の変更が生じた場合であって、当該証券の取得の後に対象関係者が所有者となった追加の議決権付証券によって、（その買戻し又はその他の取得がなかったとして）当該対象関係者が所有するその時点で既発の議決権付証券の割合が、指定の下限率を超過した場合は、支配権の変更があったとみなされる。）

- (ii) 当社が（直接的又は間接的に）関与する合併、統合又は同種の取引が成立した場合において、当該合併、当該統合又は当該同種の取引が成立した直後に、当該合併、当該統合又は当該同種の取引における当社の株主が、(A) 当該合併、当該統合若しくは当該同種の取引によって存続する法人等の未行使の議決権全体の50%超に相当する既発の議決権付証券、又は (B) 当該合併、当該統合若しくは当該同種の取引によって存続する法人等の親会社の未行使の議決権全体の50%超に相当する既発の議決権付証券のいずれも、（上記の取引等の直前における所有比率とほぼ同じ比率で）直接的にも間接的にも所有してないこと
- (iii) 当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全てについての売却、リース、独占的ライセンスの付与、又はその他の処分が完了したこと（ただし、当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全てについての売却、リース、独占的ライセンスの付与、又はその他の処分の相手方が法人等であって、当該法人等の議決権付証券に付着する議決権全体の50%超が、（当該売却、当該リース、当該独占的ライセンスの付与、又は当該その他の処分の直前における所有比率とほぼ同じ比率で）当社の株主によって所有されている場合を除く。）
- (iv) 取締役会が本プランを採用した日の時点で取締役会（以下「**在職取締役会**」という。）の構成員であった個人が、何らかの理由で、取締役会の構成員の過半数を構成しなくなったこと（ただし、取締役会の新たな構成員の任命又は選任（若しくは選任を受けるための指名）が、その時点における在職取締役会の在任の構成員による過半数の決めで承認又は推薦された場合、当該新たな構成員は、本プランの目的上、在職取締役会の構成員とされる。）

上述の定義、又は本プランのその他一切の規定にもかかわらず、(A) 「支配権の変更」という用語には、資産の売却、合併又はその他の取引のうち、専ら当社の本拠地を変更することを目的とするものは含まれず、かつ (B) 当社又は関係会社と参加者との間の個別の書面契約に記載される「支配権の変更」（又は類似の用語）の定義は、当該契約に基づく報酬に関して、上述の定義に優先する。ただし、個別の書面契約に「支配権の変更」又は類似の用語の定義が記載されない場合、上述の定義が適用される。

- (h) 「**内国歳入法**」とは、1986年内国歳入法（Internal Revenue Code of 1986）（改正を含む。）をいい、同法に従って適用される一切の規制及びガイドラインを含む。
- (i) 「**委員会**」とは、取締役会が、第2項(c)に従って権限を委譲した取締役1名以上で構成される委員会をいう。
- (j) 「**普通株式**」とは、当社の普通株式をいう。
- (k) 「**当社**」とは、デラウェア州の法人であるメディシノバ・インク（MediciNova, Inc.）をいう。
- (l) 「**コンサルタント**」とは、アドバイザーを含む一切の者のうち、(i) 顧問若しくは助言業務を提供するために当社若しくは関係会社に雇われる者であって、当該業務に対して報酬を受ける者、又は (ii) 関係会社の取締役会の構成員を務める者であって、上記の業務に対して報酬を受ける者をいう。ただし、ただし、専ら取締役として行う業務のみ、又はかかる業務に対する報酬の支払いを根拠として、本プランの目的上、取締役が「コンサルタント」とされることはない。上述にもかかわらず、ある者に対する当社の証券の売却又は申込みを登録する目的で、証券法上の届出書フォームS-8（Form S-8 Registration Statement）が利用可能となった場合のみ、当該者は、本プランの下でコンサルタントとして扱われる。
- (m) 「**継続役員**」とは、従業員としてか、取締役としてか、又はコンサルタントとしてかを問わず、参加者が、当社又は関係会社に提供する役務が、中断又は終了しないことをいう。参加者が、従業員、取締役若しくはコンサルタントとして、当社に役務を提供するにあたっての地位が変更された場合、又は参加者が役務を提供する法人等に変更があった場合でも、（当該参加者が当社又は関係会社に提供する役務が中断又は終了しない限り）等が参加者の継続役員は終了しない。ただし、参加者が役務を提供する法人等が、関係会社としての資格を喪失したと、取締役会がその独自の裁量で決定した場合、当該参加者の継続役員は、当該法人等が関係会社としての資格を喪失した日に、終了したものとする。例えば、当社の従業員から関係会社へ、又は取締役への地位の変更は、継続役員を中断を構成しない。法律上許容される範囲で、取締役会又は当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）は、(i) 取締役会又はチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが承認した休暇（傷病休暇、兵役休暇、若しくはその他の個人的な休暇を含む。）があった場合、又は(ii) 当社、関係会社、若しくは当社若しくは関係会社の承継会社の間で異動があった場合に、継続役員が終了するか否かについて、その独自の裁量で決定することができる。上述にもかかわらず、当社の休暇ポリシー、又は休暇に関する契約若しくはポリシーに盛り込まれる書面の条件であって、参加者に適用されるもので定められる範囲、あるいはその他法律上要求される範囲に限り、株式報酬の権利を確定させる目的上、休暇は継続役員として扱われる。
- (n) 「**企業取引**」とは、単発の取引、又は一連の関連取引の過程で、以下に掲げる事由のうち、いずれかひとつ以上が完了したことをいう。
- (i) 当社及びその子会社の連結資産の全て又はほぼ全ての売却又はその他の処分であって、取締役会がその独自の裁量で決定するもの
- (ii) 当社の既発証券の90%以上の売却又はその他の処分
- (iii) 合併、統合又は同種の取引のうち、当社が存続会社とはならないもの
- (iv) 合併、統合又は同種の取引のうち、当社が存続会社となるものであって、当該合併、当該統合又は当該同種の取引の直前における発行済みの普通株式が、当該合併、当該統合又は当該同種の取引の結果、その他の財産（証券又は現金等、形式の如何を問わない。）に転換又は交換されるもの
- (o) 「**対象従業員**」は、内国歳入法第162条(m)(3)で定義される意味を有する。
- (p) 「**取締役**」とは、取締役会の構成員をいう。

- (q) 「**行為無能力**」とは、内国歳入法の第22条(e)(3)及び第409A(a)(2)(c)(i)で定められるとおり、参加者に関して、医学上確定された身体障害又は精神障害のうち、死亡に至る可能性のあるもの、又は12ヶ月連続で継続しており、若しくは継続する見込みのものであって、その状況下で保証されていると取締役会がみなす医学的証拠に基づいて取締役会が決定したものをいう。
- (r) 「**発効日**」とは、本プランが当社の株主により承認された、2013年開催の当社の定時株主総会の日付である2013年6月14日をいう。
- (s) 「**従業員**」とは、当社又は関係会社に雇用される者をいう。ただし、専ら取締役として行う業務のみ、又はかかる業務に対する報酬の支払いを根拠として、本プランの目的上、取締役が「従業員」とされることはない。
- (t) 「**法人等**」とは、法人、パートナーシップ、有限責任会社、又はその他の組織をいう。
- (u) 「**証券取引所法**」とは、1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (改正を含む。)、並びに同法に従って公布される一切の規則及び規制をいう。
- (v) 「**証券取引所法関係者**」とは、一切の自然人、法人等又は「団体 (group)」(証券取引所法の第13条(d)及び第14条(d)で使用される意味による。)をいう。ただし、「証券取引所法関係者」には、(i) 当社若しくは当社の子会社、(ii) 当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度、若しくは当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度の下で証券を保有する受託者若しくは受益者、(iii) 証券の募集によって、現時点で当該証券を保有している引受人、(iv) 当社の株主によって、当社の株式に対する当該株主の保有比率とはほぼ同じ比率で、直接的若しくは間接的に所有される法人等、又は(v) 一切の自然人、法人等又は「団体 (group)」(証券取引所法第13条(d)及び第14条(d)で使用される意味による。)のうち、発効日の時点において、その時点で既発の当社の証券に付着する議決権全体の50%超に相当する当社の証券の、直接的又は間接的な所有者である者、は含まれない。
- (w) 「**公正市場価額**」とは、ある日の時点での普通株式の価額であって、以下の方法で決定されるものをいう。
- (i) 普通株式が、確立された株式取引所に上場され、又は確立された市場で取り引きされる場合、当該普通株式の公正市場価額は、取締役会が別段決定する場合を除き、当該価額の決定日における当該普通株式の売却価格の終値であって、当該株式取引所若しくは当該市場(又は、当該普通株式の取引量が最も大きい取引所若しくは市場)で相場が示され、かつ信頼できると取締役会がみなす情報源で報告されているものとする。
- (ii) 取締役会が別段定める場合を除き、普通株式の公正市場価額が決定される日に、当該普通株式の売却価格の終値がない場合、当該普通株式の公正市場価額は、前回に当該普通株式の相場が示された日における当該普通株式の売却価格の終値とする。
- (iii) 普通株式について上記の市場が存在しない場合、当該普通株式の公正市場価額は、内国歳入法第409A条及び第422条に適合する方法により、取締役会によって誠実に決定される。
- (x) 「**インセンティブ・ストック・オプション**」とは、第5項に従って付与されるオプションであって、内国歳入法第422条で使用される意味での「インセンティブ・ストック・オプション」であることが意図され、かつその適格性を有するものをいう。
- (y) 「**非従業員取締役**」とは、取締役のうち、(i) 現時点で当社又は関係会社の従業員又は役員ではなく、顧問として、若しくは取締役以外の立場で提供した役務に対して当社又は関係会社から直接的にも間接的にも報酬(証券法に従って公布されるレギュレーションS-K (Regulations S-K) (以下「**レギュレーションS-K**」)という。)の第404号の(a)によって開示を要求される金額を除く。)を受け取っておらず、レギュレーションS-Kの第404号の(a)によって開示を要求されるその他一切の取引について持分を有しておらず、かつレギュレーションS-Kの第404号の(a)によって開示を要求される取引関係に関与していない者、あるいは(ii) その他の場合において、規則16b-3の目的上「非従業員取締役」とされない者をいう。
- (z) 「**非適格ストック・オプション**」とは、第5項に従って付与されるオプションであって、インセンティブ・ストック・オプションとしての適格性を有しないものをいう。
- (aa) 「**役員**」とは、当社の役員であって、証券取引所法第16条で使用される意味での役員である者をいう。
- (bb) 「**オプション**」とは、本プランの下で付与される普通株式を買い取るためのインセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションをいう。
- (cc) 「**オプション契約**」とは、当社とオプション保有者との間の書面契約であって、オプションの付与に関する条件が明示されているものをいう。各オプション契約は、本プランの条件に準拠する。
- (dd) 「**オプション保有者**」とは、本プランの下でオプションが付与される者、又は(場合によって)未決済のオプションを保有するその他の者をいう。
- (ee) 「**その他株式報酬**」とは、その全部又は一部が、第6項(d)の条件に従って付与される普通株式の参照に基づく報酬をいう。
- (ff) 「**その他株式報酬契約**」とは、当社とその他株式報酬の保有者との間の書面契約であって、その他株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各その他株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (gg) 「**社外取締役**」とは、取締役のうち、(i) 現時点で当社又は「関係法人 (affiliated corporation)」(内国歳入法第162条(m)に従って公布される財務省規則で使用される意味による。)の従業員ではなく、過去において当社又は「関係法人」の従業員として、一切の課税対象年中に、従前提供した役務に対する報酬(適格退職金制度 (tax-qualified retirement plan) の下での給付を除く。)を受け取っておらず、過去に当社又は「関係法人」の役員であったことはなく、かつ取締役以外の立場で、当社又は「関係法人」から、直接的にも間接的にも報酬を受け取っていない者、あるいは(ii) その他の場合において、内国歳入法第162条(m)の目的上「社外取締役 (outside director)」とされない者をいう。
- (hh) 「**所有する**」、「**所有される**」、「**所有者**」、「**所有比率**」ある者又は法人等が、契約、取決め、了解、関係又はその他の手段を通じて、直接的又は間接的に議決権(証券に関して、表決を行う権限、又は表決に関して指導を行う権限を含む。)を直接的又は間接的に保有し、又は共有する場合、当該者又は当該法人等は、当該証券を「所有する」状態にあり、当該証券を「所有される」状態に置いており、当該証券の「所有者」であり、かつ当該証券の「所有比率」を取得したとみなされる。
- (ii) 「**参加者**」とは、本プランに従って報酬を付与される者、又は(場合によって)未決済の株式報酬を保有するその他の者をいう。
- (jj) 「**業績連動型報酬**」とは、第6項(c)(ii)の従って付与される報酬をいう。
- (kk) 「**業績達成基準**」とは、ある業績達成期間に関する業績目標を設定する目的で、取締役会が選択するひとつ以上の基準をいう。業績目

- 標を設定するために用いられる業績達成基準は、以下の要素のうちいずれかひとつ、又は下記の要素の組合せに基づく。かかる要素とは、すなわち、(i) 利益 (1株あたり純利益及び純利益)、(ii) 利払い前・税引き前・減価償却前利益、(iii) 利払い前・税引き前・減価償却前・その他償却前利益 (earnings before interest, taxes, depreciation and amortization)、(iv) 株主総利回り (total stockholder return)、(v) 自己資本利益率 (return on equity) 又は平均の株主資本比率、(vi) 総資産利益率 (return on assets)、投資利益率 (return on investment)、又は投下資本利益率 (return on capital employed)、(vii) 株価、(viii) 利益率 (売上総利益率 (gross margin) を含む。)、(ix) 税引前収益又は税引後収益、(x) 営業利益 (operating income)、(xi) 税引前営業利益、(xii) 税引前利益 (pre-tax profit)、(xiii) 営業キャッシュフロー (operating cash flow)、(xiv) 売上目標又は収益目標、(xv) 収益又は商品の収益の増加、(xvi) 費用削減及びコスト削減の目標、(v) 運転資本のレベルの上昇又は達成、(xviii) 経済的付加価値 (economic value added) (又は同等の測定基準)、(xix) 市場シェア、(xx) キャッシュフロー、(xxi) 1株あたりキャッシュフロー (cash flow per share)、(xxii) 株価値動き、(xxiii) 減債、(xxiv) プロジェクト又はプロセスの実施又は完了、(xxv) 顧客の満足度、(xxvi) 株主資本 (stockholders' equity)、(xxvii) 資本支出、(xxviii) 負債の水準、(xxix) 営業利益又は純営業利益、(xxx) 人材の多様性、(xxxi) 純利益又は営業利益の上昇、(xxxii) 支払請求、(xxviii) 臨床上の目標、(xxxiv) 財務上の目標、並びに (xxxv) (報酬が内国歳入法第162条(m)に適合することが意図されていない限り)業績を測定するためのその他の要素であって、基準取締役会が選択したものである。
- (11) 「**業績目標**」とは、ある業績達成期間について、取締役会が、業績達成基準に基づいて、当該業績達成期間に関して設定したひとつ以上の目標をいう。業績目標は、ひとつ以上の事業部門、部署、関係会社又は事業セグメントに関して、当社全域にわたって適用することができ、また絶対的な目標であってもよいし、比較対象となる会社1社以上の業績、又は関連指標1つ以上の業績との相対的な目標であってもよい。(i) 報酬が付与される時点で、報酬契約の中で、又は (ii) 業績目標が達成された時点で、当該業績目標が記載されるその他の文書の中で、取締役会が別段明示する場合を除き、取締役会は、以下の目的のために、ある業績達成期間に関する業績目標の達成度を計算する方法に適切な調整を加える。かかる目的とは、すなわち、(1) 事業の再編、及び/又は一度限りの変更を排除する目的、(2) 米ドル以外の通貨建ての業績目標に関する為替レートの変動による影響を排除する目的、(3) 一般に公正妥当と認められる会計基準 (generally accepted accounting principles) の変更による影響を排除する目的、(4) 法人税率に加えられる法定上の調整による影響を排除する目的、並びに (5) 一般に公正妥当と認められる会計基準に従って決定される一切の「特別項目 (extraordinary item)」による影響を排除する目的
- (mm) 「**業績達成期間**」とは、取締役会が選択する期間であって、株式報酬又は業績連動型現金報酬に対する参加者の権利、及びそれらの支払いを決定する目的で、ひとつ以上の業績目標の達成度が測定される期間をいう。
- (nn) 「**業績連動型株式報酬**」とは、第6項(c)(i)の条件に従って付与される株式報酬をいう。
- (oo) 「**本プラン**」とは、本メディシノバ・インク2013年エクイティ・インセンティブ・プラン (MediciNova, Inc. 2013 Equity Incentive Plan) をいう。
- (pp) 「**制限付株式報酬**」とは、第6項(a)の条件に従って付与される普通株式に関する報酬をいう。
- (qq) 「**制限付株式報酬契約**」とは、当社と制限付株式報酬の保有者との間の書面契約であって、制限付株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各制限付株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (rr) 「**制限付株式ユニット報酬**」とは、第6項(b)の条件に従って付与される普通株式を受け取る権利をいう。
- (ss) 「**制限付株式ユニット報酬契約**」とは、当社と制限付株式ユニット報酬の保有者との間の書面契約であって、制限付株式ユニット報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各制限付株式ユニット報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (tt) 「**規則16b-3**」とは、証券取引所法に従って公布される規則16b-3 (Rule 16b-3)、又は規則16b-3の一切の承継規則であって、その都度効力を生じるものをいう。
- (uu) 「**規則405**」とは、証券取引所法に従って公布される規則405 (Rule 405) をいう。
- (vv) 「**規則701**」とは、証券取引所法に従って公布される規則701 (Rule 701) をいう。
- (ww) 「**証券法**」とは、1933年証券法 (Securities Act of 1933) (改正を含む。) をいう。
- (xx) 「**株式評価益権**」又は「**SAR**」とは、第5項の条件に従って付与される普通株式の増益を受け取る権利をいう。
- (yy) 「**株式評価益権契約**」とは、当社と株式評価益権の保有者との間の書面契約であって、株式評価益権の付与に関する条件が明示されているものをいう。各株式評価益権契約は、本プランの条件に準拠する。
- (zz) 「**株式報酬**」とは、本プランに従って付与される株式を受け取る権利をいい、インセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、制限付株式報酬、制限付株式ユニット報酬、株式評価益権、又は一切のその他株式報酬を含む。
- (aaa) 「**株式報酬契約**」とは、当社と参加者との間の書面契約であって、株式報酬の付与に関する条件が明示されているものをいう。各株式報酬契約は、本プランの条件に準拠する。
- (bbb) 「**子会社**」とは、当社に関して、(i) ある法人のうち、当該法人の取締役会の過半数を選任するための通常の議決権が付着した発行済資本株式の50%超が、その時点で当社によって直接的又は間接的に所有されている法人 (一切の事由の発生を根拠として、当該法人のその他のクラスの株式に議決権が付着される予定であり、又は付着される可能性があるか否かを問わない。)、及び (ii) パートナシップ、有限責任会社、又はその他の組織のうち、(表決によるか、又は利益の貢献若しくは資本の拠出によるかを問わず) 当社が直接的又は間接的に有する持分が50%を超えるものをいう。
- (ccc) 「**10%株主**」とは、当社又は関係会社の全てのクラスの株式に付着する議決権全体の10%超に相当する株式を所有する (又は内国歳入法第424条(d)に従って、所有するとみなされる) 者をいう。
- (ddd) 「**取引等**」とは、企業取引又は支配権の変更をいう。